



平成 26 年 第 1 回
本別町議会定例会会議録

自 平成 26 年 3 月 4 日
至 平成 26 年 3 月 20 日

本 別 町 議 会

平成26年本別町議会第1回定例会会議録（第4号）

平成26年3月20日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 （平成26年度各会計予算審査特別委員会委員長報告）
- 議案第27号 平成26年度本別町一般会計予算について
- 議案第28号 平成26年度本別町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第29号 平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第30号 平成26年度本別町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第31号 平成26年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第32号 平成26年度本別町簡易水道特別会計予算について
- 議案第33号 平成26年度本別町公共下水道特別会計予算について
- 議案第34号 平成26年度本別町水道事業会計予算について
- 議案第35号 平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程第 2 議案第36号 本別町社会教育委員に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第37号 町道の路線廃止について
- 日程第 4 議案第38号 町道の路線変更について
- 日程第 5 議案第39号 町道の路線認定について
- 日程第 6 議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 7 意見書案第1号 地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書
- 日程第 8 意見書案第2号 集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に対する意見書
- 日程第 9 意見書案第3号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書
- 日程第10 意見書案第4号 TPP交渉等国际貿易交渉に係る意見書
- 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
（総務常任委員会、産業厚生常任委員会、
広報広聴常任委員会）
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
（閉会中の継続審査申出書）
- 日程第13 議員派遣の件
-

○会議に付した事件

- 日程第 1 (平成26年度各会計予算審査特別委員会委員長報告)
- 議案第27号 平成26年度本別町一般会計予算について
- 議案第28号 平成26年度本別町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第29号 平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第30号 平成26年度本別町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第31号 平成26年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第32号 平成26年度本別町簡易水道特別会計予算について
- 議案第33号 平成26年度本別町公共下水道特別会計予算について
- 議案第34号 平成26年度本別町水道事業会計予算について
- 議案第35号 平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程第 2 議案第36号 本別町社会教育委員に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第37号 町道の路線廃止について
- 日程第 4 議案第38号 町道の路線変更について
- 日程第 5 議案第39号 町道の路線認定について
- 日程第 6 議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 7 意見書案第1号 地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書
- 日程第 8 意見書案第2号 集团的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書
- 日程第 9 意見書案第3号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書
- 日程第10 意見書案第4号 TPP交渉等国际貿易交渉に係る意見書
- 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(総務常任委員会、産業厚生常任委員会、
広報広聴常任委員会)
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続審査申出書)
- 日程第13 議員派遣の件

○出席議員 (9名)

- 議長 12番 方川一郎君 副議長 11番 林 武君
2番 山西二三夫君 5番 小笠原良美君

6 番 山 田 鶴 雄 君
8 番 笠 原 求 君
10 番 阿 保 静 夫 君

7 番 方 川 英 一 君
9 番 高 橋 利 勝 君

○欠席議員（2名）

3 番 戸 田 徹 君

4 番 黒 山 久 男 君

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	砂 原 勝 君
会 計 管 理 者	黒 田 匡 君	総 務 課 長	大和田 収 君
農 林 課 長	工 藤 朗 君	保 健 福 祉 課 長	吉 井 勝 彦 君
住 民 課 長	千 葉 輝 男 君	建 設 水 道 課 長	能 祖 豊 君
企 画 振 興 課 長	川 本 秀 二 君	老 人 ホ ー ム 所 長	井 上 松 子 君
国 保 病 院 事 務 長	毛 利 俊 夫 君	総 務 課 長 補 佐	大 橋 堅 次 君
建 設 水 道 課 長 補 佐	高 橋 優 君	教 育 委 員 長	水 谷 令 子 君
教 育 長	中 野 博 文 君	教 育 次 長	竹 田 稔 君
社 会 教 育 課 長	安 藤 修 一 君	農 委 事 務 局 長	山 本 光 明 君
代 表 監 査 委 員	畑 山 一 洋 君	選 管 事 務 局 長	大 和 田 収 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	鷺 巢 正 樹 君	総 務 担 当 主 査	松 本 恵 君
総 務 担 当 主 任	塚 谷 直 人 君		

○議長（方川一郎君） 開会前に、黒山久男君、並びに戸田徹君から会議を欠席する旨の届け出がありましたので報告しておきます。

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第27号ないし議案第35号

○議長（方川一郎君） 日程第1 議案第27号平成26年度本別町一般会計予算について、ないし議案第35号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件を一括議題とします。

以上9件について、委員長の報告を求めます。

平成26年度各会計予算審査特別委員会委員長方川英一君、御登壇ください。

○各会計予算審査特別委員長（方川英一君）〔登壇〕 報告いたします。

委員会審査結果報告。

本委員会は、平成26年3月12日、第1回定例会において付託を受けた下記事件について審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

記1、事件。

- ①議案第27号平成26年度本別町一般会計予算について。
- ②議案第28号平成26年度本別町国民健康保険特別会計予算について。
- ③議案第29号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について。
- ④議案第30号平成26年度本別町介護保険事業特別会計予算について。
- ⑤議案第31号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計予算について。
- ⑥議案第32号平成26年度本別町簡易水道特別会計予算について。
- ⑦議案第33号平成26年度本別町公共下水道特別会計予算について。
- ⑧議案第34号平成26年度本別町水道事業会計予算について。
- ⑨議案第35号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計について。

2、予算審査特別委員会開催日、平成26年3月17日、18日。

3、審査の結果。

- ①議案第27号平成26年度本別町一般会計予算について、原案可決。
- ②議案第28号平成26年度本別町国民健康保険特別会計予算について、原案可決。
- ③議案第29号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。
- ④議案第30号平成26年度本別町介護保険事業特別会計予算について、原案可決。

決。

⑤議案第31号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、原案可決。

⑥議案第32号平成26年度本別町簡易水道特別会計予算について、原案可決。

⑦議案第33号平成26年度本別町公共下水道特別会計予算について、原案可決。

⑧議案第34号平成26年度本別町水道事業会計予算について、原案可決。

⑨議案第35号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計について、原案可決であります。

以上、報告といたします。

○議長（方川一郎君） お諮りします。

本案9件の委員長報告に対する質疑は、議会運営基準104により省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略することに決定いたしました。

これから、議案第27号平成26年度本別町一般会計予算についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第27号平成26年度本別町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第27号平成26年度本別町一般会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第28号平成26年度本別町国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第28号平成26年度本別町国民健康保険特別会計予算についてを

採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立多数です。お座りください。

したがって、議案第28号平成26年度本別町国民健康保険特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第29号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

阿保静夫君、御登壇ください。

○10番(阿保静夫君)〔登壇〕 議案第29号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

予算審査の中で明らかになったように、北海道全体では保険料が1,053円現行より下がり、年間保険料は6万6,265円となるものです。

しかし、年金収入が168万円以下の方は増額になることも明らかになりました。これは主に均等割と所得割の比率で、所得割は引き下げ均等割を大きくしたことになります。本町の場合は平均保険料は道の平均より1万7,857円低い、年4万8,408円ほどとのことですが、保険料は逆に現行より1,674円上がるとのことです。

このように後期高齢者医療制度は、医療を年齢で差別していることは言うまでもなく、医療費の増が直接保険料負担に反映し、さらに今回の改訂では収入の少ない方の負担がふえるというものであり大いに問題だと考えることから本予算については反対の態度を表明するものです。

議員各位の賛同をお願いします。

○議長(方川一郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) これで、討論を終わります。

これから、議案第29号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第29号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第30号平成26年度本別町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第30号平成26年度本別町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立多数です。お座りください。

したがって、議案第30号平成26年度本別町介護保険事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第31号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第31号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第31号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第32号平成26年度本別町簡易水道特別会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第32号平成26年度本別町簡易水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第32号平成26年度本別町簡易水道特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第33号平成26年度本別町公共下水道特別会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第33号平成26年度本別町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第33号平成26年度本別町公共下水道特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第34号平成26年度本別町水道事業会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第34号平成26年度本別町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第34号平成26年度本別町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第35号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第35号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第35号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第36号

○議長(方川一郎君) 日程第2 議案第36号本別町社会教育委員に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安藤社会教育課長。

○社会教育課長(安藤修一君) 議案第36号本別町社会教育委員に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、社会教育法が改正され、これまで同法に定められていた社会教育委員の委嘱の基準について、市町村の条例で定めることとされたため、国が示した基準を踏まえ学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者を加える等の改正を行うものです。

それでは、改正条文を朗読して説明にかえさせていただきます。

なお、括弧書き等の朗読は省略をさせていただきます。

本別町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例。

本別町社会教育委員に関する条例（昭和24年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）」を「（昭和24年法律第207号）」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条、委員の定数は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第4条中「法第15条第2項」を「第2条」に改める。

附則。

施行期日。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

経過措置。

この条例の施行の際、現に改正前の社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により社会教育委員に委嘱されている者（以下「旧委員」という。）は、この条例による改正後の本別町社会教育委員に関する条例により委嘱された社会教育委員とみなす。この場合において、旧委員の任期は、この条例による改正前の本別町社会教育委員に関する条例の規定による任期の残任期間とする。

以上、本別町社会教育委員に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第36号本別町社会教育委員に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号本別町社会教育委員に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第37号

○議長（方川一郎君） 日程第3 議案第37号町道の路線廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖 豊君） 議案第37号町道の路線廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

今回は2路線の廃止を提案しております。

栄町公営住宅の建てかえに伴い、道路改良工事を進めておりますが、現在の町道栄町公園通りと町道栄町6号通りの道路利用形態が変更となり、この2路線の道路がなくなることから、路線廃止を提案したところであります。

提案内容であります。道路法第10条第3項の規定に基づき町道の路線を次のように廃止するものであります。

次のページをお願いいたします。

廃止する路線。

路線番号、133。路線名、栄町公園通りは、起点から終点までの総延長93.30メートルの全路線を廃止するものであります。

次の路線番号、134。路線名、栄町6号通りにつきましても、起点から終点までの総延長92.50メートルの全路線を廃止するものであります。

以上、町道の路線廃止についての提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第37号町道の路線廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号町道の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第38号

○議長(方川一郎君) 日程第4 議案第38号町道の路線変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長(能祖 豊君) 議案第38号町道の路線変更について、提案理由の説明を申し上げます。

今回は2路線の変更を提案しております。

1路線目の町道栄町2号通りは、新規道路事業に伴い、町道終点側から新たに道路が延長され、道路の利用形態が変更となるため、路線変更を提案したところであります。

続いて、2路線目の町道栄町公住1号通りにつきましても、公営住宅の建てかえに伴い、現在の町道終点側から新たに道路が延長され、道路の利用形態が変更となるため、路線変更を提案したところであります。

提案内容であります。道路法第10条第3項の規定に基づき町道の路線を次のように変更するものであります。

次のページをお願いします。

路線変更する路線。

路線番号、138。路線名、栄町2号通り。起点の変更はありません。

終点を中川郡本別町栄町70番地2に変更し、総延長は196.10メートルから316.10メートルに変更するものであります。

続きまして、路線番号、194。路線名、栄町公住1号通り。起点の変更はありません。終点を中川郡本別町栄町70番地1に変更し、総延長は173.50メートルから295.00メートルに変更するものであります。

以上、町道の路線変更についての提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第38号町道の路線変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号町道の路線変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第39号

○議長(方川一郎君) 日程第5 議案第39号町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長(能祖 豊君) 議案第39号町道の路線認定について、提案理由の説明を申し上げます。

本路線につきましては、栄町公営住宅建てかえに伴い、先ほど議決いただきました2路線の廃止のあとに、新しい道路形態として新たに新設される道路であります。

この道路は団地内の方々が利用する道路として必要であることから、路線認定を提案したところであります。

提案内容であります。道路法第8条第2項の規定に基づき町道の路線を次のように認定するものであります。

次のページをお願いいたします。

認定する路線。

路線番号、198。路線名、栄町公住3号通り。起点、中川郡本別町栄町70番地2。終点、中川郡本別町栄町70番地1。総延長は268.00メートルであります。

以上、町道の路線認定についての提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第39号町道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第40号

○議長(方川一郎君) 日程第6 議案第40号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長(大和田収君) 議案第40号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村職員退職手当組合の組織団体であります上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が、平成26年3月31日付け、解散脱退することに伴い、一部事務組合であります北海道市町村職員退職手当組合の規約の変更の必要が生じてまいりました。

これに伴い、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものでございます。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表(上川)の項中「上川中部消防組合」を削り、同表(胆振)の項中「伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

附則。

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第40号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。
これで、質疑を終わります。
これから、討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから、議案第40号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決
します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第40号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、
原案のとおり可決されました。

◎日程第7 意見書案第1号

○議長（方川一郎君） 日程第7 意見書案第1号地方自治体の臨時・非常勤職員の
待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。
高橋利勝君、御登壇ください。

○9番（高橋利勝君）〔登壇〕 意見書案第1号地方自治体の臨時・非常勤職員の待
遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。
なお、案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見
書案。

自治体の臨時・非常勤職員は、いまや3人に1人となり、全国では約70万人にも
上ります。それらの職員の多くは、年収が約200万以下であるため官製ワーキング
プアとも言われ、雇止め不安を感じながら日々の業務にあたっています。

臨時・非常勤職員の職種は、行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理
員、看護師、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたります。
その多くの職員が、恒常業務に就いており地方自治体は臨時・非常勤職員の労働
を無くして一日たりとも回りません。

しかし、臨時・非常勤職員にはパート労働法、労働契約法などが適用されないなど待遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度の狭間で、法の谷間におかれた存在となっています。

このため、パート労働法や改正労働契約法の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定に関する法整備をはかることが重要課題となっています。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

記。

1、非常勤職員に期末手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。

2、均等・均衡待遇を求めているパート労働法の趣旨を、臨時・非常勤等職員に適用させる法整備をはかること。

3、臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、消費者庁長官、以上でございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第1号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 意見書案第2号

○議長（方川一郎君） 日程第8 意見書案第2号集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に対抗する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫君、御登壇ください。

○10番（阿保静夫君）〔登壇〕 意見書案第2号集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に対抗する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

案文の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に対抗する意見書案。

安倍首相は、今国会中にも集団的自衛権に関する憲法解釈の変更を踏み切り、秋の臨時国会で関連法案を成立させようとしています。政府は従来から、憲法9条の下において認められる自衛権の発動としての武力行使については、①わが国に対する急迫不正の侵害があること、②この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと、③必要最小限の実力行使にとどまるべきこと、という3要件に該当する場合に限られると解してきました。集団的自衛権については、憲法9条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、他国に加えられた武力攻撃を実力を持って阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、これを超えるものであって、憲法上許されないとしてきました。これが確立した政府解釈です。

集団的自衛権の憲法解釈の変更は、海外で戦争できる国づくりの第一歩であり、恒久平和主義の憲法原理と立憲主義に反し、到底許されません。全国の集団的自衛権の行使容認に関する世論調査でも反対が過半数を超えています。

よって、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更には強く反対するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣です。

議員各位の御賛同のほどをよろしくお願いします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

林武君。

○副議長（林武君） 提案者に、何点かについてお聞きをしたいと思います。

まず、2番目の関連法案を成立となっておりますけども、この関連法案とはどういう法案なのかお教え願いたいと思います。

2点目は、①、②、③ということで、それぞれ我が国が攻撃されたときに自衛権の発動として最低限認められている3点についてありますが、これは憲法解釈9条の中で、ずっと容認されてきたことでもありますが、これは個別的自衛権という判断でよろしいでしょうか。あわせて提案者はこれに、このことについては容認しているかどうか、その辺をお伺いします。

それから、真ん中付近ぐらいでしょうか、他国に加えられた武力攻撃を実力を持って阻止する、この他国というのは、どこを想定して言われているのかお伺いをいたします。

それから、国連憲章で認められております、加盟国の中ですね、認められている集団的自衛権、これは国連憲章でしっかりとうたわれておりますが、日本だけがまだ容認もされていなく、これの解釈は今、国会で審議中であります。

以上について、そのもととしては、提案者が憲法原理と立憲主義に反してとありますので、憲法原理、いわゆる憲法は、どの関連法案よりも最優先するというのが国の決まりでありますので、憲法を差し置いての関連法案がイエス、ノーということにはないと思っていますので、その辺も含めて御答弁願います。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 全部で4点ないし5点にもなるかなというふうに思いますので、答弁を申し上げたいと思います。

まず、第1番目は、意見書中の関連法案とは何か、2行目ほどに書いてある関連法案は何かということですが、手元に詳しい資料はありませんけれども、これまでの報道等の中で憲法を解釈改憲、解釈をかえてこの意見書にあるような中身を進めようという、それに関連する正式名称は、ちょっと今出てきませんが、憲法をかえる審議会とか会議を設けるといような趣旨のことが一つありますし、それに関する日程等も決めるような話がこれまでされていたということも一つ、その中の一つだと思います。細かい法律名とか日程等、ちょっと今、私の手元の資料にはないものですから、例えていえば、一つはそれはあるというふうに思っております。

二つ目は、5、6行目くらいに①から③まで、我が国に対する急迫不正の侵害がある、自衛権の行使、発動の場合とはいうことで、これは質疑の中にあるとおり、現憲法の定めの中で自衛権というのは、こういうふうに解釈できるということが、これまで繰り返し国会の中で答弁されているし、その現憲法を守るという中であれば、こういう解釈だということが言われてきていますので、その点においては私もそのとおりだというふうに思っております。

三つ目は、他国とはどこかということですが、これは、最近ですね、首相側の自ら答弁している中では、一緒に守るべきところという意味ではアメリカ合衆国の名前を上げておりますし、それから3月13日の参議院のやり取りの中で、こういう表現をしております。朝鮮半島有事で米軍を攻撃している北朝鮮に武器弾薬を運んでいる船舶が攻撃を受けた場合がある場合にどうするか、みたいな趣旨の発言をしておりますので、少なくとも国名としては、アメリカ合衆国や、それからアメリカ合衆国は守るという意味で国名を明確に出しておりますし、これは、この場で私はそれをそうだというのは問題あると思うのですが、首相答弁の中では、北朝鮮という言葉で、そこに武器を運ぶ船というような表現をしておりますので、そういう解釈が他国の中の一

つは、そういうこともあるのかなというふうに報道等、それから参議院の3月13日ですか、委員会の中で明確にそういう国名が出されているということで答弁になるかというふうに思います。

それから四つ目、国連憲章では、一般的に集団的自衛権は認められているということで、これもずっと議論があったことです。それで、これを一言で言うのであれば、国連憲章はそう言っているけど日本国憲法は違うよということで解釈されてきているというふうに受けとめております。具体例を申し上げます。1981年の5月29日に、これは内閣衆議院議員、稲葉誠一さんという方が今と同じような質問をされました。そのときに政府は、私が今言ったようなことを言ったのですが、正確に読みますと、憲法、我が国のですね、憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどめるべきであると解しており、これは先ほどの①から③の中身に該当するかと思います。集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって憲法上許されないと考えているというのが、この1981年の内閣の国会での答弁です。それで、同じようなことが実は先ほどの参議院の、これは中央公聴会の中で、これも3月13日だと思いますが、このことを言ったのは、阪田雅裕、元内閣法制局長官が今言ったような中身と同じことを今の憲法の中では集団的自衛権は行使できないと解釈すべきだという趣旨で発言をされておりますので、国連憲章ではそのようにうたっていても一言で言えば日本国憲法は違うのだよということやずっと日本政府及びその当時の法制局長官等が答えているので、私もそういうふうに思っているところです。

それから5番目になるかとは思いますが、憲法原理とか立憲主義ということかということだと思っておりますが、これは一般に言われているとおりなのですが、質問の中にもあったとおりで、憲法が最高法規であるということは質問者自身もおっしゃっているとおりで、私もそのとおりだし、ですから解釈改憲なんてことは普通はあり得ない話だなというふうに、これは私の見解だったり一部の報道の中でそういうふうにされているとおりで、踏み込んではならないところに、例えば内閣の責任者だから踏み込めるのだみたいな発言がされていること自体がこの憲法原理に反するのではないかなと。御承知のように憲法は、そういう政治の権力を持っている方たちの、そういう勇み足なりを踏みとどませるといって、強い言葉で言えば権力を抑える条項だというふうに一般的に解釈されているし、私もそういうふうに思うので、憲法原理というのはそういうものだというふうに思っております。

ちょっと明確な法律名が今ちょっとわかりませんが、一つをあげれば憲法改正のためのいろんな審議会なり委員会を設けるといふようなことが一つあるというふうに思いますので、①についてはそのようなことでして、あと、賛同者の方から、もし補足があればお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（方川一郎君） 林武君。

○副議長（林武君） 関連法案ですから、会議だとかそういうものではなくて法案を提出する、この中身によって憲法で9条で禁止されていることをそれをできるようにするという法案をつくるというふうに書いてあるので、だからこの基本法というのは、この法案というのは何なのかといたら国家安全保障基本法ですよ。だからこの法案では、今言う憲法原理からいくと憲法が我が国最高の法規であるとうたわれているわけだから、これを飛び越してまで憲法の中身をかえるということにはならないのですよ。ですから私は、今国会で議論している、いろんな賛否があります。一方的に、こうだからと一地方議会からこういう反対意見書をあげていくということ自体が私はちょっと理解できない。その辺について、お答え願いたい。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 法案名を言っていていただいて、そういう法案だということで、逆にありがとうございました。

一番最後に申し上げたとおりだと思うのですが、少なくともこの3月12、3日あるいは14日も入るかと思うのですが、参議院で正式な場所で、例えば首相が出てきて答弁をしていると。先ほどちょっと申し上げたとおりです。それからこういう場合はどうなのだというようなことも含めて、例えばアメリカの艦船が攻撃されたときにどうするのだという議論をしております。あるいは、先ほどちょっと申し上げましたように、北朝鮮が戦争状態になっているときに武器を運んでいる船が日本海を通ったらどうするのだというような話しをしています。いずれもそれは非現実的だということなのですよね。例えば船が地平線のかなた同士でいる場合があるので、そういう場合なんていうのは全然対応できないよというようなこととか、戦争状態なら日本海を堂々と武器を運ぶわけがないとかという、いわゆる軍事評論家等の専門の人がそういうきちんと意見を述べているという委員会経過が、これはもちろん私たちは報道とか新聞、テレビの放送とかでしか知る由はありませんが、現実にそういう議論が今されているということが一つです。それを見たときに空襲を受けた我が町本別町が、この平和の問題に関することについて国に物申すということは、極めて自然なことだと私は思うし、そういう意味でもこの意見書の趣旨をぜひ国会、国の責任者のところに届けたいなというふうに思っておりますので、今、いろいろ議論されている中身も具体的にみると、そういったようにこの場合はどうするのだ、この場合はどうするのだということに首相が答えているのですよ。安倍首相が答えているのですから、それはかなり具体的な議論がされているというふうに思っておりますし、つい先日ですね、多分16日ですか、16日のNHKの、これは政党討論というのですか、日曜討論で、いろいろ具体的な数字も出されました。この時点において、この集団的自衛権を行使すべきだと、そういう法律をつくるべきだという賛成者が17パーセントで反対者が33パーセント、どちらともいえないのが43パーセントという、この時点でのNHKの数字はそういう数字だということで、本当に具体的に今、議論が始まっ

ているわけですから当然、地方議会といえども住民の付託に応えて、少なくとも私は、そういう平和を一生懸命守る立場で頑張っしてほしいという付託を受けているつもりですから、それは当然今回の意見書もそういう立場で出すし、一国民としても物を言っていくべきだというふうに解釈しております。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

この意見書に反対者の発言を許します。

林武君。

○11番（林 武君）〔登壇〕 意見書に対して、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど、質疑の中にありましたとおり、我が国の憲法は他の法律をもしくは法律によって解釈をかえるとか命令を受けるとかということは一切ないと、国の最高の法規であるということは前段申し上げたとおりであります。このようなことから憲法改正なしでは、解釈の変更だけでは無理があるのではないかという議論もあります。現在、国会でこの件に関しては議論され、賛否両論あります。どのような方向に進むのかよく見極めてからこの結論を出したほうが私はよろしいのではないかと考えております。

近年、ある国が我が国の領土、領海、領空、頻繁に侵入している事実もあります。現状、これを対応しているのが海上保安庁であります。航空自衛隊がスクランブルで出る以外は、海上保安庁が大半これに対応しております。漁船にも海上保安庁の船がぶつけられております。このような状況の中で、この海上保安庁の対応に限界があるのでなかろうかと思っております。国連憲章のもと同盟国、友好国との自衛権の確立は不可欠だと思っております。

以上のことからこの意見書案には反対の立場で討論をさせていただきます。

議員各位の御理解をお願い申し上げます。以上です。

○議長（方川一郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

高橋利勝君。

○9番（高橋利勝夫君）〔登壇〕 集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書への賛成討論をさせていただきます。

安倍首相は、意見書案にありますように、これまでの集団的自衛権の政府解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認しようとしています。

しかし、今日まで、先ほども意見書にもありましたように、国民の間にも反対が強く、また、今日まで政府の集団自衛権行使と憲法解釈の担当をしてきた元法制局長官

でさえ憲法上許されるものではないということで否定をいたしております。

また、先の与党、自民党総務懇談会でも異論が続出したと聞いています。関連法案の今お話しがありましたけども、これから具体的にになっていくと思いますが、ただ、その中で自民党一部の中には、自衛隊法を改正することによって、この解釈を変更することができるというような言い分がありますが、自民党総務懇談会の中では、こういったことはあくまでも憲法を改正してやるべきで、自衛隊法改正で集団自衛権の行使を容認する、変更するような形になるのであれば反対をするというような自民党の総務懇談会での意見等もありました。このように、この安倍政権の今日の集団自衛権に対する動きは明らかに憲法9条に反対をいたしておりますし、今、林議員のほうからいろいろ内外の諸事情のお話がありましたが、しかし、私たち日本国民にとっては、いかなる状況にあらうと日本国憲法を守ることが第1でありますから、そういう意味で私はこの憲法上許されない集団的自衛権に関する憲法解釈の変更については、到底認めることのできるものではない、そういうふうに思っております。

ぜひ議員各位の皆さんの御理解を求めまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 次に、反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第2号集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、意見書案第2号集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午前11時05分）

再開宣告（午前11時20分）

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 意見書案第3号

○議長（方川一郎君） 日程第9 意見書案第3号特定秘密保護法の廃止を求める意

見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫君、御登壇ください。

○10番（阿保静夫君）〔登壇〕 意見書案第3号特定秘密保護法の廃止を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、説明に関しては先般第4回の定例会で制定に反対する意見書が内容的には同趣旨でしたので、案文の一番最後の段、このように以下を読み上げて提案説明にかえさせていただきます。

特定秘密保護法は、人権を抑圧し、国家秘密を優先するなど、国民の権利を保障し、国家権力を抑制するという立憲主義や民主主義を根底から覆しかねないもので、決して認めるわけにはいきません。強行採決直後の道内報道機関の世論調査でも、反対、慎重審議を含めると9割にも達し、いかに本法律が国民に支持されていないかが明確です。

したがって、衆参両院での強行採決に抗議するとともに、国民の暮らし、基本的人権、国民主権、平和主義を守るためにも、政府は国民の声を真摯に受け止め、特定秘密保護法を廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣です。

議員各位の賛同のほどをよろしくお願いします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第3号特定秘密保護法の廃止を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号特定秘密保護法の廃止を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見書案第4号

○議長（方川一郎君） 日程第10 意見書案第4号 T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

山西二三夫君、御登壇ください。

○2番（山西二三夫君）〔登壇〕 意見書案第4号 T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文を朗読して提案の説明とさせていただきます。

T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書案。

T P P は、例外なき関税撤廃を原則としていることに加え、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に、極めて大きな禍根を残す問題であること、また、すべての国際貿易交渉において重要品目等の関税維持が不可欠であります。

T P P 交渉については、本年2月に閣僚会合が開催されましたが、多くの分野で各国の主張の隔たりが大きく、大筋合意には至りませんでした。

しかしながら、4月のオバマ大統領の訪日に向けて、米国から衆参両院の農林水産委員会における決議を逸脱した譲歩を強く迫られかねず、予断を許さない状況が続いています。

T P P は農業だけの問題ではなく、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。

このため、本別町町民はもとより多くの道民や国民と共に T P P 協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてまいりました。

つきましては、T P P 交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議など、下記事項を遵守されますよう強く要望します。

記。

1、平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議、環太平洋パートナーシップ(T P P)協定交渉参加に関する件についてを遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、T P P から脱退すること。

2、E P A・F T A等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持するとともに、特に日豪E P A交渉については、平成18年12月の衆参両院農林水産委員会における決議日豪E P Aの交渉開始に関する件を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当

大臣（ＴＰＰ担当）、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。
これで、質疑を終わります。
これから、討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから、意見書案第４号ＴＰＰ交渉等国際貿易交渉に係る意見書についてを採決
します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第４号ＴＰＰ交渉等国際貿易交渉に係る意見書については、
原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（方川一郎君） 日程第１１ 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題
とします。

総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第７５条
の規定によってお手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調
査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。
したがって、総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から申し出のあった所管事務
について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

◎日程第１２ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（方川一郎君） 日程第１２ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を
議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定によってお手元に配付しました所掌

事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第13 議員派遣の件

○議長(方川一郎君) 日程第13 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によってお手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(方川一郎君) これで本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は全部終了いたしました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第1回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午前11時31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年3月20日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 笠 原 求

署名議員 小笠原 良 美

署名議員 山 西 二三夫

平成26年本別町議会第1回定例会会議録（第3号）

平成26年3月12日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 26号 | 本別町学校給食共同調理場条例の全部改正について |
| 日程第 2 | 議案第 27号 | 平成26年度本別町一般会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第 28号 | 平成26年度本別町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 4 | 議案第 29号 | 平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 5 | 議案第 30号 | 平成26年度本別町介護保険事業特別会計予算について |
| 日程第 6 | 議案第 31号 | 平成26年度本別町介護サービス事業特別会計予算について |
| 日程第 7 | 議案第 32号 | 平成26年度本別町簡易水道特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議案第 33号 | 平成26年度本別町公共下水道特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議案第 34号 | 平成26年度本別町水道事業会計予算について |
| 日程第 10 | 議案第 35号 | 平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について |
-

○会議に付した事件

- | | | |
|--------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 26号 | 本別町学校給食共同調理場条例の全部改正について |
| 日程第 2 | 議案第 27号 | 平成26年度本別町一般会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第 28号 | 平成26年度本別町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 4 | 議案第 29号 | 平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 5 | 議案第 30号 | 平成26年度本別町介護保険事業特別会計予算について |
| 日程第 6 | 議案第 31号 | 平成26年度本別町介護サービス事業特別会計予算について |
| 日程第 7 | 議案第 32号 | 平成26年度本別町簡易水道特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議案第 33号 | 平成26年度本別町公共下水道特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議案第 34号 | 平成26年度本別町水道事業会計予算について |
| 日程第 10 | 議案第 35号 | 平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について |
-

○出席議員（9名）

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	2番	山西二三夫君		5番	小笠原良美君
	6番	山田鶴雄君		7番	方川英一君
	8番	笠原求君		9番	高橋利勝君
	10番	阿保静夫君			

○欠席議員（2名）

3番	戸田徹君	4番	黒山久男君
----	------	----	-------

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	黒田匡君	総務課長	大和田収君
農林課長	工藤朗君	保健福祉課長	吉井勝彦君
住民課長	千葉輝男君	建設水道課長	能祖豊君
企画振興課長	川本秀二君	老人ホーム所長	井上松子君
国保病院事務長	毛利俊夫君	総務課長補佐	大橋堅次君
建設水道課長補佐	高橋優君	教育委員長	水谷令子君
教育長	中野博文君	教育次長	竹田稔君
社会教育課長	安藤修一君	農委事務局長	山本光明君
代表監査委員	畑山一洋君	選管事務局長	大和田収君

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	鷺巣正樹君	総務担当主査	松本恵君
総務担当主任	塚谷直人君		

○議長（方川一郎君） 開会前に、黒山久男君、並びに戸田徹君から欠席する旨の届け出がありましたので報告しておきます。

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第26号

○議長（方川一郎君） 日程第1 議案第26号本別町学校給食共同調理場条例の全部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹田教育次長。

○教育次長（竹田 稔君） 議案第26号本別町学校給食共同調理場条例の全部改正につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本別町学校給食共同調理場の移転改築、及び町立学校以外への給食提供を実施するため、条例を改正する必要性が生じたので、改正するものです。

また、改正に合わせて、条文中の条項や文言などの一部修正もあわせて行いましたので、全部改正として提案したものです。

なお、新しい学校給食共同調理場は、今年の2月に工事完了し、新年度の新学期から業務を開始させていただきます。

以下、条文を朗読し、説明を加えて提案とさせていただきます。

なお、括弧書き等は省略させていただきます。

本別町学校給食共同調理場条例。

本別町学校給食共同調理場条例（昭和46年条例第24号）の全部を改正する。

目的。

第1条、この条例は、本別町学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

ここは改正ありません。

設置。

第2条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定による教育機関として、学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づき実施する学校給食を供する次の施設を設置する。

名称、本別町学校給食共同調理場。

位置、本別町弥生町35番地1。

この第2条中、改正前は、学校給食法第4条に基づきとなっておりましたが、その条項を削除して、学校給食法に基づきということに改正いたしました。位置の地番を

35番地1に改正しております。

給食費。

第3条、学校給食費は学校給食法第11条第2項の規定によるものとし、その額及び徴収については教育委員会が別に定める。

この第3条中の学校給食法、改正前は6条第2項でございましたが第11条第2項に改正するものでございます。

町立学校以外への給食の実施。

第4条、共同調理場は、町立学校への給食の実施に支障を生じない範囲内において、教育委員会が必要と認める場合は、町立学校以外の学校等への給食を実施することができる。

第2項、前項の実施に伴う給食費の額及び徴収については、前条に準じて教育委員会が別に定める。

ここは新たな追加条項で、新年度から勇足、仙美里のへき地保育所への給食提供を実施することから1条を追加いたしました。

この条項の追加により、今後、例えば本別高校などへの給食提供もできることとなります。

委任。

第5条、この条例の施行について必要な事項は教育委員会が定める。

1条ふえましたことにより、4条を5条に繰り下げております。

附則。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上、議案第26号本別町学校給食共同調理場条例の改正についての提案説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第26号本別町学校給食共同調理場条例の全部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号本別町学校給食共同調理場条例の全部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第27号ないし日程第10 議案第35号

○議長(方川一郎君) 日程第2議案第27号平成26年度本別町一般会計予算についてないし日程第10議案第35号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件についてを一括議題とします。

初めに、平成26年度各会計予算の提案理由の大綱についての説明を求めます。

砂原副町長。

○副町長(砂原 勝君) それでは、私から平成26年度本別町各会計予算編成の考え方、及び大綱について御説明を申し上げます。

最初に、自治体の予算編成の前提となります国の平成26年度地方財政計画であります。通常収支分として8兆3,607億円で、前年度に比較して1.8パーセントの増、別枠として東日本大震災分の復旧・復興事業費として1兆9,617億円を計上しています。

地方税や地方交付税などの地方一般財源は、総額で6兆3,577億円、対前年比1.0パーセントの増となりました。

このように、地方財政計画の規模は3年ぶりに拡大し1兆4,453億円の増額となりましたが、その内容は、歳入では、大企業に対する法人関係税、地方消費税、地方譲与税の増収を見込み、歳出では、投資的経費、社会保障費が増大したことによります。

次に、自治体の主要財源であります地方交付税は、総額で1兆6,855億円を見込んでおりますが、対前年比1,769億円、1.0パーセントの減となりました。

地方財政の財源不足額は1兆5,938億円で、対前年度2兆6,870億円、20.2パーセントの圧縮となっておりますが、法人関係税及び地方消費税引き上げが要因となっております。不足額の対策としては、半分は国と地方の折半、残り半分については地方が補てんすることになっております。

こうした状況で、本町の平成26年度の予算編成にあたりましては、政府が先に好環境実現のための経済対策に基づく補正予算を決定しましたが、本町としても2月6日の臨時議会で関連予算3億596万5,000円、4事業を補正対応し、新年度予算と一体的に運営を図る15カ月予算の考え方に即して事業の確保を図ったところがあります。

次に、本町の新年度予算の重点でございますが、総合計画に掲げた主要課題であります新たな仕事づくりの創造、少子高齢化、過疎対策、高速道路網、高速通信網の利

活用、循環型社会、地産地消の推進を基軸に据え、地場産業の育成、振興と安全、安心な町民の生活基盤の向上を図るとともに、高橋町長が先の選挙戦で掲げた政策の実現にも意を注ぎ、あわせて予算の重点化、効率化に努め、将来の自主財源の確保など財政基盤の確立にも配慮をしたところであります。

それでは次に、各会計の概要について説明を申し上げます。

一般会計予算書の210ページをお開きください。

本別町予算総括表、一番下の合計覧ですが、一般会計と6特別会計、2企業会計の予算総額は113億4,423万6,000円で、対前年比4.7パーセントの減となります。

上段の一般会計は63億7,556万4,000円で、対前年度6億8,109万7,000円、9.7パーセントの減で、その要因は、学校給食共同調理場5億8,563万円の減によります。

特別会計中、介護保険事業会計5,615万5,000円、6.9パーセントの増は、介護サービス給付費の増によります。

企業会計では、水道事業会計中、資本的収支が増加をしておりますが、配水施設整備改良費4,617万5,000円の計上によります。

次に、病院事業会計の収益的収支の増であります。主な要因は、屋上防水補修4,239万円を計上し、不足分を一般会計繰出金で調整したものであります。

次に、予算書の9ページをお開きください。

1、総括。歳入でございますが、右端の比較欄の増減の大きいものについて御説明を申し上げます。1款町税は、前年度と比較して1,481万8,000円、1.6パーセントの減で、内容は、町民税個人所得割中、農業所得が伸び悩んでおり、さらに償却資産、町たばこ税も減収を見込んでおります。

その下、6款地方消費税交付金761万円、9.4パーセントの増は、消費税改定による増でございますが、26年度は12月交付分から反映してまいります。

10款地方交付税は、国の地方財政計画で交付税総額の1.0パーセントの減を見込まれていますが、本町の普通交付税の算定にあたっては、個別算定経費における増減要因、及び公債費の算入額の減少などを精査し、前年度と比較して786万7,000円、0.3パーセントの減となりました。

次に、15款道支出金の減額は、介護基盤緊急整備事業の終了によります。

18款繰入金は8,697万7,000円、37.3パーセントの増となりましたが、内容は、財政調整基金及び減災基金は前年同額となっておりますが、国からの地域の元気臨時交付金中1億1,100万円を25年度基金に積み立て、26年度で事業を執行するものでございます。

21款町債については5億9,133万4,000円、53.7パーセントの減であります。学校給食共同調理場改築事業及び都市公園事業の終了によります。

地方債については、今後も大型事業の年次調整を図り実質公債費負担の適切な管理に努めてまいります。

次に、10ページ、11ページの歳出をお開きください。

比較欄の増減額の大きいものの御説明をさせていただきます。2款総務費7,312万2,000円、7.8パーセントの減は、3年に一度の退手組合清算納付金3,051万6,000円の減、及び街路灯整備2,380万円の事業終了によります。

4款衛生費8,210万3,000円、9.3パーセント増は、後期高齢者医療療養給付費、及び病院に対する一般会計繰出金の増であります。

6款農林水産業費5,382万円、14.9パーセントの増は、農業基盤整備、及び農業用施設、明渠改修による増であります。

7款商工費6,538万1,000円、20.0パーセントの減は、第2期南地区工業団地造成6,294万6,000円の完了によります。

8款土木費1億2,093万3,000円、12.8パーセント減については、都市公園事業1億1,600万円の終了、及び橋梁長寿命化事業、栄町・向陽町団地公営住宅整備事業を25年度補正に前倒したことによる減であります。

9款消防費2,868万8,000円の増は、高規格救急車の更新でございます。

10款教育費6億464万9,000円、45.3パーセントの減は、学校給食共同調理場改築事業費の減によりますが、本別高校の教育を考える会補助金は1,088万6,000円の増となります。

次に、人件費であります。各会計の職員、準職員の人件費総額は23億8,381万9,000円で、対前年度1億95万8,000円、0.5パーセントの減となります。一般会計では5,656万1,000円、4.1パーセントの減となりました。要因は、3年ごとに退職手当組合清算納付金3,051万6,000円の減によります。

投資的経費については、大型事業の減で8億3,686万5,000円となり、前年度と比較し49.1パーセントの減となります。国の経済対策で補正対応を行い、26年度への繰越分3億580万円を合わせますと11億4,266万5,000円となります。

雇用対策では、国の起業支援型雇用創造事業として860万1,000円、季節労働者対策として380万円、高卒者のワークシェアリング枠として346万6,000円を計上いたしました。

平成26年4月1日改定の消費税については、納税事業者であります企業会計、特別会計については3パーセントの転嫁を図り、一般会計関係では営農水道料金、し尿等処理手数料及び学校給食費について転嫁を図ったところでございます。

なお、一般会計歳出に影響してくる消費税の町の負担額は5,500万円程度を見込んでおります。

以上が、平成26年度予算の概要でございますが、予算編成にあたりましては、税収、交付税が伸び悩む一方、歳出では、燃料や電気料など物件費の高騰、社会保障費の増加、消費税の負担増、企業、特別会計への繰出金の増など、厳しい編成になりましたが、国の緊急経済対策、継続事業及び町民生活に密着する事業は、有利な財源確保を図りながら確保したところでございます。ハード、ソフトバランスのとれた予算になったと考えております。

職員一丸となって効率的な予算執行にあたってまいりますので、議員の皆さんの御指導をお願いいたしまして、平成26年度予算編成の大綱、及び概要の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これより、各会計について、順次提案理由の説明を求めます。

議案第27号平成26年度本別町一般会計予算について。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第27号平成26年度本別町一般会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

ただいま、副町長より予算の大綱につきまして、御説明を申し上げますので、私からは事項別明細書により、新規事業を中心に、増減の著しい部分に絞って御説明をいたしますので御了承を願いたいと存じます。

まず、予算書の1ページをお開きください。

括弧書きの朗読は省略させていただきます。

平成26年度本別町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63億7,556万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

各科目にわたります1節の報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費につきましては、添付資料の給与費明細書で説明させていただきます。

211ページをお開きください。

1、特別職に係る給与であります。

本年度の欄を御覧ください。

長等は2人、町長、副町長であります。議員は12人。その他の特別職は326人、計は340人で、報酬から共済費までの総額は9,293万8,000円で、対前年3万5,000円の増となっておりますが、議員数の減、選挙立会人が減になっているものの、世界農林業センサス調査員の増によるものであります。

次の212ページ。

2、一般職であります職員数は、前年度より2名増の141人、給料5億7,237万6,000円、職員手当4億5,516万円、共済費2億2,822万4,000円で、合計は12億5,576万円となり、対前年5,090万7,000円、3.9パーセントの減であります。

減額の主なものは職員手当で、退職手当組合負担金が3年ごとの清算納付金で3,824万3,000円の減であります。

以下、職員手当の内訳及び次ページ以降の給料及び職員手当の増減額の明細等については、説明を省略させていただきます。

戻りまして、事項別明細書の48ページをお開きください。

歳出であります各科目の給与費等の説明は、省略をしましてまいりますので御了承願います。

なお、平成26年4月1日から消費税率8パーセントとなりますので、3パーセント転嫁した予算計上となっております。

また、子ども未来課の新設によりまして、教育委員会予算を民生費に予算の組みかえも行っております。

1款1項1目議会費8,195万4,000円は、対前年178万5,000円、2.1パーセントの減であります。議員1名欠員による報酬の減が主なものです。

50ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、51ページ中段の3節職員手当等2億854万6,000円は、前年度より3,392万4,000円の減額であります。先ほども御説明いたしました退職手当組合負担金の清算納付金の減及び負担率の減が主

なものであります。

次の4節共済費1億1,652万6,000円は、前年度より1,028万円の減額であります。追加費用等負担金の減額が主なものであります。

7節賃金中、臨時雇賃金2,266万8,000円は、この科目での人数は、本別高校卒業生のワークシェアリング2名分を含めた13人分を計上しております。

次の8節報償費中、一番下にありますふるさと納税20万円は、本別町個性あるふるさとづくり寄付金に寄付をされた町外者の方に、寄付された金額により本町の特産品を贈呈するものであります。

下段の9節旅費749万8,000円は、前年度より39万6,000円の増額であります。主な要因は特別旅費で、自治大学校への研修が隔年派遣となっておりますので、その分減少しております。また、隔年で実施しております小松島市の派遣63万6,000円が増加したことによるものです。

なお、内閣府への実務研修は、2年目の継続の派遣となっております。

55ページをお願いいたします。

13節委託料中、中ほどにありますシステム移行432万円は、今後予定されております社会保険料の統合に対応する人事給与システムの更新を図るものでございます。

57ページをお願いいたします。

15節工事請負費532万4,000円は、役場庁舎の蛍光灯をLED化し、電気料金の削減を図るものであります。

18節備品購入費40万円は、横看板等を作成する大型プリンター1台を更新するものであります。

19節負担金補助及び交付金中、下段にあります国際交流協会95万2,000円は、オーストラリア・ミッチェルの中高校生の訪問団が本年9月に来町されることにより、本別国際交流協会にて受け入れをするための補助金であります。

次の58ページ。

5目財産管理費、次の61ページ、13節委託料中、中ほどにあります運営委託料南地区集会場から西美里別地区集会場の委託料、合計で280万6,000円、対前年7万円の増額となります。各集会場の運営に係る燃料費及び光熱水費分の消費税3パーセントを転嫁したことによるものです。

17節公有財産購入費157万9,000円は、対前年507万2,000円の減額となります。昨年度、太陽光発電施設用地として民間企業に賃貸するため、勇愛工業団地用地を土地開発基金から購入したことによるものです。

19節負担金補助及び交付金公共下水道事業受益者負担金228万6,000円は、対前年136万1,000円の増額ですが、南4丁目の工業団地を新規造成したことによるものです。

次の6目財産造成費、次の63ページ、13節委託料中、町有林造林事業638万7,000円は、下刈8.64ヘクタール、除伐等7.26ヘクタール、準備地ごしらえ8.32ヘクタールの事業で、町内4団地において実施するものです。

2行下の林道維持事業50万円は、林道ホロナイ線、下美蘭別線、新生線3路線、延長9,908メートルの林道の草刈を実施するものです。

次の7目交通防災対策費11節需用費中、消耗品費防災用107万4,000円、一番下にあります18節備品購入費中、次のページをお願いいたします。

65ページ一番上にあります防災用資機材、パック毛布240枚160万8,000円、保温アルミマット240枚38万9,000円、ジェットヒーター2台54万円、ポータブルストーブ10台24万9,000円、発電機8台108万円、投光機1台56万円は、本別町食料・防災資機材備蓄計画により計画的に整備するものです。

また、次の備蓄用コンテナ53万円は、資機材を地域に配備するため、備蓄用コンテナ2基を購入するものであります。

次の8目企画費、次の67ページをお願いいたします。

15節工事請負費中、本別テレビ中継局非常用電源設備設置工事389万6,000円は、災害時における被災情報等を提供するため非常用発電用設備を整備するもので、国の補助制度を活用して行うものです。

下の本別川橋梁補修工事590万円は、本別川に架かる橋りょうを歴史的遺産及び観光資源として保存するためのものであります。

9目コミュニティセンター費、次の69ページ中ほどにあります18節備品購入費遊具151万2,000円は、道の駅に幼児用滑り台1基を設置するものであります。

10目電算事務処理費12節役務費中通信サービス料142万3,000円のうち99万4,000円、次の71ページをお願いいたします。

上から3段目、15節工事請負費光ケーブル架線工事108万円、下の18節備品購入費中、LAN機器117万3,000円は、役場庁舎、総合ケアセンター、老人ホーム、健康管理センター、車両センター、農産物加工施設、言葉の教室、子育て支援センター及び各保育所をOCTVの専用回線を活用し、庁内ネットワークを構築するものであります。

飛びまして74ページをお願いいたします。

17目東日本大震災被災地等支援費93万6,000円は、南三陸町福興市への参加支援1回分を計上しております。

18目諸費19節負担金補助及び交付金中、貸切バス借上補助金105万5,000円は、対前年と同額ですが、各単位自治会年1回、利用人数を11人からとし、対象団体の拡大と利用促進を図るものであります。

4行下の街路灯維持費交付金585万円は、対前年155万円の減額となり、補助率を85パーセントから90パーセントに拡大を図りますが、LEDの照明灯に取りかえたため減額となっております。

2項徴税费、次の77ページお願いいたします。

2目賦課徴収費13節委託料中、固定資産、路線価、評価業務委託料450万円は、3年ごとの固定資産税の評価かえの実施に伴うものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費、次の79ページをお願いいたします。

13節委託料中、戸籍電算システム保守点検等委託料213万9,000円は、対前年179万2,000円の増額となりますが、1年分を計上したことによるもの。

18節備品購入費戸籍電算システム機器1,303万2,000円は、平成25年度に備荒資金組合を通じて購入した備品費を償還するためのものであります。

次の4項選挙費、80ページ、2目北海道知事及び道議会議員選挙費494万4,000円、次の3目町議会議員選挙費609万5,000円、次の82ページをお願いいたします。

4目農業委員会委員選挙費196万5,000円はそれぞれの選挙執行経費を計上しております。

次の84ページをお願いいたします。

5項統計調査費2目諸統計調査費140万7,000円は、対前年103万3,000円の増額ですが、10年に1度の世界農林業センサス調査、5年に1度の経済センサス基礎調査によるものであります。

次の86ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費7節賃金臨時雇賃金170万5,000円は、対前年253万7,000円の減額ですが、補助金が廃止された地域生活支援モデル事業で1名の減、障がい者のチャレンジ雇用1名分、85万7,000円を老人福祉総務費へ科目を変更したことによるものです。

飛びまして、91ページをお願いいたします。

20節扶助費2億4,182万2,000円は、対前年447万9,000円、1.9パーセントの増となりましたが、主な要因としては、介護給付・訓練等給付事業の利用者並びにサービス量の増加によるものです。

28節繰出金国民健康保険特別会計繰出金1億2,030万円は、対前年1,054万3,000円の減額ですが、本年度、ルール分による繰り出し金のみであること。それと健康管理センター事業は、施設管理分として、2カ年計画実施の2年目となります屋上防水改修工事1,225万1,000円、健康管理事業分は、職員の人事配置などにより102万2,000円を増額するものであります。

次の92ページをお願いいたします。

4目臨時福祉給付費3,271万4,000円は、国の補正予算による事業で、消費

税率引き上げに伴う低所得者への与える負担に配慮するための給付措置であります。支給対象者は、市町村民税が課税されていない者に1万円、老齢基礎年金等の受給者に5,000円を加算する事業内容となっております。

93ページの一歩下段にあります19節負担金補助及び交付金3,000万円は、ただいま、説明しました臨時福祉給付金として、支給対象者2,400人、加算対象者1,200人分を計上しております。

なお、その他の各節は、給付にあたり必要経費を計上しておりますが、いずれも国からの補助金で措置されることになっております。

次の94ページ。

2項老人福祉費1目老人福祉総務費7節賃金256万2,000円は、対前年88万1,000円の増額となりますが、先ほど社会福祉総務費で御説明いたしました障がい者のチャレンジ雇用1名分を予算に計上したことによるものであります。

下段の13節委託料中、生活・介護支援サポーター養成事業400万円は、本別町社会福祉協議会への委託事業として実施するものであります。

次の97ページ、上から2段目。

19節負担金補助及び交付金中、一番下の行、社会福祉協議会スプリンクラー等整備事業1,429万円は、小規模多機能型居宅介護事業所3施設にスプリンクラー等を整備するもので、社会福祉協議会への補助金であります。

次の20節扶助費敬老祝金899万円は、対前年528万円の増額となりますが、本年度から対象区分を100歳及び85歳の2区分となったため、従前の支給対象者への経過措置として贈呈するため増額となっております。

飛びまして101ページをお願いいたします。

中段、3目介護保険費28節繰出金1億7,046万8,000円は、対前年546万9,000円、3.1パーセントの減額ですが、主な要因といたしまして介護保険事業特別会計の介護給付費が687万5,000円、地域支援事業費が27万4,000円、事務費が43万8,000円、いずれも前年度より増額となりましたが、介護サービス事業特別会計で、居宅介護支援事業が154万7,000円、介護老人福祉施設事業が1,149万1,000円、前年度より減額となったことによるものであります。

次の4目高齢者福祉施設費7節賃金113万5,000円は、対前年238万9,000円の減額となりましたが、子ども未来課新設に伴い、北地区交流センター交流推進員179万1,000円及び管理人賃金59万8,000円を児童福祉費へ予算の組みかえを行ったことによるものであります。

次の103ページ下段、15節工事請負費202万円は、雨漏りが著しい仙美里ゲートボール場屋根の葺きかえ工事を行うものであります。

次の18節備品購入費106万6,000円は、世代交流館のテーブル12台、椅

子40脚、椅子台車1台を購入するもので、高齢者の利用が多く利便性を図るものです。

次の104ページをお願いいたします。

3項児童福祉費1目児童福祉総務費1節報酬31万1,000円、8節報償費中託児謝礼金1万5,000円、9節旅費3万5,000円、11節需用費中、食糧費3,000円、印刷製本費中、計画書48万6,000円及び13節委託料中、子ども・子育て支援事業計画策定275万4,000円は、いずれも本別町子ども・子育て支援事業計画書策定に伴うものであります。

戻りまして、8節報償費中、記念品代37万3,000円は、誕生記念品として、本別町産木材を使用した積み木及び埋立ごみ袋を贈呈するものであります。

次に、13節委託料中、電算業務委託料システム開発443万2,000円は、子育て世帯臨時特例給付金事業及び子ども・子育て支援新制度システムに対応するものであります。

下段の19節負担金補助及び交付金1,263万5,000円は、対前年1,261万8,000円の増額となりましたが、次の107ページをお願いいたします。

上から地域子ども会育成連絡協議会36万7,000円、幼稚園就園奨励費296万8,000円、学童保育所運営協議会116万7,000円は、教育委員会からの予算の組みかえで、子ども未来課新設によるものであります。

次の交付金、子育て世帯臨時特例給付金800万円は、先ほど申し上げましたが、消費税率引き上げに伴う子育て世帯への与える負担に配慮するための臨時的給付措置であります。児童手当の対象となる児童に1人につき1万円を給付するもので、本町は800人分を計上しております。

次の2目児童福祉施設費7節賃金中、交流推進員104万4,000円、北地区交流センター管理人賃金59万8,000円、交流推進員代替賃金74万7,000円、8節報償費109万9,000円、11節需用費中、世代間交流事業用10万円、放課後子ども教室用10万円は、いずれも、子ども未来課新設によるもので、各節の増加の主な要因となっております。

108ページをお願いいたします。

3目常設保育所費7節賃金3,579万6,000円は、対前年286万6,000円の増額となりましたが、0歳から1歳児の受け入れ等入所児童数の増加に対応するため臨時保育士を増員したことによるものであります。

次の111ページ下段にあります18節備品購入費中、避難車36万2,000円は、災害時避難車として2台を購入するもので、中央保育所及び南保育所に配置する予定となっております。

飛びまして121ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費5目医療給付費20節扶助費4,525万7,000円

は、対前年309万1,000円の増額ですが、小中学生の入院、通院自己負担分の助成を課税世帯まで拡大することによるものであります。

下段の6目環境衛生費9節旅費71万3,000円のうち59万5,000円、次のページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料中、有料道路2万円、自動車借上料9万5,000円は、バイオマス利活用調査のため先進地視察費用であります。

飛びまして127ページをお願いいたします。

中段にあります3項上水道費2目簡易水道費28節繰出金4,893万円は、対前年517万円の増額ですが、大型事業の償還開始による町債償還元利の増などで、収益収支不足分が増加したことによるものであります。

次の4項病院費1目病院公営企業費3億7,022万1,000円は、繰出基準に基づいて支出します病院事業会計への負担金、補助金、出資金であります。前年度より4,764万2,000円の増額は、19節負担金補助及び交付金救急医療確保経費などで前年度より3,639万9,000円、病院屋上防水補修工事2,500万円の増額など、また24節投資及び出資金は医療機械器具整備事業の減などで1,375万7,000円減額となったことによるものであります。

128ページをお願いいたします。

中ほどにあります5款労働費1項1目労働諸費13節委託料中、季節労働者雇用対策業務委託料380万円は、冬季間の雇用対策として、仙美里地区道路側溝支障木伐採除去を行うもので、延べ150人の雇用創出を見込んでおります。

130ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金中、次の133ページ、上から12行目、補助金中、営農指導対策協議会138万1,000円は、対前年100万円の増額となりますが、本町での栽培可能な新規作物の導入に向けての調査研究に取り組むことによるものであります。

14行下の農地中間管理機構集積協力事業390万円は、農地の利用集積のため中間管理機構に貸しつける農地所有者に対する、支援によるものであります。

134ページをお願いいたします。

5目農地費15節工事請負費中、農業基盤整備促進事業4,326万円及び次の農業用施設改修工事3,500万円は、別添の予算説明資料1ページをお開きください。

農業基盤整備促進事業ですが、右側の事業説明欄の本年度の事業は、暗渠排水調査測量20.6ヘクタールで、事業費470万円、暗渠排水工事20.6ヘクタールで4,326万円、北海道土地改良事業団連合会負担金4万1,000円であります。

左側の財源内訳ですが、事業費は4,800万1,000円で、国庫支出金が3,090万円で、その他は受益者分担金で1,706万円、一般財源は4万1,000円で

あります。

この資料の3ページをお願いいたします。

次に、農業用施設改修工事ですが、右側上段の全体事業説明ですが、この農業用施設改修工事は、西仙美里地区の暗渠排水工事であります。

中段の事業説明欄の本年度の事業は、調査設計650万円、農業用施設改修工事100メートルで、事業費は3,500万円であります。

左側の財源内訳ですが、事業費は4,150万円で、その他は、公共施設等整備基金繰入金で3,860万円、一般財源は290万円であります。

以下、この表の説明は省略させていただきます。

予算書に戻りまして、137ページをお願いいたします。

上段の19節負担金補助及び交付金中、道営畑地帯総合整備事業1億600万円は、別添の予算説明資料5ページをお願いいたします。

右側上段の全体事業説明ですが、この道営畑地帯総合整備事業の負担割合は、国が52パーセント、北海道が28パーセント、受益者が20パーセントであります。受益者20パーセントのうち通称パワーアップ事業として北海道及び本別町が各6.25パーセントを補助し、農家負担を7.5パーセントに軽減する事業であります。

中段の事業説明欄の本年度の事業は、仙美里地区が、区画整理3ヘクタール、暗渠排水29ヘクタールで、事業費8,000万円、勇足地区は、暗渠110ヘクタール、明渠排水311メートル、事業費は2億5,000万円、本別地区は、区画整理30ヘクタール、暗渠排水80ヘクタール、事業費は2億円であります。

なお、事業主体は北海道であります。

左側の財源内訳ですが、事業費は町負担分の1億600万円で、道支出金が3,115万円、地方債560万円、その他は、受益者分担金で3,738万7,000円、一般財源が3,186万3,000円あります。

以下、この表の説明は省略させていただきます。

予算書に戻りまして、137ページ、上から5行目をお願いいたします。

多面的機能支払交付金1,038万5,000円は、旧農地・水保全管理支払交付金で、環境保全活動として農道、農業用排水路などの維持管理を行うもので、継続の15地区の取り組みに対する交付金であります。

次の6目営農用水管理費13節委託料中、上から5行目、美蘭別地区営農用水事業205万3,000円は、水道法に基づく専用水道確認申請書を作成するものであります。

1番下の19節負担金補助及び交付金中、美蘭別地区営農用水事業400万円は、営農用水調査負担金で、平成26年度全体調査費800万円に対して、北海道と本別町が2分の1ずつ負担するものであります。

美蘭別地区営農用水事業につきましては、平成25年度の水源地調査、平成26年度

の新規地区調査を経て、平成27年度から本格的に着手する予定となっております。

なお、平成25年度から平成35年度の全体事業費は24億918万7,000円を予定しております。

138ページをお願いいたします。

2項林業費2目林業振興費11節需用費中、不在地主林地流動化対策3万1,000円は、造林未済地の解消に向け、不在地主が所有する荒廃林地の造林意向調査を検討をするものであります。

下の段、19節負担金補助及び交付金中、次の141ページをお願いいたします。

上から5行目、狩猟免許取得推進事業15万2,000円は、有害駆除捕獲の担い手の確保、拡充のため銃器の所持許可取得及び狩猟免許取得費用の一部を助成するもので、次のカラス駆除対策事業50万円は、カラス駆除用箱わな購入費として、猟友会本別支部に補助をするものであります。

○議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般会計予算についての説明を続けます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 説明をする前に訂正をお願いをしたいと思います。

予算説明資料をお願いいたします。

3ページです。

私、先ほど農業用施設改修工事で、西仙美里地区の暗渠排水工事と説明したのですが、明許排水工事が正解ですので、よろしくをお願いいたします。

それでは、続きます。

7款1項商工費2目商工業振興費11節需用費中、消耗品費試験材料77万8,000円、12節役務費中、運搬料114万3,000円、次の143ページ上から3行目、木材賃挽129万6,000円は、いずれも町有林カラマツ材の利活用に伴う調査に要する費用であります。

前のページに戻ってください。

11節需用費中、印刷製本費パンフレット10万3,000円は、企業誘致パンフレットを更新するものであります。

次の143ページをお願いいたします。

13節委託料中、施設維持警備38万9,000円は、商工活性化センターの夜間機械警備によるもの、2行下の木工新製品調査事業860万1,000円は、昨年度からの継続事業で、緊急雇用創出推進事業補助金を活用して、カラマツ材の高付加価値化を図るための製品開発及び市場調査等を行うものであります。

19節負担金補助及び交付金中、下から8行目、企業誘致奨励事業970万4,000円は、企業誘致条例によるもので、固定資産税相当額奨励金及び雇用促進奨励金を計上したものであります。

3目観光費、次の145ページ、12節役務費中、広告料70万円は、対前年60万円の増額となっておりますが、本町の観光や特産品のPRを全道、全国へ発信することによるものであります。

13節委託料中、施設維持警備129万6,000円は、御所の機械警備によるものであります。

次の147ページ。

19節負担金補助及び交付金中、観光協会776万5,000円は、対前年211万8,000円の増額となりますが、遊歩道などの補修によるものであります。

飛びまして、150ページをお願いいたします。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費、次の153ページをお願いいたします。

中ほどにあります18節備品購入費2万1,000円は、平ボディトラックを1台を備荒資金組合を通じ車両を導入するものであります。

2目道路維持費、次の155ページ、15節工事請負費中、町道歩道拡幅化バリアフリー工事695万円は、北5丁目の町道北西3条通り、北6丁目町道病院通りの2路線の歩道拡幅及び段差解消を図るもの、次の町道補修工事1,000万円は、町内全域で、面積は1,940平方メートルを見込んでいます。

16節原材料費中、材料費1,254万8,000円は、対前年598万7,000円の増額となりましたが、道路補修用砂利の購入が主な要因であります。

3目道路新設改良費2億8,146万4,000円は、対前年7,381万8,000円の増額です。

右側の説明欄の事業別で説明をいたしますが、上から道路新設改良人件費3,498万9,000円は、この目の人件費の合計、次の道路新設改良事業247万5,000円は、9節旅費11節需用費14節使用料及び賃借料の事務費、次の地方道路整備事業2億4,400万円は、予算説明資料の7ページをお願いいたします。

右側中段、事業説明です。

事業路線は、町道美蘭別活込横断道路、町道東中西中間道路、町道山手朝日線通り、町道共栄通り、町道美里別川沿道路、町道栄町2号通り、町道勇足元町5号通り、公共サイン整備事業、事務費を含めて総事業費2億4,580万7,000円の8事業であります。

以下、この表の説明は省略させていただきます。

予算書に戻りまして、158ページをお願いいたします。

5項住宅費1目住宅管理費、次の161ページ、15節工事請負費中、新町団地屋

根改善工事 319万7,000円は、新町団地 2棟 8戸の屋根塗装を行うもので、2目公営住宅建設費、次の163ページ、13節委託料 399万6,000円は、向陽町団地最適改善手法調査設計で、平成27年度、28年度実施予定の向陽町団地公営住宅改善事業によるもの、15節工事請負費 栄町団地公営住宅建替事業 1,958万1,000円は、本体工事は25年度、前倒しをしております。道路整備、舗装 127メートル及び解体工事等によるものであります。

次の9款1項消防費 1目消防事務処理費 19節負担金補助及び交付金中、池北三町行政事務組合、本別分 2億2,589万1,000円は、対前年 2,938万9,000円の増額となりますが、高規格救急車 3,206万3,000円、1台を更新することによるものであります。

次の10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費、飛びまして 167ページをお願いいたします。

一番上にあります 13節委託料中、業務委託清掃 12万3,000円、草刈 12万8,000円は、閉校後の仙美里中学校の環境整備によるもの、4目諸費 19節負担金補助及び交付金中、次の169ページをお願いいたします。

上から8行目、国際交流研修補助金 370万2,000円は、隔年で実施しておりますオーストラリア・ミッチェルへの派遣事業ですが、9日間の日程で、中高校生の団員 14名、団長 1名、引率 1名の計 16名分を計上しております。

下の本別高校の教育を考える会補助金 1,903万8,000円は、対前年 1,088万6,000円の増額となりましたが、バス定期代などの通学費、新入生の制服購入費補助によるものであります。

下の小学生小松島市交流研修 60万円は、対前年 35万円の増額ですが、本年度は小松島市立立江小学校へ児童を派遣するものであります。

次の2項小学校費 1目学校管理費、171ページをお願いいたします。

一番下の13節委託料中、児童生徒輸送業務委託料中、次の173ページをお願いいたします。

上からの中間輸送バス等 5路線につきましても、仙美里中学校統合に伴う路線の見直しにより、1路線がふえたため、対前年 561万円の増額となっております。

18節備品購入費中、本別中央小学校、学校管理用備品 70万3,000円は、カーテン 4教室分、行事用テント 2張、仙美里小学校 11万9,000円は、ストーブ 2台、学校施設等備品 48万6,000円は、仙美里小学校ホームテレホン装置を購入するものです。

次のスクールバス 858万7,000円は、マイクロバス 1台を更新するものであります。

2目教育振興費、次の175ページをお願いいたします。

18節備品購入費中、教育機器備品 本別中央小学校 40万1,000円は、電子ホ

ホワイトボード1台及び書画カメラ2台、勇足小学校32万3,000円、仙美里小学校32万3,000円は、いずれも電子ホワイトボード1台及び書画カメラ1台を購入するものであります。

3項中学校費、次の179ページをお願いいたします。

2目教育振興費18節備品購入費中、教材振興備品本別中学校151万4,000円は、楽器4種5台の購入で、いずれも老朽化により更新するものであります。

次の教育機器備品本別中学校23万4,000円は、書画カメラ3台、勇足中学校7万8,000円は、書画カメラ1台を購入するものです。

180ページをお願いいたします。

4項社会教育費1目社会教育総務費8節報償費107万4,000円は、対前年111万4,000円の減額となりましたが、主な要因は、放課後子ども教室安全管理員116万5,000円が、子ども未来課へ予算がえをしたことによるもの。

中ほどにあります、ほんべつ学3万8,000円は、本別の魅力や地域の輝きを発見する目的で新規に事業を開設するものであります。

次の183ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金94万2,000円は、対前年36万円の減額となりましたが、地域子ども会育成連絡協議会補助金が、子ども未来課へ予算がえしたことによります。

186ページをお願いいたします。

3目図書館費、次の189ページをお願いいたします。

11節需用費中、修繕料施設32万9,000円は、1階のパーチカルブラインドを、看板5万2,000円は、玄関前にあります案内板及び掲示板を修理するものであります。

次の190ページをお願いいたします。

4目資料館費8節報償費5万2,000円は、ほんべつ学、木とふれあい木に学ぶを開催するものであります。

11節需用費中、印刷製本費パンフレット9万8,000円は、資料館のパンフレットを更新するものであります。

次の192ページをお願いいたします。

5項保健体育費、次の194ページ、2目スポーツ振興費、飛びまして201ページをお願いいたします。

上段、18節備品購入費中、ガーデントラクター371万6,000円は、1台を老朽化により更新するものであります。

3目体育施設費13節委託料648万円及び15節工事請負費7,850万円は、太陽の丘野球場整備及び太陽の丘環境整備で、別添の予算説明資料の18ページをお願いいたします。

まず、太陽の丘野球場整備工事ですが、右側中段の事業説明です。本部、トイレ整備木造平屋建て63.18平方メートル、外野及び外周芝整備1万1,276平方メートルで、事業費3,516万5,000円であります。

なお、財源は、25年度国の緊急経済対策の地域の元気臨時交付金2,560万円を充当するもので、供用開始は平成27年度を予定しております。

この資料の20ページをお願いいたします。

次に、太陽の丘環境整備事業ですが、駐車場1,400平方メートル、排水流末整備70メートルで、事業費は4,985万円であります。

なお、財源は、これも地域の元気臨時交付金4,680万円を充当するものであります。

予算書に戻りまして200ページをお願いいたします。

4目学校給食費7節賃金中、臨時雇賃金1,616万8,000円は、対前年144万8,000円の増額となりますが、新調理場及びアレルギー対応に伴う代替調理員の増加によるものであります。

11節需用費中、消耗品費調理室用75万1,000円は、対前年35万9,000円の増額となりましたが、新たな食器洗浄機導入による洗剤及び消毒剤の購入によるもの。

一番下、軽油49万8,000円は、対前年40万5,000円の増額ですが、給食配食車1台がふえたことによるものであります。

次の203ページ。

上から6行目、電気料518万4,000円は、対前年378万4,000円の増額ですが、一部ガスを使用いたしますが、すべてオール電化によるものであります。

8行下の賄材料費学校給食3,261万9,000円は、対前年186万9,000円の増額ですが、消費税アップ分、勇足、仙美里保育所への給食提供及び非常食用を購入することによるものであります。

12節役務費84万8,000円は、対前年38万8,000円の減額ですが、作業服を自前で洗濯をするためクリーニング代の減によるものであります。

13節委託料185万9,000円は、対前年1,062万1,000円の減額ですが、主な要因は、給食配送を直営で実施するため及び工事監理業務が終了になったためであります。

205ページをお願いいたします。

1番上、15節工事請負費7,502万3,000円は、別添の予算説明資料の22ページをお開きください。

右側中段の事業説明の本年度の工事内容、旧調理場解体工事費で1,634万7,000円、外構2期工事費1,800万円、車庫・物置新築工事費で1,013万4,000円、太陽光発電設備工事費で3,054万2,000円の合計で7,502万3,000円

00円であります。

左側の財源内訳は、国庫支出金1,630万円、地方債が4,850万円で、一般財源は1,022万3,000円であります。

以下、資料の説明は省略させていただきます。

予算書に戻りまして206ページをお願いいたします。

12款1項公債費1目元金6億6,692万5,000円、次の2目利子8,945万4,000円を合わせた元利償還金の計は、次の208ページをお願いいたします。

7億5,637万9,000円で、前年度に比較して218万1,000円の減額であり、公債費適正化計画に基づき、起債発行額を抑制したことによる借入残高の減少が要因であります。

以上で歳出を終わります。12ページをお願いいたします。

歳入につきましても、主なもののみ説明させていただきます。御了承ください。

12ページの1款町税1項町民税1目個人3億3,319万6,000円の計上ですが、個人均等割1,291万7,000円は、対前年177万4,000円の増額となりましたが、個人所得割3億1,709万8,000円は、前年度より1,011万円の減額であり、農業所得の減が主なもので、滞納繰越分を含めた全体でも870万3,000円、2.5パーセントの減となっております。

2目法人は6,935万3,000円で、対前年191万6,000円、2.8パーセントの増であり、法人均等割は対前年15万4,000円減の3,057万9,000円、法人税割は、対前年209万4,000円増の3,855万6,000円を見込んだところであります。

次の2項1目固定資産税4億1,522万8,000円の計上ですが、土地については、昨年度とほぼ同額の6,833万4,000円、家屋については、新築家屋の増により283万7,000円、1.6パーセントの増、償却資産は、知事、大臣配分価格の減などから1,040万8,000円の減を見込み、滞納繰越分を含めた全体では822万3,000円、1.9パーセントの減となっております。

4項1目町たばこ税6,886万1,000円は、対前年138万9,000円、2.0パーセントの減額を見込んだところであります。

14ページをお願いいたします。

2款地方譲与税1項自動車重量譲与税から16ページ中段の9款1項地方特例交付金までは、平成25年度実績見込み及び地方財政対策の概要等を参考に、それぞれ計上しております。

10款1項1目の地方交付税については、副町長から御説明申し上げましたが、普通交付税については、前年度当初予算額28億2,930万4,000円に対し、本年度予算計上額28億2,143万7,000円で786万7,000円、0.3パーセン

トの減額になっております。

特別交付税も含めた交付税全体の本年度の予算計上額は30億7,087万3,000円で、前年当初予算の比較でも786万7,000円、0.3パーセントの減になっております。

下の12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金5,444万7,000円は、対前年877万2,000円の増額であります。これは、道営畑地帯総合整備事業が828万8,000円減額したものの、農業基盤整備事業が追加したことによるものであります。

18ページをお願いいたします。

2項負担金1目民生費負担金4節児童福祉費負担金3,446万4,000円は、対前年209万4,000円の減額、13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料、次の21ページをお願いいたします。

上段にあります3節児童福祉使用料695万6,000円は、対前年62万8,000円の減額となりますが、保育所におけます第3子の保育料の無料化によるものであります。

飛びまして、24ページをお願いいたします。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金中、がんばる地域交付金3,600万円は、国の経済対策による平成25年度補正予算において、公共投資の地方負担が大きく、地方の資金調達に配慮し、経済対策の円滑な実施を図るために創設されたものであります。

次の2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金中、臨時福祉給付事業費補助金3,220万円、3節児童福祉費補助金中、子育て世帯臨時特例給付事業費補助金880万円は、いずれも歳出で説明いたしました消費税率のアップによる支援対策によるものであります。

4行戻りまして、2節老人福祉費補助金中、安心生活創造事業補助金1,000万円は、国のモデル事業に対する補助金であります。

3行下の生活・介護支援サポーター養成事業費補助金500万円は、国の補助事業の新設によるものであります。

次の27ページをお願いします。

上段、4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金1億5,860万円は、町道整備7事業、公共サイン整備事業に対する交付金であります。

次の2節住宅費補助金公営住宅整備事業等1,363万7,000円は、栄町団地公営住宅建替事業、向陽町団地公営住宅改善事業等に対する交付金であります。

5目教育費国庫補助金1節小学校費補助金中、スクールバス購入250万円は、スクールバス購入に対する補助金であります。

3節保健体育費補助金1,630万円は、旧学校給食共同調理場解体工事、太陽光

発電施設工事等に対する交付金であります。

6目農林水産業費国庫補助金1節農業費補助金3,090万円は、農業基盤整備促進事業に対する補助金であります。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金1節社会福祉費負担金中、1番下の障害福祉サービス費等5,122万円は、対前年361万6,000円の増額ですが、利用者及びサービス量の増加によるものです。

次の28ページをお願いいたします。

2項道補助金2目民生費道補助金、31ページをお願いします。

1番上、2節老人福祉費補助金中、介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金468万9,000円は、小規模多機能型居宅介護事業所のスプリンクラー等整備に対する補助金であります。

次の中段です。

5目農林水産業費道補助金1節農業費補助金中、一番下、多面的機能支払推進交付金50万円は、旧農地・水保全管理支払交付金で、事業推進に対する補助金であります。

32ページ下段。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入中、次の35ページ、一番上、貸地料、宅地467万3,000円は、対前年68万6,000円の増額ですが、企業誘致に伴う南工業団地貸付け期間が12カ月になったこと、緑地418万4,000円は、対前年207万6,000円の増額ですが、太陽光発電施設用地として太陽の丘及び勇愛工業団地の貸付け期間が12カ月になったことによるものであります。

このページの下段。

2項財産売払収入1目不動産売払収入2節その他不動産売払収入940万5,000円は、町有林立木売払収入であります。

次の36ページから40ページにかけて、18款繰入金2項基金繰入金は、16基金で、計、総額3億2,008万8,000円の繰り入れを計上しましたが、前年度と比較しまして8,697万7,000円の増額となっております。

主なものでは、36ページに戻ってください。

1目の財政調整基金は、財源調整として対前年と同額の1億9,000万円、2目の減債基金は、公債費償還一般財源として、前年同額の1,000万円を繰り入れております。

次の38ページの8目酪農ヘルパー振興基金も昨年同額の280万円、12目公共施設等整備基金1億1,100万円は、太陽の丘野球場整備事業、太陽の丘環境整備事業、農業基盤整備事業に充当、13目個性あるふるさとづくり基金は、本のまち夢づくり講演会に35万円を充てるものです。

42ページをお願いいたします。

20款諸収入5項1目雑入、次のページをお願いいたします。

7節雑入中、次の47ページをお願いいたします。

上から9行目の森だくさん事業助成金は、緑化事業として中央小学校に花の苗5万3,000円を。

次のスポーツ振興くじ助成金、太陽の丘野球場整備事業に760万円を充てるものであります。

次の農地中間管理機構集積協力金390万円は、先ほども説明いたしました旧担い手への農地集積推進事業の継続事業であります。

2行下の北海道市町村振興協会防災・減災対策事業助成金164万2,000円は、防災資機材及び食料の備蓄に対する助成金であります。

次の21款町債であります。1番下の計の欄、5億971万円で、対前年5億9,133万4,000円、53.7パーセントの減であります。主な要因は、学校給食共同調理場改築事業債5億8,730万円の減であります。

なお、臨時財政対策債などを除く普通建設事業でも1億5,510万円で対前年6億1,140万円、79.8パーセントの大幅な減となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

次に6ページをお開きください。

第2表、債務負担行為。

事項、北海道市町村備荒資金組合車両購入。期間、平成26年度から平成32年度。限度額1,102万9,000円。事項、農地流動化資金に対する利子補給。期間、平成26年度から平成37年度。限度額、利子補給対象額1,500万円に対する利率年0.9パーセント以内の利子相当額。

7ページ、8ページをお願いいたします。

第3表、地方債。

起債の目的、過疎対策事業、限度額2億4,300万円。公共事業等、限度額2,030万円。公営住宅建設事業、限度額1,200万円。臨時財政対策債、限度額2億3,441万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、平成26年度一般会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

よろしく、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第28号平成26年度本別町国民健康保険特別会計予算について。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第28号平成26年度本別町国民健康保険特別会計予算について、提案内容の御説明をさせていただきます。

予算書に入る前に、平成26年度における国保運営の概要について説明をいたします。

国保の加入状況につきましては、総体で年平均の被保険者数2,710人、内訳といたしまして、一般被保険者数が2,585人、退職被保険者数が125人、世帯数を1,420世帯と見込んでおります。

前年度当初予算時における被保険者数に比べ2.2パーセント、60人の減となっております。

なお、加入割合は2月末現在の人口、世帯数で申しますと、被保険者数で37.7パーセント、世帯数で34.4パーセントの加入割合となっております。

それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億1,001万8,000円と定めるものでございます。

第2条の一時借入金につきましては、借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

6ページをお開きください。

歳出の合計の欄ですが、概要を申し上げますと、予算総額は前年度当初予算額に対しまして1,618万円、1.3パーセントの減となっており、後期高齢者支援金等が370万8,000円の減、共同事業拠出金が1,384万1,000円減となったことが主な要因でございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

18ページ、19ページをお開きください。

3、歳出であります。次の20ページ、21ページをお開きください。

上から3段目、2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費につきましては、対前年236万9,000円、0.4パーセント減の6億2,730万円であります。

本町におきましては、被保険者数の減少などにより1項療養諸費の計で0.2パーセント、145万3,000円減の6億6,871万円を見込んだところであります。

続きまして、22ページ、23ページをお開きください。

2項高額療養費を含め、一番下の段の5項葬祭費までの2款保険給付費の合計につきましては、保険給付費全体で、前年とほぼ同額の7億5,520万6,000円と見込んでおります。

次の24ページ、25ページをお願いします。

6款1項1目介護納付金は、第2号被保険者1,090人分とし、対前年3.0パーセント188万円減の6,029万2,000円を計上しております。

26ページ、27ページをお願いします。

7款1項共同事業拠出金につきましては、対前年8.1パーセント、1,384万1,000円減の1億5,716万1,000円を計上しております。これは国保連合会へ拠出する1目高額医療費拠出金が398万9,000円、2項保険財政共同安定化事業拠出金が985万2,000円の減と見込んだことが主な理由で、この拠出金は各保険者からの拠出金を国保連合会で一度プールをし、実績に基づいて高額医療共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金として交付されるものであります。

次の8款保健事業費1項特定健康診査等事業費につきましては13.0パーセント、67万6,000円減の451万円を計上しております。

続きまして、28ページ、29ページをお願いします。

3項健康管理センター事業費1目施設管理費は、健康管理センター施設の維持運営にかかわる経費であり、一番下の15節工事請負費1,225万1,000円は、健康管理センターの屋根の補修工事を行うため計上しております。

次のページの2目健康管理事業費は、国保加入者を含め町民全体の健康保持増進と予防医療の推進を図る経費で、対前年2.9パーセント、98万1,000円の増、3,484万9,000円を計上しております。主な要因といたしましては、産休に入っている職員がいるため、給与費の会計間の調整をしたものでございます。

続きまして、32ページ、33ページをお願いいたします。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金145万1,000円は、保険者間の異動等により発生する還付金及びそれに伴います還付加算金を計上しております。

戻りまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

2、歳入ですが、1款1項国民健康保険税につきましては、次のページの一番上の計の欄、対前年5.5パーセント、1,652万1,000円の減の2億8,184万8,000円で、大きなウェイトを占めます農業所得が前年より落ち込むことを想定いたしまして予算組みをしたものです。

上から3段目の3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金は、対前年1.5パーセント、2,718万6,000円増の2億848万4,000円を計上しておりますが、増額となった主な理由は、負担金の対象となる費用がふえたことによるものです。

次の2項国庫補助金1目財政調整交付金につきましては、対前年7.7パーセント、428万9,000円増の5,995万9,000円とし、このうち普通調整交付金については医療費の増を見込みまして11.9パーセント、480万5,000円増の4,529万2,000円を、特別調整交付金は健康管理事業、直営診療施設整備事業などで3.4パーセント、51万6,000円減の1,466万7,000円を計上し

ております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

上から2段目、5款1項1目前期高齢者交付金につきましては、対前年4.0パーセント、1,084万7,000円減の2億5,965万2,000円で、本年度概算払い見込額から前々年度清算払い分を差し引いた額となっております。

6款道支出金2項道補助金1目財政調整交付金につきましては、対前年12.0パーセント、431万2,000円増の4,038万3,000円で、対象費用の増が主な要因であります。

一番下の段の8款1項1目共同事業交付金1節高額医療費交付金2,600万円は、1件の費用額が80万円を超える医療費、及び次ページの2目保険財政共同安定化事業交付金9,800万円は、1件の費用額が30万円を超え80万円までの医療費の見込みに基づく交付金を計上しております。

次の中段にあります、1款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3節その他一般会計繰入金は、出産育児一時金分、事務費分、国庫補助金減額補填分、財政安定化支援分、健康管理センター関係分を計上しております。

次の10款2項基金繰入金は、対前年11.6パーセント、571万円増の5,474万5,000円の繰り入れすることを見込み、財政調整を行っております。

なお、繰入後の基金残高につきましては、約17万6,000円程度になる予定となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

最後に税率の関係ですが、現行税率は平成15年度に改正を行いまして現在に至っておりますけども、国保財政につきましては、これまで財政調整分及び基金からの繰り入れで対応させていただいております。

厳しい財政運営を強いられますが、地域経済の低迷や社会的負担増などを考慮いたしまして、本年度におきましても従前どおりの税率を進めてまいりたいと考えております。

今後とも長期的な安定した財源運営の基盤をつくるため、医療費の適正化と健康管理事業の一層の強化を図りながら国保運営を行っていきますので、よろしくお願いたします。

なお、35ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、平成26年度本別町国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（方川一郎君） 次に、議案第29号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第29号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、提案内容の御説明をさせていただきます。

予算書に入る前に、本特別会計の概要について説明をいたします。

本医療制度は、平成20年度から開始されておりました、全道の市町村で構成される北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となっております。保険料の決定や医療給付の審査、支払いなどを行いまして、広域連合の特別会計で医療給付費や高額療養費などの給付関係が予算化されております。

市町村では保険料の徴収業務や各種申請、届け出など窓口取次業務を行い、本特別会計では被保険者から徴収いたしました保険料と保険料軽減に係る公費補助分である保険基盤安定分及び広域連合事務費などを広域連合へ支出する予算内容となっております。

本町の後期高齢者医療における年間平均被保険者数見込につきましては1,598人としております。前年度当初は1,575人で、23人の増を見込んでおります。

また、本年度は2年に1度の保険料率の改正が行われまして、均等割は3,763円増の5万1,472円、所得割は0.09パーセント減の10.52パーセントに、限度額につきましては2万円引き上げられ57万円に改正されております。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,443万8,000円と定めるものであります。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

3、歳出。1款総務費2項1目徴収費18節備品購入費450万円は、現在使用しています後期高齢者保険料収納システム機器がXP対応のため、サポート期間が切れることと合わせまして、耐用年数も既に2年ほどを超えていますことから新規に購入をするものでございます。

一番下の段、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては4.6パーセント、516万3,000円増の1億1,724万6,000円が北海道後期高齢者医療広域連合へ納付金として納付され、このうち広域連合の共回事務費負担金といたしまして324万6,000円、保険料等が1億1,400万円で、保険料の内訳といたしまして、保険料分が7,704万8,000円、保健基盤安定制度の軽減分が3,695万2,000円となっております。

戻りまして、8ページをお願いいたします。

2、歳入ですが、1款1項1目後期高齢者医療保険料は前年とほぼ同額の7,704万7,000円を計上しております。本町における後期高齢者医療の年間平均被保

険者見込数1,598人分の保険料で、一人当たり4万8,214円の収納を見込んでおり、全道平均の一人当たり保険料6万6,265円の72.8パーセント程度となっております。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましては、対前年比26.5パーセント、987万2,000円増の4,712万1,000円は、歳出で説明いたしました保険基盤安定制度3,695万2,000円と一般事務費692万3,000円、広域連合に納付する共通常務費324万6,000円の合計であります。

以上で、平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） 次に、議案第30号平成26年度本別町介護保険事業特別会計予算について。

吉井保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉井勝彦君） 議案第30号平成26年度本別町介護保険事業特別会計予算につきまして、提案内容の説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億6,807万1,000円と定めるもので、対前年比6.92パーセントの増となったところであります。

平成26年度の介護保険事業特別会計は、第5期介護保険事業計画、銀河福祉タウン計画の3年目となり、その計画を基本に執行することとなります。

まず、第1号被保険者につきましては2,834人を見込み、高齢化率は36.5パーセントと推計しております。

また、介護サービスの利用者につきましては、居宅サービスで年間3,368人、月平均で280人、施設サービスでは、月平均133人を見込んでおります。

それでは、事項別明細書により、歳出から主な内容につきまして御説明させていただきます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

歳出であります。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費661万9,000円のうち、13節委託料の400万円は、平成23年度から取り組んでいる市民後見推進事業を引き続き社会福祉協議会に委託をし、取り進めるものであります。

次に15、16ページをお開きください。

2款保険給付費1項介護サービス諸費1目介護サービス給付費につきましては、居宅及び施設のサービス給付費の合計で、前年度と比べ7.4パーセント、5,048万5,000円増の7億3,461万2,000円を計上しております。

3目高額介護サービス給付費1,884万6,000円は、自己負担が所得段階に応

じて一定の上限額を超えた分を支給するもので、その下、4目特定入所者介護サービス費5,025万2,000円は、居住費、食費に係る低所得者に対する補足給付を行うものであります。

3款地域支援事業費1項1目介護予防事業費1,624万円は、訪問介護予防及び地域活動支援に伴う保健師の人件費、事務費などで、次のページ、17、18ページ13節委託料は、通所型介護予防事業999万7,000円を計上しております。

次の2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費2,882万円は、地域包括支援センターの運営にかかわる職員の人件費及びその事業に伴う予算、経費を計上しております。

2目任意事業費8節報償費128万8,000円は、介護相談員活動奨励金で、次のページ、19、20ページ。

13節委託料は、認知症高齢者見守り事業、やすらぎ支援事業105万5,000円などを計上しております。

その下、14節使用料及び賃借料58万4,000円は、介護給付等適正化事業システムの借上料を計上しております。

以上で、歳出の説明を終わります。次に、歳入の御説明を申し上げます。

戻ります。7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入であります。1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料1節現年度分は2,834人、1億3,000万4,000円を見込んでおります。

2款分担金及び負担金1項負担金1目地域支援事業費負担金45万8,000円は、通所型介護予防及び高齢者見守り事業に係る利用者負担金です。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費国庫負担金1節現年度分1億3,782万8,000円は、標準給付費に対して国の負担割合である施設分15パーセント、居宅分20パーセントで計上しております。

その下、2項国庫補助金1目調整交付金は6,611万3,000円で、標準給付費の8.22パーセントを見込み、2目地域支援事業交付金748万9,000円は、交付金限度額に対して介護予防事業で25パーセント、包括的支援事業・任意事業は39.5パーセントを計上しております。

3目事業費補助金500万円は、市民後見推進事業に係る補助金であります。

次のページ、9ページ、10ページをお開きください。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1節現年度分2億3,324万6,000円は、標準給付費の保険給付費29パーセント、2目地域支援事業交付金1節現年度分310万2,000円は、交付金限度額の29パーセントで計上しております。

5款道支出金1項道負担金1目介護給付費道負担金1節現年度分1億2,356万6,000円は、標準給付費に対しまして道の負担割合施設分17.5パーセント、居

宅分12.5パーセントで計上しております。

2項財政安定化基金支出金2目1節貸付金836万7,000円は、サービス利用増による給付費の見込み増により財源不足が見込まれるため、北海道財政安定化基金貸付金より借入れを行うものであります。

3項道補助金1目地域支援事業交付金1節現年度分374万5,000円は、交付金限度額に対して、介護予防事業12.5パーセント、包括的支援事業・任意事業19.75パーセントで計上しております。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金の総額は1億3,634万8,000円で、それぞれ繰り入れにより計上しております。

次のページ、11ページ、12ページ。

中ほど、2項基金繰入金1目1節介護保険基金繰入金911万4,000円は、基金取り崩し分であります。

なお、23ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、平成26年度本別町介護保険事業特別会計の予算説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） 次に、議案第31号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計予算について。

井上老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井上松子君） 議案第31号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案内容の説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億7,110万7,000円と定めるもので、前年度と比較しまして1,146万1,000円、4.06パーセントの減になったところであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

3、歳出。

1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費2億3,502万7,000円は、前年度と比較しまして1,037万6,000円の減額となっております。減額の主なものは、職員の退職によるものでございます。

次に14、15ページをお願いいたします。

2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費3,248万7,000円は、ケアセンターの居宅介護支援事業所の運営経費で、介護支援専門員の人件費及びケア

プラン作成業務の経費でございます。

1 1 節需用費 8 1 万 1, 0 0 0 円のうち 2 4 万円は公用車 4 台の車検整備によるものです。

下段と 1 6、1 7 ページの 2 目介護予防支援事業費 3 5 9 万 3, 0 0 0 円は、地域包括支援センターの介護予防支援事業所の運営経費です。

次に、歳入に戻りまして、6 ページ、7 ページをお願いいたします。

主なものにつきまして説明させていただきます。

2、歳入。

1 款サービス収入 1 項 1 目介護給付費収入 2 億 4 3 4 万 6, 0 0 0 円は、対前年 1 4 8 万 2, 0 0 0 円の増額になり消費税増税に対応する介護報酬改定も含まれております。

次に、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目 1 節一般会計繰入金 3, 4 0 2 万 7, 0 0 0 円は、前年度より 1, 3 0 3 万 8, 0 0 0 円の減額となっております。

これで、歳入の説明を終わらせていただきます。

なお、1 8 ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、平成 2 6 年度本別町介護サービス事業特別会計の予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） 次に、議案第 3 2 号平成 2 6 年度本別町簡易水道特別会計予算について。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖 豊君） 議案第 3 2 号平成 2 6 年度本別町簡易水道特別会計予算について、提案内容を説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度より 4, 7 3 3 万 3, 0 0 0 円減額の 1 億 1, 3 2 5 万 4, 0 0 0 円と定めるものであります。

地方債。

第 2 条、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表、地方債によるものであります。

一時借入金。

第 3 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 8, 0 0 0 万円と定めるものであります。

次に、本年度の給水計画であります。給水戸数、給水人口は、勇足、仙美里、美里別、3カ所の簡易水道を合わせて444戸1,309人、年間総配水量26万7,000立方メートルを計画しております。

それでは、事項別明細書により歳出から説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開きください。

1款1項簡易水道費1目一般管理費2節給料から4節共済費については、人事異動が主な要因で対前年277万5,000円の減であります。

下段の13節委託料ですが、次の15ページをお願いいたします。

上から2行目、計装設備は3年から5年に1回機器の保守点検を行うもので、本年度は勇足増圧ポンプ場と美里別配水池の各機器及び西美里別第1配水池伝送装置と本別浄水場に設置されている監視装置等を実施するものであります。

2目維持修繕費13節委託料中、簡易水道配水管移設は、町道東中西中間道路改良に伴い配水管移設の調査設計を道路事業の補償により行うもので、同額を歳入でも計上しております。

15節工事請負費の工事内容は、計量法による8年ごとの量水器91カ所の更新工事、町道東中西中間道路改良に伴う水道管移設工事を実施するものです。

また、老朽化により勇足簡易水道でNo.2取水井水位計、沈澱池傾斜版、美里別簡易水道でNo.1取水井水位計を更新するものであります。

16節原材料費は、量水器更新工事の量水器91基分であります。

16ページ、17ページをお願いいたします。

4款1項公債費1目元金では、対前年309万1,000円増額の2,468万2,000円となっております。

なお、年度末の未償還元金は6億1,665万8,000円となる見込であります。

次に、8ページ、9ページにお戻りください。

歳入であります。1款分担金及び負担金1項負担金1目簡易水道費負担金1節簡易水道工事負担金761万3,000円は、町道東中西中間道路改良に伴う補償金ですが、水道管移設工事負担金は今まで使用していたことによる減耗があるため、約54パーセントの補償率、水道管移設調査設計委託費負担金は全額補償となっております。

2款1項使用料及び手数料1目水道使用料現年度分は、対前年102万5,000円減の4,037万5,000円を見込んでおります。

下段の4款1項繰入金1目一般会計繰入金は、対前年517万円増の4,893万円となっております。

10ページ、11ページをお開きください。

下段の7款1項町債1目簡易水道事業債は、前年度より5,520万円減額の1,570万円となっております。

次に、4ページをお開きください。

第2表、地方債であります。起債の目的は簡易水道事業、限度額を1,570万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、平成26年度簡易水道特別会計予算の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） 次に、議案第33号平成26年度本別町公共下水道特別会計予算について。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖 豊君） 議案第33号平成26年度本別町公共下水道特別会計予算について、提案内容を説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ前年より1,515万1,000円増額の5億2,763万7,000円と定めるものであります。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものであります。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によるものです。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものです。

平成24年度末における下水道の普及状況ですが、下水道普及率は67.23パーセント、水洗化率は88.89パーセント、浄化槽を含めた生活排水施設総合普及率は80.95パーセントとなっております。

次に、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

14ページ、15ページをお開きください。

下段の1款総務費2項施設管理費2目処理場管理費8節報償費62万7,000円は、下水道管理センターで発生する汚泥560トンの内、約4割の220トンを町内農家3戸で組織する汚泥利用組合に受け入れていただく利用奨励金であります。

次に、17ページをお願いいたします。

上から3段目、13節委託料中、下水道管理センター3,183万9,000円は、下水道管理センターの運転管理委託で前年度より243万1,000円の増ですが、

公共工事設計労務単価のアップが主な要因であります。

その下の汚泥等運搬 1 2 4 万円は、下水道管理センターから汚泥利用組合への汚泥運搬と銀河クリーンセンターでつくられるコンポスト堆肥を汚泥利用組合に運搬をする委託料であります。

その下、汚泥運搬処理 5 1 6 万 8, 0 0 0 円は、汚泥利用組合で利用できない汚泥 3 4 0 トンを処理する委託料であります。

3 目個別排水処理施設管理費の対前年 8 2 万 5, 0 0 0 円の増額は、浄化槽の管理基数の増によるものです。

2 款土木費 1 項下水道費 1 目下水道新設費、次の 1 9 ページをお願いいたします。

中ほどの 1 3 節委託料 7 0 0 万円は No. 1 汚泥脱水機及び東部汚水ポンプ所の機器更新設計であります。

1 5 節工事請負費 9, 6 0 9 万 4, 0 0 0 円は、公共下水道污水管渠新設工事では太陽の丘野球場新設に伴う污水管の新設、道路改良に伴い補償工事でマンホールの改修等。公共下水道污水管渠更新工事では西部及び南部マンホールポンプ所の機器の更新。公共下水道終末処理場機器更新工事では、最終沈澱池汚泥掻寄機、温水ボイラー、送風機盤、計装盤の更新工事を実施いたします。

2 目個別排水処理施設新設費 1 5 節工事請負費 1, 8 6 3 万 4, 0 0 0 円で、浄化槽を 8 基設置するものであります。

2 0 ページ、2 1 ページをお願いいたします。

中段の 3 款 1 項公債費 1 目元金、対前年 1 2 6 万 6, 0 0 0 円の増額は据え置き期間終了による元金償還開始等によるものであります。

なお、年度末の未償還元金は 2 9 億 9, 7 4 8 万 2, 0 0 0 円となる見込であります。

次に、1 0 ページ、1 1 ページにお戻りください。

歳入であります。中段の 2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目公共下水道使用料は、前年度より 1 9 1 万 2, 0 0 0 円増の 7, 0 9 7 万 1, 0 0 0 円、2 目個別排水処理施設使用料は、前年度より 4 7 万 5, 0 0 0 円増の 1, 0 5 4 万 4, 0 0 0 円を見込んだものです。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目土木費国庫補助金の対前年 1, 1 0 0 万円の増額は、公共下水道污水管渠更新工事費の増によるものです。

4 款 1 項繰入金 1 目一般会計繰入金は、対前年 3 9 8 万 9, 0 0 0 円増額の 2 億 4, 9 8 0 万 9, 0 0 0 円となっております。

次の 1 2 ページ、1 3 ページをお願いいたします。

上から 3 段目 6 款諸収入 2 項 1 目 1 節雑入中、物件等移転補償費 4 2 6 万 7, 0 0 0 円は、町道共栄通り及び山手朝日線通り改良工事に伴うマンホール改修工事の補償であります。

次に、4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為であります。平成26年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る利子相当分負担については、期間を平成26年度から平成31年度までと定め、限度額を貸付残額に対する利子相当額とし、下段の平成26年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る債務の損失補償については、期間を平成26年度から平成31年度までと定め、限度額を貸付元金と遅延に係る延滞利子相当額とするものであります。

次に、5ページの第3表、地方債につきまして、起債の目的、公共下水道整備事業の限度額を4,440万円、個別排水処理施設整備事業の限度額を1,430万円、下水道事業資本費平準化債の限度額を7,850万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、平成26年度本別町公共下水道特別会計予算の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） 次に、議案第34号平成26年度本別町水道事業会計予算について。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖 豊君） 議案第34号平成26年度本別町水道事業会計予算について、提案内容を説明申し上げます。

本年度予算より、総務省による地方公営企業会計制度の見直しに伴い、予算書の内容に変更がございます。

なお、変更点につきましてはその都度説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量は、給水戸数を2,744戸、年間総給水量を57万9,400立方メートル、1日の平均給水量を1,588立方メートル、主要な建設改良事業につきましては、合計で、対前年5,018万1,000円増額の1億170万8,000円を予定しているところであります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款水道事業収益と支出の第1款水道事業費は、それぞれ対前年1,474万1,000円増額の1億6,110万円と定めるものであります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,485万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,759万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額726万3,000円で補てんするものであります。

収入の第1款資本的収入では、対前年4,827万円増額の8,677万円、支出の第1款資本的支出は、対前年5,178万2,000円増額の1億3,162万7,000

0円と定めるものであります。

2ページをお開きください。

第7条の企業債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるもので、起債の目的、原水及び浄水施設整備事業、限度額は3,510万円、配水施設整備改良事業の限度額は4,890万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

第8条の一時借入金については、限度額を1億円と定めるものであります。

第10条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費で人事異動が主な要因で、対前年213万円減額の3,913万7,000円あります。

第11条の一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は、高料金対策として対前年11万8,000円増額の1,115万7,000円あります。

第13条のたな卸資産の購入限度額は586万5,000円と定めるものであります。

5ページをお願いいたします。

平成26年度本別町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、会計制度の見直しに伴い、従来、資金計画として記載されていたものにかわる表で、資金の流れを業務活動、投資活動、財務活動の三つの部門に分けて計上したものであります。

13ページをお願いいたします。

平成26年度本別町水道事業予定貸借対照表でございますが、計上方法が変更となっております。

17ページ、18ページに平成25年度の貸借対照表を記載しておりますが、平成25年度と比べ、13ページの平成26年度の主な変更点といたしまして、まず資産の部ですが、1、固定資産が減となっております。これは、従前、国や一般会計からの補助金を受けた場合、減価償却を行わない、みなし償却制度が認められていましたが、本年度より廃止され、補助金等により取得した資産についても減価償却を行うため、各資産の減価償却費累計が増となったことによるものであります。

また、2、流動資産(2)未収金に、不能欠損見込である貸倒引当金相当額を計上し、減額をしております。

次のページ、14ページをお願いいたします。

負債の部ですが、3、固定負債(1)企業債及び4、流動負債(1)企業債の増は、従来資本の部であった借入資本金廃止により負債へ移行になったことによるもの、新設された5、繰延収益については、みなし償却制度廃止に伴い、従来資本の部であった資本剰余金のうち、補助金、負担金が廃止となったため同額を移行した上、減価償却費相当額を収益化し、差し引いて計上したものであります。

また、翌年度の支出に備えるため、4、流動負債のうち(3)引当金を新設し、計上しております。

資本の部ですが、6、資本金、借入資本金の廃止による減及び7、剰余金(1)資本剰余金のうち補助金、負担金の廃止による減のほか、6、資本金、組入資本金の廃止に伴い、同額を未処分利益剰余金へ移行したことにより、7、剰余金(2)利益剰余金、ハ、当年度未処分利益剰余金が増となっております。

全体といたしましては、資産と資本が減り、負債がふえた形となりますが、企業債は資本から移行されたものであり、繰延収益につきましては、実質的に債務が発生するものではありませんので直ちに経営に影響を与えるものではありません。

15ページをお願いいたします。

注記表でございますが、これは新たに追加された表で、重要な会計方針、予定貸借対照表等に関する注記を記載してあります。

次に、予算説明書により主な内容について説明させていただきます。

19ページ、20ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入ですが、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益は1億3,302万円を見込んだところであります。

2項営業外収益、対前年1,595万3,000円の増額は、会計制度見直しに伴い3目長期前受金戻入が新たに計上されたのが主な要因で、減価償却費増額分を計上しております。

21ページ、22ページをお願いいたします。

支出であります。1款水道事業費1項営業費用1目原水及び浄水費、22ページ上から3段目、期末・勤勉手当引当金繰入額、その2段下の法定福利費引当金繰入額は、会計制度見直しにより翌年度以降の費用または損失が、当年度の時点で既に発生することが見込まれる場合、あらかじめ所要額を引当金として予算に計上することが義務づけられたことにより科目が新設されたものです。

これは、平成27年6月分の期末・勤勉手当及び法定福利費のうち、平成26年12月から平成27年3月までの4カ月の期間に相当する分は、平成27年度の支出の準備として今年度に繰り入れるため、予算を計上するものです。

また、平成26年6月分の期末・勤勉手当及び法定福利費のうち、平成25年12月から平成26年3月までの期間に相当する分は、平成25年度に既に支出が見込まれているものでありますので、上から2段目の手当、4段目の法定福利費より除き、この額を後述する特別損失として予算計上し、繰り入れることとしております。

次ページ以降の配水及び給水費、総係費についても同様となっております。以降の説明は省略させていただきます。

下から2段目、委託料中、浄水場1,531万3,000円は、前年度より152万8,000円の増額ですが公共工事設計労務単価のアップが主な要因であります。

飛びまして、25ページ、26ページをお願いいたします。

4目総係費、次の28ページをお願いいたします。

上から7段目、貸倒引当金繰入額1万8,000円は、水道料金の未収金のうち不納欠損となる額を過去に欠損となった率で見積ったものであり、これも会計制度見直しによるものであります。

5目減価償却費、対前年1,492万7,000円増額の7,122万1,000円ですが、先に説明しましたみなし償却制度の廃止に伴い、補助金等により取得した固定資産の減価償却費1,583万5,000円の増が主な要因であり、収入の長期前受金戻入で同額計上しております。

29ページ、30ページをお願いいたします。

3項特別損失2目その他特別損失、30ページその他特別損失中、前年度期末・勤勉手当引当金繰入額と、その下の前年度法定福利費引当金繰入額は、先に説明しました6月分期末・勤勉手当のうち、前年度の4カ月分を計上したものであります。

その下前年度貸倒引当金繰入額は、25年度までに発生した水道使用料の不納欠損見込であります。

なお、その他特別損失は今年度のみの計上となります。

次に、31ページ、32ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入であります。1款資本的収入2項工事負担金277万円は、町道山手朝日線通り改良工事に伴う配水管移設工事の負担金で工事費から減耗分を差し引いた額を受け入れるものであります。

支出であります。1款資本的支出1項建設改良費1目原水及び浄水施設整備費、工事請負費3,510万円は、浄水場に昭和53年に設置された計装テレメータ盤の更新工事であります。

2目配水施設整備改良費委託料中、向陽町ポンプ室更新設計委託は、増圧ポンプ及び配管の更新設計委託、その下の上下水道管理システム整備業務委託は、水道台帳のデジタル化に向けたシステム整備であります。

工事請負費4,941万1,000円の内容は、町道山手朝日線通り改良工事に伴う配水管移設、町道栄町2号通り改良工事に伴う水道管の更新工事、太陽の丘水道管整備工事、給水要望のある上本別水道管整備工事、その他老朽化により機器の更新工事を行うものであります。

3目営業設備費966万2,000円は、計量法により8年で更新する量水器の工事費と次の34ページ、機械器具購入費で、本年度は316台の更新をします。

2項企業債償還金は、対前年160万1,000円増額の2,991万9,000円で、年度末の未償還元金は8億5,823万1,000円となる見込みであります。

以上、平成26年度本別町水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

休憩宣告（午後 2時33分）

再開宣告（午後 2時45分）

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第35号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について。
毛利国保病院事務長。

○国保病院事務長（毛利俊夫君） 議案第35号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

業務の予定量。

第2条であります。病床数は、一般病床60床、年間入院患者数1万9,710人、年間外来患者数5万7,575人を予定いたしました。1日平均患者数では、入院患者で54人、外来患者で235人となります。

昨年度と比較いたしますと、外来で15人減少しておりますが、前年度実績などを勘案しながら見込んだところでございます。

新年度の診療体制は、内科は医師2名、及びおびひろ呼吸器科内科病院の出張診療が1名体制、外科2名、耳鼻咽喉科1名で引き続き常勤医師5人体制で運営をしていく予定であります。

また、出張医師の体制となっております眼科につきましては、現在、帯広厚生病院から毎週金曜日、午後診療に派遣いただいておりますが、これに追加して月2回の診療枠を札幌医科大学から派遣により拡大する予定で現在調整中であります。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款病院事業収益は12億9,875万8,000円で、前年度当初比3,538万円、2.8パーセントの増、支出の第1款病院事業費用は14億5,906万3,000円で、前年度当初比8,230万7,000円、6.0パーセント増としたところでございます。

収益収支は、差引き1億6,030万5,000円の赤字予算の計上となりますが、現金支出を伴わない減価償却費等を除いては、黒字を確保する予算としたところであります。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入の第1款資本的収入は7,176万5,000円で、前年度当初比3,802万6,000円、34.6パーセントの減、次の2ページになりますが、支出の第1款資本的支出は1億235万7,000円で、前年度当初比3,529万7,000円、25.6パーセント減の予算といたしました。

企業債。

第7条であります。起債の目的、医療機械器具整備事業、限度額630万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率、年5.0パーセント以内、以下括弧書き及び償還の方法は、記載のとおりでありますので省略させていただきます。

一時借入金。

第8条、一時借入金の限度額は1億円と定めるものでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第10条は、職員給与費7億7,312万8,000円、交際費50万円とするものでございます。

他会計からの補助金。

第11条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、一時借入金支払利息13万7,000円、医師看護師等研究研修経費356万2,000円、退職手当組合事前納付金652万3,000円、基礎年金拠出金公的負担経費1,596万円、屋上防水補修経費として2,500万円を本年度受け入れるものでございます。

次の3ページ。

たな卸し資産の購入限度額。

第13条は、2億1,835万6,000円と定めるものでございます。

次に、予算説明書による説明の前に、地方公営企業法の改正による公営企業会計制度の改正につきまして御説明いたします。

先ほどの水道事業会計予算で概要の説明がございましたので、重複する部分は省かせていただき、病院事業会計予算に関連する部分のみの説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

説明のためページが前後することがございますが、お許しをいただきたいというふうに思います。

23、24ページをお願いします

まず、補助金等により取得した固定資産のみなし償却制度の廃止に伴う影響ですが、収益的収入では23ページ中段の1款病院事業収益2項医業外収益5目1節長期前受金戻入の科目を新設し2,163万8,000円を計上しており、支出では、予算書31、32ページ、上段の4目減価償却費1節建物減価償却費及び2節器械備品減価償却費で、それぞれ前年度対比623万9,000円、及び1,253万9,000円の合計で1,877万8,000円の増となっております。

なお、収支の増減に差があるのは、前年度で減価償却が完了している物品があることによる償却費の減によるものでございます。

また、これらに係る現金の移動はございません。

次に、引当金の関係ですが、25、26ページをお願いいたします。

病院事業におきましても水道事業と同様に期末・勤勉手当引当金、法定福利費引当

金及び貸倒引当金の計上を行います。

まず、期末・勤勉手当引当金及び法定福利費引当金につきましては、中ほどの中段の第1款病院事業費用1項医業費用1目給与費6節期末・勤勉手当引当金繰入額及び7節、法定福利費引当金繰入額の科目を新設し、来年、平成27年6月支給分のうち平成26年12月から27年3月の4カ月相当分として、それぞれ3,848万7,000円、627万7,000円を計上しております。これにつきましても現金の動きはございません。

貸倒引当金につきましては、31、32ページをお願いします。

上段の1款病院事業費用1項医業費用3目経費18節貸倒引当金繰入額の科目を新設し24万5,000円を計上しております。

また、移行初年度における前年度以前の要因における費用の計上につきましては、次の33、34ページ上段の2目その他特別損失1節その他特別損失の科目を新設し、前年度期末・勤勉手当引当金繰入額として3,724万1,000円、前年度法定福利費引当金繰入額として462万7,000円、前年度貸倒引当金繰入額として71万9,000円を計上しております。

なお、この費用につきましては、水道事業予算でも御説明がありましたが、移行初年度である平成26年度のみ措置となっております。

次に、戻っていただきまして15、16ページをお願いします。

貸借対照表上の変更についてですが、5、平成26年度本別町国民健康保険病院事業予定貸借対照表と19、20ページには、平成25年度の予定貸借対照表がありますが、それらの比較により御説明を申し上げたいと思います。

まず15ページの26年度予定貸借対照表の資産の部、1、固定資産ですが、合計12億2,820万1,000円で、19ページの25年度予定貸借対照表と比較いたしますと3億4,634万7,000円の減となっておりますが、これはみなし償却制度の廃止に伴い、みなし償却適用分を減価償却累計額に加えたことによるものでございます。

また15ページになりますが、下段の2、流動資産のうち未収金に本年度より計上することとなった貸倒引当金73万7,000円を計上しております。

続いて負債の部ですが、20ページの25年度予定貸借対照表では、資本の部の5.資本金、(2)借入資本金に計上されておりました企業債が、16ページの26年度予定貸借対照表では、上段の償還期日の別にそれぞれ3、固定負債10億9552万9,000円と下段の4、流動負債8,516万6,000円に区分して計上をされることになりました。

また、本年度より計上する期末・勤勉手当引当金及び法定福利費引当金が16ページの中段、4、流動負債、(4)引当金に計上されております。

次に、みなし償却制度の廃止により20ページの25年度では、資本の部の6、剰

余金、(1) 資本剰余金に補助金、寄付金・補償金、負担金として計上されていたものが、16 ページ、26 年度予定貸借対照表では中段の負債の部、5. 繰延収益、(1) 長期前受金にそれぞれ補助金、寄付金・補償金、負担金として計上され減価償却見合い分を収益化累計額として計上しております。

20 ページになりますが、資本の部において、5、資本金、(1) 自己資本金のうち組入資本金につきましては、利益剰余金、当病院事業会計におきましては未処理欠損金に振りかえられまして、16 ページでは組入資本金の項目がなくなり、7、剰余金、(2) 欠損金の欠損金合計が減少しております。

全体としては、資産と資本が減り、負債がふえ、より実際の資産負債をあらわした形となりますが、水道事業と同じく企業債は資本より移行されたものであり、突然発生するものではなく、繰延収益につきましては実質的には債務が発生するものではないので、直ちに経営に影響を与えるものではないです。

なお、貸借対照の変更につきましては、簡単に御説明いたしましたが、17 ページの注記表におきましても重要な会計方針に係る事項などを記載しておりますのであわせて御覧いただきたいと思っております。

なお、これら会計制度の改正に伴います収益収支への影響額ですが、収益では前年度当初比 3,538 万円の増のうち、影響分は 2,163 万 8,000 円。

支出では、前年度当初比 8,230 万 7,000 円の増のうち、影響分は 6,354 万 2,000 円となっております。

次に、予算説明書の 21、22 ページをお願いいたします。

予算説明書により、主な項目について御説明させていただきます。

収益的収入及び支出の収入であります。1 款病院事業収益 1 項医業収益 1 目入院収益 5 億 1,246 万円で、1 日平均単価を 2 万 6,000 円と見込んだところでございます。

2 目外来収益は 3 億 8,575 万 2,000 円で、前年度比 10.0 パーセントの減といたしました。1 日平均単価は 6,700 円を見込み、1 日平均の外来患者数は前年度の実績及び透析患者数の減などを勘案し、前年度比 15 人減の 235 人を見込んだものでございます。

3 目その他医業収益 3 節一般会計負担金 1 億 4,149 万円、次の 23、24 ページ、2 項医業外収益 2 目他会計補助金 5,118 万 2,000 円及び 3 目負担金交付金 1 億 1,532 万 8,000 円を合わせた 3 億 800 万円は、一般会計からの繰入金で、前年度比 6,100 万円、24.7 パーセントの増で、収益的収入における繰入基準額 3 億 7,280 万 7,000 円のうち、82.6 パーセント分を当初予算で計上したところでございますが、うち 2,500 万円につきましては、本年度特別経費として屋上防水補修経費を含んでいるところでございます。

21、22 ページに戻っていただきまして、3 目その他医業収益 2 節公衆衛生活動

収益は、前年度比267万8,000円の減ですが、主にインフルエンザワクチン接種者数及び事業所検診者数の減によるもの、4節委託料は、前年度比188万6,000円の減ですが、主に子宮頸がんワクチン接種者数の減によるものでございます。

23、24ページをお願いいたします。

下段の7目繰入金1節国民健康保険特別会計繰入金857万8,000円は、国保特別会計から繰り入れを受けるもので、内訳は健康管理センター事業に係る医師人件費分600万円及び国保調整交付金257万8,000円を当初予算で見込むものでございます。

次に、25、26ページ。

支出であります。1款病院事業費用1項医業費用1目給与費は7億7,312万8,000円、前年度比3.3パーセント減の計上といたしました。給与費の内訳は、正職員が60名、臨時職員等が51名、前年度比6名減の総数111名の予算計上となります。

2目材料費1節薬品費8,693万9,000円は、入院、外来収益の10.2パーセント分を見込み、前年度比5.6パーセント増で、前年度実績及び消費税転嫁分を勘案したものです。2節診療材料費8,080万5,000円につきましても、前年度実績や消費税転嫁などにより、前年度比6.4パーセントの増であります。院内に設置した医療材料等委員会を通じて、価格と数量など適正化を引き続き推進してまいります。

3節給食材料費1,465万5,000円は、普通食896円、特別食1,031円を見込み、選択メニューの実施など患者サービスの向上を図ります。

次の27、28ページ上段の7節光熱水費中、電気料1,560万円は、前年度比180万円の増ですが、電気料金の単価改正によるもの、その下、8節燃料費中、A重油は、対前年度比281万6,000円の増ですが、単価上昇によるものでございます。

中段の11節修繕費中、3行目、屋上防水補修4,239万円は、別添の予算説明資料36ページをお願いします。

右側上段の全体事業ですが、病院は改築から14年を経過し、経年劣化による雨漏りが数年前から発生し、一部補修で対応しているものの、雨水の侵入の特定が困難な状況もあり、今年度全面補修を行うものであります。今回の補修により、入院患者の良好な療養環境の確保と医療器械の安全管理及び施設の延命が図られると考えております。

下段の事業説明ですが、総面積2,961平方メートル、工事内容、既存防水層亀裂・破損補強処理、ウレタン塗膜防水、塗布、事業費は4,239万円で、うち2,500万円は一般会計からの繰入金でございます。

予算書に戻っていただきまして、27、28ページ、13節賃借料は対前年度比2

67万8,000円の減ですが、化学発光酵素免疫測定システム借上が終了したことによるものでございます。

以上で、収益的収入及び支出の説明を終わらせていただき、39、40ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出であります。1款資本的支出1項建設改良費3目固定資産購入費1,718万7,000円は、導入後14年を経過する全身麻酔装置170万1,000円及び生体情報モニタの更新238万3,000円、尿器や便器などの洗浄消毒に使用しますベットパンウォッシャーの更新226万8,000円、B型肝炎や感染症などの診断に不可欠な免疫発光測定装置の更新237万6,000円、それから平成9年に購入、老朽化した、主に医師送迎用の普通乗用車の更新258万6,000円など11品目の購入を予定するものでございます。

次に、35、36ページをお願いいたします。

収入であります。1款資本的収入1項1目企業債630万円は、医療機械器具整備事業に係る病院債、2項出資金1目他会計出資金6,097万7,000円は、企業債償還元金の3分の2及び一般会計が借り入れる過疎債分を一般会計から出資を受けるものでございます。

次の3項負担金1目他会計負担金124万4,000円を合わせた6,222万1,000円が、資本的収入に係る一般会計からの繰入額となります。収益的収支と合わせた一般会計繰入額の総額は、前年度比4,764万2,000円、14.8パーセント増の3億7,022万1,000円となります。

なお、収益的収支と資本的収支を合わせた繰入基準額の総額は4億3,502万8,000円であります。

4項繰入金1目他会計繰入金270万円は、医療器械購入に係る、国保調整交付金を国保会計から繰り入れを受けるものでございます。2目医療施設等整備基金繰入金54万円は、支出の器械及び備品購入費中、免疫発光測定装置の購入財源として基金から繰り入れることとしたものであります。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計予算の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（方川一郎君） 以上で、各会計予算の提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております議案第27号平成26年度本別町一般会計予算についてないし議案第35号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件については、議長を除く10名の委員をもって構成する平成26年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思

ます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号平成26年度本別町一般会計予算についてないし議案第35号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件については、議長を除く10名の委員をもって構成する平成26年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 3時11分 休憩

午後 3時17分 再開

○議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました平成26年度各会計予算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に方川英一君、副委員長に山西二三夫君と決定いたしました。

以上、報告といたします。

◎散会宣告

○議長(方川一郎君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

議事の都合により、13日を休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、13日は休会とすることに決定いたしました。

なお、13日から19日までの7日間は休会となります。

再開は、3月20日、午前10時であります。

これをもって通知済みとします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告(午後 3時18分)

平成26年本別町議会第1回定例会会議録（第2号）

平成26年3月11日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問
-

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問
-

○出席議員（9名）

- | | | | | | |
|-----|-------|-------------|-----|-------|-------------|
| 議 長 | 1 2 番 | 方 川 一 郎 君 | 副議長 | 1 1 番 | 林 武 君 |
| | 2 番 | 山 西 二 三 夫 君 | | 5 番 | 小 笠 原 良 美 君 |
| | 6 番 | 山 田 鶴 雄 君 | | 7 番 | 方 川 英 一 君 |
| | 8 番 | 笠 原 求 君 | | 9 番 | 高 橋 利 勝 君 |
| | 1 0 番 | 阿 保 静 夫 君 | | | |
-

○欠席議員（2名）

- 3 番 戸 田 徹 君 4 番 黒 山 久 男 君
-

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------------|-----------|---------------|-----------|
| 町 長 | 高 橋 正 夫 君 | 副 町 長 | 砂 原 勝 君 |
| 会 計 管 理 者 | 黒 田 匡 君 | 総 務 課 長 | 大 和 田 収 君 |
| 農 林 課 長 | 工 藤 朗 君 | 保 健 福 祉 課 長 | 吉 井 勝 彦 君 |
| 住 民 課 長 | 千 葉 輝 男 君 | 建 設 水 道 課 長 | 能 祖 豊 君 |
| 企 画 振 興 課 長 | 川 本 秀 二 君 | 老 人 ホ ー ム 所 長 | 井 上 松 子 君 |
| 国 保 病 院 事 務 長 | 毛 利 俊 夫 君 | 総 務 課 長 補 佐 | 大 橋 堅 次 君 |
| 建 設 水 道 課 長 補 佐 | 高 橋 優 君 | 教 育 委 員 長 | 水 谷 令 子 君 |
| 教 育 長 | 中 野 博 文 君 | 教 育 次 長 | 竹 田 稔 君 |
| 社 会 教 育 課 長 | 安 藤 修 一 君 | 農 委 事 務 局 長 | 山 本 光 明 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 畑 山 一 洋 君 | 選 管 事 務 局 長 | 大 和 田 収 君 |
-

○職務のため議場に出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 鷲 巢 正 樹 君 総 務 担 当 主 査 松 本 恵 君
総 務 担 当 主 任 塚 谷 直 人 君

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○議長（方川一郎君） 日程第1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長高橋利勝君、御登壇ください。

○議会運営委員長（高橋利勝君）〔登壇〕 報告いたします。

議会の運営に関する事項、意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに4件の提出がありました。地方自治体の臨時非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書、特定秘密保護法の廃止を求める意見書、TPP交渉等国际貿易交渉にかかわる意見書については、20日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（方川一郎君） 日程第2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

6番山田鶴雄君。

○6番（山田鶴雄君）〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、通告してあります歩道内の電柱などの移設についての1問につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

歩道は、歩行者が安全に通行できるように設置されたと思いますが、電柱などの障害になりまして除雪のロータリー車等が入れない問題があり、今後の対応について質問させていただきますが、通告してあります1点目の北電の電柱、N T Tの電信柱の移設について、2点目の町管理の街路灯の移設について関連がございますので、合わせて質問をさせていただきたいと思っております。

担当課のほうからお聞きしますと、市街地に歩道が101路線が設置されているように聞いていますが、このうち電信柱など障害がありまして28路線がロータリー車等の入れない路線になっているようでございます。

私が、目視で調査に行き、このうち26路線につきましては、歩道の幅員も狭く、障害になっている電柱などが多くて移設が困難なように思われますが、七、八路線につきましては障害になっている電柱が一、二本でありまして、この移設によりまして高齢者や障がい者、あるいは足が弱くてシルバーカーの利用者にとっても安全に通行で

きるものと思います。

ただ、歩道の下には水道管等も走っておりまして、一様にみんな移設できないともお聞きしておりますが、実態調査の上、移設可能なものにつきましては順次、移設に向けた取り組みが必要と考えておりますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

3点目のスクールゾーンの標識の関係でございますが、スクールゾーンの標識は所管がはっきりしないせいでしょうか、長く放置されたような状態になっておりまして、標識そのものが本別町の活字はきちんとはっきりしておりますが、ほかのものは全く活字が消えている状態で非常に見にくくなっております。

また、立てられている場所が非常に限定されておりまして、向陽町の東児童館周辺、柏木町の生活館周辺、北8丁目の北地区交流センター周辺に立てられておりますが、最近、北3丁目の太田モータースの近くの歩道の中に1枚立っているのが見受けられます。

いずれにいたしましても、本町は非常に案内の標識などが最近、更新されまして、そういう見にくい標識がありませんので、もし活用がされていなければ撤去、もしくは更新するなり所管をはっきりして早い対応が望ましいと思いますので、お考えをお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 山田議員の御質問の歩道内の電柱等の移設についての答弁をさせていただきます。

まず1点目の電柱の関係であります。今、北海道電力に、またN T Tの電柱ということで可能なものは移設をして通行に支障のないようにという御質問でございますが、まさにこれは誰しもが気がしているということだと思われ、でき得れば歩道から外して設置したいということですが、その経過について若干、答弁させていただきたいと思われ、この北電とN T Tの電柱については現在は歩道内に設置をされておりますけれども、それぞれ道路占有の申請書が提出されて、本町において水道管の埋設物を調査して、埋設物を避けた場所において設置を許可しているというところがあります。

この狭い歩道でありますから、山田議員御指摘のとおり通行や除雪の支障になっている場所も多くあるというふうに思われ、現実の対応がそのような対応になっております。

また、電柱の移設につきましては、北電、N T Tなど、申請者側の都合による本町の負担が伴わない電柱の建てかえの際に、埋蔵物件の支障物がなく、移設が可能な電柱などは通行や除雪の支障にならない位置での設置許可をしているところがあります。

なお、本町が道路工事を伴わずに電柱の移設を依頼する場合については、移設費を全てが本町が負担することになりまして、現在の1本、約100万円以上の経費がか

かるということでありまして、通行や除雪の支障にならない場所に移設する場合につきましては、路線によっては全体的に移設をしなければならない路線や埋設物などの敷設の位置によりまして移設の場所が限られるために大きな経費をかけても効果が小さいというふうに考えております。

また、この標識にも関連してであります、標識も町内に1,177ということでは、街路灯があるということでありまして、移設するには電柱と同じく水道管の埋設物を調査して、埋設物を避けた場所に設置しているところでありまして、これも単独で移設するとなるとやはり10万円以上かかるということです。

金額的にもそうですけれども、実際に交通安全上に支障があるということについては、非常に気にしながらそれぞれ交通安全対策に取り組んでいるところではありますが、近年、これをどう解消していくのかというのが、特に市街地区など今、実施しているのですけれども、御指摘のとおり特に交通量の多いところ、特に最近、この電動の車で走行する人も多くなりましたし、そういう面では安全に安心して通れる歩道というのはやはりさらに確保しなければならないということで、実はバリアフリー化を実施をしながら、これをしっかりと御質問にもありますように支障のない安心して通れる歩道をつくるという部分については、その支障物件がその工事とともにその移設を伴うとそれぞれ本町の負担でなくて、それぞれその設置事業者の負担でそれを移設していただけることでもありまして、この歩道の物件については、歩道とか道路、交通そのものをしっかりとかえなければ、抜本的に変えなければ、ただ移設するというのは簡単に見えるかもしれないけれども、民地、ほとんど民地ですから、そことなるとまたそれはなかなか許可条件や何か含めても大変、難しい面がありまして、とにかく道路交通そのものをしっかりと見直して、それで歩道の拡幅、そしてまた安全対策上の移設ということで、バリアフリー化を進めていきたいなというふうに思っていますし、今後とも御質問にありますように、本当に通行量の多いところから優先的にその対策をとってこうということで今、内部での検討協議がされているところでもあります。

それぞれ順次、この周辺もそうですけれども、バリアフリー化してきましたし、今、中央保育所の通りもずっとやってきましたから、これから団地の一番通りの多いところ、また特に幅が狭くて、どんどん真ん中に電柱が立っているようなところについては、しっかりと優先順位を定めながら抜本的な改正に向けて努めていきたいなというふうに思っておりますので、これらの電柱の、それから街路灯の部分も同じでありますから、そういうことで設置を考えて工事を進めていきたいというふうに思っています。

もう一つのスクールゾーンの関係、標識の関係であります、実は改めて御質問ただいて、私どもも認識を新たにしたところでもありますけれども、現在、標識だとか路面の表示があるものについては、向陽町の東児童館の周辺と柏木町の生活館の周辺、弥生町の中央小学校の周辺、北3丁目の本別大橋付近、さらに北5丁目の中央保育所

の周辺、北7丁目の幼稚園の周辺、北8丁目の北地区の交流センターの周辺、南4丁目の南保育所の周辺ということで、いずれも昭和48年から昭和50年ごろに設置をしたということでありまして、これらそのうちに向陽町の東児童館、柏木町の生活館、北8丁目の北地区交流センターについては、当時はそれぞれこの地区の保育所として開設したという経緯がありまして、この標識なり、そのゾーンの表示をしたということでありまして、それぞれ役割、用途の変更なったということでありまして、そして特に山田議員も自治会の会長として周辺、大変、整備含めて御支援いただいているのですが、あの標識一つでもかなりさびたりして古くなっていることも、本当にそのとおりだなというふうに思っておりますし、内部でこの協議させていただきましたけれども、今まであるやつが突然なくなるとまたちょっと違和感があるかなと思いますから、地域の住民の方々、自治会だとか、関係機関の皆さん方としっかりと連絡して、協議して、この撤去なり、またこの薄くなった表示も改めて表示の打ち直しなど含めて、しっかりと路面は特に見やすく、また標識の古いのは順次、撤去していくと、こういうことで御質問の内容にありますような方向に向かってしっかりと対応していきたいなど、こう思っておりますので、これらについてもとにかくそれぞれ今までのかかわってきた方々含めて、地域と機関含めてしっかりと協議して、早いうちに実施をしていきたいなど、こう思っておりますので、御理解いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） 山田鶴雄君。

○6番（山田鶴雄君） 再質問させていただきたいと思っております。

電柱とN T Tとの関係でございますが、一路線にたくさん立っているところもありますけれども、砂利道時代にそういうものが先に立ったものですから、真っ直ぐ立てられていなくて、五、六本あるうちの1本が歩道の真ん中にあるとか、そういう部分の路線が先ほど7、ないし8路線というふうに申し上げておりますので、こういう路線についてはやはり向陽町だとか柏木というのは非常に住民も多いので、市街地の中心部よりもむしろ、線路より東側のほうにそういう傾向が多いように私の調査では出ているものですから、できればやはり町へ出るときに最近、電動の車だとか、シルバーカーが結構、押して歩く、そして町へ出るということで、道路の真ん中があれば、それにぶつかる可能性があるから何とか危険のないようにしてもらいたいという声がありますので、私は今、町長からもお話がございましたし、毎年、平成16年ごろから横断歩道なり、交差点近くの縁石についてはバリアフリー化されて、平均500万ないし、600万近いお金を投下しているのも事実でございます。

それで私も、この街から外れたそういう箇所について、電柱の少なくても交通量の比較的多く、高齢者の多い地帯につきましては、1日も早く安全に通行できる道はないのかなというふうに思っています。

それで、そういう本数の少ないところは担当課に調べていただきますと北電との電

柱の契約によって300万円近い使用料が入っていますし、NTTのほうからも120万台が入っておりまして、年間400数十万が収入で受けているわけですから、もちろんそれは別のほうにも使われているわけです。

こういうことを財源として1日、1年でも早くそういう道の部分に回すことができないのかなど、本別は何といても福祉の町で住みやすく、高齢者も安心して住めるということがキャッチフレーズでございますので、できればそういうことで改めてそういう財源で移設ができないかどうかを、やはりやっていただきたいというふうに思いますけれども、改めてお聞きしたいと思います。

それから、電柱、街路灯の関係ですけれども、確かに移設も必要なのですけれども、柏木町あたりの十字路のところの角に街路灯の柱だけが内側にあって、その隣に、すぐ隣に北電の電柱があるということもありますので、かなり北電の電柱を借りて町の中も街路灯をつけてあるところもありますので、そういうものが借りれば、ちょうど交差点の近くなものですから、ロータリー車は入っているようだけれども、そういう危険が少なくなるかなということもありますので、そういうこともこれから検討していく必要があるのではないかなというふうに思います。

この前も担当課長にちょっとお聞きしたのですけれども、今まで移設ばかり考えていたのですけれども、割と電柱や何かでも歩道の入り口のところにどんと太いやつが立っていて、それが障害になってなかなか入りづらいと、この前、調査していたら新町の川添の民家のある歩道の前に街路灯が立っていて、そこに行けない、つき当たりになりますから、その横に今、言うようにバリアフリーにして、車道側に押していける、そういうものが、そういうふうになっていけば、今後、シルバーカーや何か利用している人も入りやすいかなというふうに思いますので、そういう方法も、もし交通上、問題がないということになれば、そういう取り組みも必要かなと思いますので、これは一つの課題だと思いますので、そういう考え方について改めてお聞きしたいと思います。

それから、スクールゾーンの関係ですけれども、今、町長からお聞きしますと、急になくなったかどうかというお話ですけれども、実際、調べてもらったかどうかわかりませんが、むしろ私の自治会ではどうしてあるのというのが率直な声で、それで本当に今、言われているようなものであれば私はすごい目についた箇所が4カ所ぐらいですから、つぶさにやっていませんけれども、ほとんど字が消えて機能していないように思えて、ただ、本別町というところだけの活字がはっきりしていて何でこんなものがあるのというのが率直なあれなものですから、更新するのであればもう少し所管をきちんとして、今度、教育委員会なら教育委員会に移すと。どちらかといえば今まで、保育所のほうにスクールゾーンって立てたのかなという気はしておりましたけれども、そういうあれもありますので、私はもう少し本当に必要であれば何らかの方向で今まで目について改善されていたかなという気がしますので、自治会にお聞き

するということでございますので、更新なり取り壊すなりなるべく早くやるということが必要だと思っておりますので、改めてお聞きしたいと思っております。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきたいと思っております。

著しく支障のある歩道の入り口だとか、そこに電柱がどんと真ん中に立っているというの、本当に何か所かあるということは私ども承知しているのですが、御質問にありますように全体調査をしていますので、先ほども答弁しましたけれども、やはり交通量の多いところだとか、先ほど議員の質問のありましたように例えば向陽町の団地からたくさんの方が通行するだとか、柏木の新しい新興、今では新興住宅とは言いませんけれども、そこで結局、歩道が狭いし、また位置が高いというのもあって非常に避けて通りづらいという部分もありますから、そういう交通の多いところ、両側があって片方使える、片方使えないというのが結構あると思うのですが、そういうところもしっかりと再度、交通量の多い、少ないはよく判断ができていますので、そういうところを優先的に工事を入れてしっかり計画をつくりながら早いうちにバリアフリー化工事含めて、全体的に構造そのものが通行のしやすい道路になるように努めていきたいなというふうに思っていますので。また特に通りで一本だとか何とかというところが極端にありましたら、そういうところはまた別途、そういう対応も含めて。ただ使用料があるからこれを使えと言われても、それはなかなかそういうことにはいかない、予算全体なものですから。でもそれにかかわらず支障のあるものについては極力解消に向けて努力していきたいなというふうに思っていますので、これらも御理解をいただいて、また御協力いただければと思っています。

また、街路灯と電柱の一体化というのは、これは本当に御質問のとおりだというふうに思っておりますので、改めて電柱添架が可能などを含めて、これはまた交通防災のほうも含めて十分に研究をさせていただいて、可能などはそのような方式をとっていきたいなと思っております。

また、スクールゾーンについては、先ほどから質問にありますように、本当にずっと調査して私どもこうやって全部、図面に落としているのですが、本当に本別町だけわかるだけで、あとは何かわからないというような字があって、その用途が終わったところというのは、先ほど言ったようにもともと保育所で開設したところが今そうではなくて用途外になっていますから、そういうところはもう不用だということですから、とにかくそういうところは不用なところはもう撤去させていただいて、そのところは自治会の会長さんにしっかりと話しさせていただいて、いよいよのときに撤去すると、そして必要なところで不明瞭なところはきちっとまた塗りかえをしながら、しっかりとしたゾーンの明記をしていくということで、本当に必要なところ、必要でないところ、しっかりとめり張りつけて最大限の改善に向けてしっかり取り組んでいくと、こういうことでしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、答弁とします。

○6番（山田鶴雄君） 終わります。

○議長（方川一郎君） 次、9番高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君）〔登壇〕 議長の許可を得ましたので、通告をいたしました3問について質問をさせていただきます。

なお、本別高校の間口の確保につきましては、この場での質問を保留いたしまして、残り2問について質問をさせていただきます。

まず初めに、子宮頸がんワクチンの接種についてです。

子宮ガンの一つである子宮頸がんはヒトパピロウイルス、HPVが原因でその罹患率は年齢の高い人が高いのですが、若い人のところにピークが出てきたということで問題になりました。

また、卵巣ガン、子宮体がんは横ばいなのに子宮頸がんだけがふえてきたということでも注目されます。

従来、子宮がん検診はがん化する細胞の2段階、3段階手前の変化を捉えることが可能なことから、検診での早期発見を重視してきました。しかし、検診率が低いこと、HPV16型、18型のワクチンが開発されたことから、関係者の間からワクチンが高額なため公的助成による子宮頸がんワクチンの接種の推進が求められ、今日に至っています。

子宮頸がんワクチンの接種については、当初からHPV16型、18型に限られていることから、その効用、またワクチンが開発されて浅いことから、その副作用を疑問視する声がありました。実際、副作用については国への報告だけで約2,300件、北海道でも道によりますと51人の報告が寄せられています。

先日、子宮頸がんワクチン接種に重い副作用の出た女生徒の家族らが、この3月に全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会北海道支部を設立すると発表いたしました。

一方で、厚生労働省は専門部会で副作用の原因や治療法を論議した結果、接種時の痛みをきっかけに緊張や不安などの心理的要因や生活環境などの社会的要因が身体の症状としてあらわれたとの見解で一致したことから、副作用問題で昨年6月以来、中止してきた積極的接種を接種の呼びかけを再開するかどうかの可否を判断するとしています。

しかし、脳神経科医など神経障害や血流異常など、ワクチンの成分が影響している可能性も指摘しており、また家族も接種の再開に当たってはきっちりと安全性を確認し、国民が納得できる答えを出すことが重要と不安の解消がされていません。

これまでも慎重な取り組みを指摘してきたところですが、改めて本町の子宮頸がんワクチン接種に対する考え方を伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員の子宮頸がんワクチンの接種について

の御質問の答弁をさせていただきます。

詳しく現状含めて子宮頸がんの特性などの今、御質問をいただきました。特に女性特有のがんであるということから、この子宮頸がんに対しての予防効果のあるとされます子宮頸がんワクチンが開発されて、厚生労働省は平成22年度から24年度の間、子宮頸がん等のワクチン接種緊急促進事業ということで取り組みまして、子宮頸がん予防啓発等子宮頸がんワクチンの積極的な接種の勧奨を進めてきたところでありまして、本町におきましてもこの事業を受けて子宮頸がんにつきましては唯一ワクチンで予防できるものとして平成23年1月から接種の促進、意識の啓発に努めてきたところでもあります。

平成25年度からは、予防接種後の改正によりまして定期接種の対象として事業を実施しています。一方で、子宮頸がんワクチンは副反応として接種後の痛みや発熱などの軽い症状や、また痙攣や歩行障害など重篤な症状が報告されておりましたり、またマスコミでも特集を組んで報道されたりして、あのような状況を見る限り大変なこの副反応というのですか、この影響が出ているのだろうかなど、そういうことでもあります。

ただ、このワクチンの接種があったからという因果関係というのは明確にされておりませんが、ワクチンの接種後に特異的に見られたこの副反応ということでは否定できないのではないかと、こういうことが今、報道されていますし、そういうような判断になっているようではありますが、この問題に対しましては厚生労働省から昨年6月14日付で子宮頸がんワクチンの定期接種に対する対応で国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に推奨すべきではないとの勧告が出されました。

定期接種を中止するものではありませんが、希望者には周知をして接種の機会を図ることを求めているところでもあります。

この厚生労働省からの通知を受けまして、本町といたしましても対象となります小学校6年生から高校1年生の新規、継続者の保護者と本人88名の方に文書でお知らせをしてきたところでもあります。なお、25年度中の本町の被接種者数は実人数で15名、延べで29名であります。

本町におきましては、これまで副反応の報告はございませんが、厚生労働省からの通知に基づきまして、対象者全員に接種を行うということではなくて、定期接種としてワクチンの効果とリスクを十分説明をさせていただいた上で、今後も希望者のみにワクチン接種を実施してまいりたいと考えているところでもあります。

いずれにいたしましても、厚生労働省は既に昨年からの発症原因の調査を進めておりまして、近く国の指針が出され、積極的な勧奨の是非が判断されるものと思われまので、この調査結果が待たれるところでもあります。

今後とも国の情報を速やかに住民に周知をし、情報提供を行いますとともに、本来

の目的であります子宮頸がんの予防のためにワクチンのみでなく、子宮がん検診の受診を促進し、病気の予防を図りたいと考えております。

当面は慎重に経過を見守りながら、住民の不安については丁寧に情報提供を行っていくことで、不安の軽減を図り、町民の健康づくりと適切な保健指導に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上、申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 再質問をさせていただきます。

今の答弁にありましたように、厚生労働省の積極接種の中止と申しますか、そういったことを受けてそれぞれ接種する効果とリスクを説明をして希望者だけ接種をしているということではありますが、その点については私も今日までの質問の中で答弁も受けていましたから理解をするところであります。

ただ、いわゆる副作用が子供に起こった家族にしてみると、先ほども言いましたように一方で厚生労働省は心的原因である、一方で学者によっては、研究者によっては例えばアルミが原因で副作用が起こるといようなことで、見解が違っていることが家族にとって非常に不安であるというか、その不安をまず解消してほしいというのが今、被害者の会などの大きな声でもあります。

そういう意味では、この副作用の部分について実際に現実に起こってはいないのですが、結果としてそういうことが起こり得るようなことがあった場合には、やはり速やかに対応するということも、これも大事だというふうに言われています。

できれば、家族にとってはその原因を明らかにして治療方法を明らかにしてほしいというようなことが言われていますから、そういうような状況、揺れている状況を見るとなかなか接種をする人にしても判断に今苦しむというのが実情ではないかと思っておりますので、その辺のところを接種する立場として、くどいようですが事前の説明、あるいは事後のそういう対応というのをきちんとしていくことを必要でないかと思っております。

それと今の答弁にありましたけれども、検診を促進していくということですから、ぜひその点については検診率が上がるように全力を挙げていただきたいと思っております。

先ほども言いましたように、このワクチンについては16型、18型ということで、結果としてそのワクチンを利用する16、18型の罹患率は50から70パーセントと言われておりますから、逆に言うとそれ以外の方で罹患するというのは50から30パーセント、逆になるわけですがけれども、そういうことを含めていくと、また先ほど言ったようにこの子宮頸がんの検診はがんのなる前、3段階、2段階前にもう既に検診することによって発見できるということで、その検診の必要性というのは従来からそれは問われてきたのですが、先ほども言いましたようにその検診率というのは大変、

低いということもあるわけでありまして、その点も促進をしていくということであり
ますけれども、現状の検診率というかはどういうふうになっているのか、また、そう
いう結果も踏まえてさらに促進をするということになっていくのか、その辺について
お伺いをしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 御質問をいただきましたけれども、特に子宮頸がんばかりで
はなく、やはり早期検診で早期発見というのがやはり何よりも大事だということ
でありますから、成人病などなど含めても特定検診を含めてもかなりそれぞれ情報提供
させていただきながら、また広報、またそれぞれの手段を講じてPRしていただいて、
なるべく検診率を上げようと、予防のために尽くそうということで努力させていただ
いていますから、特に子宮頸がんのこのワクチンについてはそういう副反応などなど
の問題もありまして、まだ明確に判断はされていないにしても、大変、重篤で苦しん
でいる方々がいるなどの報告があるということは、より多くの情報を提供させてい
ただいて、そして判断していただくというのが大事でありますから、必ずしもこれがあ
ったからといって全部が副反応が出るということではありませんけれども万が一、不幸
にそのような状況になったときは、北海道もそれぞれ市町村と連携してそれらの対応、
対策をとるということで道議会の中でも種々の発言がありますから、それはもちろん
そのとおり、町村としてもそのようなこの結果出たときのしっかりと相談体制も含め
て、その治療もどのようにしていくかというのはしっかりと支えとしてやはりその役
割を担っていかなければならないというふうに思っています。

それよりも御質問にありますように、やはり検診をしっかり受けていただくという
のが大事でありますから、自分の健康はやはり自分たちでしっかり自分で守っていく
しかないのだという、そういう意識も含めて、これをより強力な広報体制、また周知
の方法としてとりながら促進していきたいなというふうに思っております。

また、心理的原因だとか見解が違うということですが、違うと言っても現実、いろ
いろな副反応が出ているということが事実ですから、まさか心的なもので歩行が困難
になるとか何とかというのはちょっと考えられないことですから、あのようなこと
にならないように厚生労働省も全力で今、その原因究明などなど含めて見解をしま
り統一させていただくということでもありますけれども、とにかくどんなことでもやは
り体にワクチンといいながらも異物でありますから、それから必ずこのリスクも伴う
のだよということも含めてしっかりと私どもの取り組みとして、これは情報をしま
り提供させていただくというのが大事だと思っておりますから、御質問にありますよう
な対策や、またこれからの検診の促進方法、さらにまた受診率を上げるということに
ついての努力はさせていただきたいなというふうに思っています。

今、御質問にありました数字云々については担当のほうから答弁させていただきます
ので、よろしくお願いたします。

○議長（方川一郎君） 吉井保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉井勝彦君） お答えをいたします。

子宮がんの検診の実施率ですけれども、20歳以上の女性対象者、今年度につきましては1,250人のうち、受診された方は202人と、今のところ202人ということで、これからまだ残りの期間ありますのでふえる可能性はありますけれども、20パーセント弱ぐらいかなというふうに思っています。

クーポン券対象者の方は140人程度いらっしゃるのですけれども、これにつきましても40人弱ぐらいということで、今のところ推移しております。

いずれにしても、まだまだ低い状況にありますので、今後とも受診率の向上に向けて周知等含めてPRしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 今の検診率の関係ですが、ワクチンを接種することについても否定はしていないわけですが、ただ懸念をしている人はワクチンを接種をすれば検診をしなくてもいいということで、結果としてその検診率が下がるのではないかという、そういう指摘をする人もいますけれども、先ほども言いましたようにワクチンをしたからといって罹患の原因が、そのワクチンが全て該当するというわけでもないとか、いろいろなことからいくと、やはり検診と今、町長の答弁にもありましたけれども、検診にやはり全力を挙げるといって、それがやはり年齢的ないろいろなこともあってワクチンを接種しなければならぬ状況もあるわけですから、その辺のところを検診率とワクチンの接種等をやはりいずれも検診率、ワクチンの接種によって検診率が下がるというようなことがないような努力も必要ではないかと思うのですが、その点についてお伺いします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 御質問のとおりだというふうに思っています。

でも、なかなか現実として、それだったらしっかり検診を受けてというのなかなかかならないのが現実であります。そこが一番の私どもの悩みなところなのですが、例えばこの子宮頸がんのこの新しく出て、こういうチラシというか、広報しているのですが、これは子宮頸がんワクチンの接種を積極的にお勧めしていませんと、接種に当たっては有効性とリスクを理解した上で受けてくださいと、こんな病気です、こんなワクチンの予防でありますということで、やはり検診が大事ですということをちゃんと訴えてはいるのですけれども、この子宮頸がんワクチンはもちろんですけれども、あるいは今、御質問にありますようにこれを受けたからといって絶対にそれにならないということでは決してないということで、ここを理解してください。

一番、例として余りよくないかもしれませんが、インフルエンザがはやっております。ことしはやったら困るから受けますといっても、インフルエンザの予防

接種受けたからといって、絶対かからないということではないという、そういうことも含めてやはりワクチンというのは予防の一つでありますけれども、やはりどんなワクチンを打とうと、どんな治療をしよう、やはり検診が、定期的な検診が一番大事なのだよということで、もっともっと住民の皆さんに理解をいただけるような、そういう保健指導だとか、広報、PRに向かって最大限努力していきたいなと思いますし、これは、事あるごとにそれぞれの団体などの集まりなど含めて、しっかりと啓蒙して、また意識の向上に向けて、また受診率の向上に向けて努力させていただきたいなと思っておりますので、その部分については本当に全職場挙げて努力させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） それでは、2問目の子ども未来課の設置と保健福祉課の体制についてお伺いします。

2月6日の臨時会における行政報告によりますと、新年度4月1日から保健福祉課教育委員会の児童に関する担当を分離統合し、子ども未来課を設置しスタートすることになりました。

また、社会福祉担当は総合ケアセンターへ移動し、保健福祉課は総合ケアセンターへ集約されることになりました。そこで以下、3点について伺います。

まず1点目であります。今日まで財政的に厳しいとのことで、行財政改革により課の統廃合を進めてきましたが、新年度からは子ども未来課を新たに設置することになりました。

そこで、行政改革推進委員会では、まずどのような議論があったのかをお伺いします。また、今日まで議会においても課の統廃合により担当する仕事は広すぎるので、課を分離してはという議論がされてきました。今後必要とあらば課の増設もあり得ると受けとめてよいのかどうか、まず1点目、お伺いします。

2点目であります。新年度に設置される子ども未来課については、その機構図として大きく言いますと子ども・子育て支援担当、児童担当となっておりますが、課長以下、概要でもよろしいですがどのような機構図になっているのか、さきの質問のときはまだ詳しくは決まっていませんでしたので、改めてお伺いします。また、今回の課の設置によって職員数の増はあるのかどうか伺いたいと思います。

3点目であります。保健福祉課は庁舎内にありました社会福祉担当が総合ケアセンターへ移動し、福祉部門の連携強化と一元化が図られ、効率的で迅速な対応ができるとしていますが、しかし高齢者、障がいを持つ方、生活保護世帯など、利用される方は交通弱者が少なくありません。不便を来すのではと懸念をされますが、この対応についてどのように取り組んでこられたのか、以上、質問をさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 高橋利勝議員の2問目の子ども未来課の設置と保健福祉課の体制についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目ではありますが、子ども未来課の設置に伴います行政改革推進委員会の議論経過と今後の考え方であります。

まず、本町の行政財政改革は社会経済情勢の変化や地方分権、さらには厳しい財政状況に的確に対応するために、行財政の運営についてスクラップ・アンド・ビルドの視点に立って、徹底的に見直しを図り、質の高い政策形成機能を持ち合わせた簡素で効率的な行政システムの再構築に取り組んできています。

そうした中で、平成17年度に福祉課総合ケアセンター、健康管理センター、在宅支援センターを統合し、保健福祉課としたところであります。

この統合によりまして、福祉部門の総合的な施策の検討がスムーズに行われ、職員の連帯感、協力体制及び各部門間の連携が強化されたところであります。

半面、窓口部門が離れていることで、町民の皆様にはわかりづらいとの弊害や課長職が複数の部署を所管することで事務範囲が大変、広範になり、業務量が増大して負担がかなり大きくなっている状況もあります。

そのようなことから、一定の見直しが必要という行政改革推進本部、組織、人事、給与制度部会の検討結果となっております。今回、子ども未来課の設置につきましては、核家族化が進行して子育て経験の継承や子育てを支える環境が変化をし、地域社会のコミュニティーの崩壊が進むなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化をしてくれています。

さらに、少子化の波を背景に児童の虐待や不登校、さらに引きこもりの増加など、子どもに関する問題が深刻化する中で孤立しがちな親の支援や家庭教育機能の充実が重要となってきたという判断をさせていただきました。

また、文部科学省は全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に平成24年8月に子ども・子育て関連三法を制定したところであります。

このような状況から、本町といたしましても子育て支援策の強化と一体化を進め、家庭や地域の子育て機能の充実を図るために幼児期から青少年までの一貫した政策の実現に向けて、平成24年度から2年間にわたり行政改革推進本部会議において検討、協議を進め、今回の組織体制の見直しによる子ども未来課の設置に至ったところであります。

なお、行政改革推進委員会の検討の経過でありますけれども、1月に委員会を開催し、推進本部から子ども未来課の設置に向けた検討経過や考え方を示し協議をいただいたところです。

この中で、委員の皆様からは窓口がまとまってわかりやすくなるのではないかと、二つ目には生活保護費の支給の場所は、三つ目には子ども未来課の体制は、また四つ目

には国の施策が変わっても住民目線で業務をしてほしい、五つ目には引き続き課、部局の連携をとってほしいなどの多くの貴重な御意見をいただきました。

推進委員会といたしましても、子ども未来課の設置について適正な物事が判断できたものと御判断をいただきました。また、機構改革につきましてもの答申をいただきまして、事務移管に当たっては常に検証して、町民に不便の強いることのないよう、改めるべきは改めながら、行政一丸となって連携を保って、一体的な運営を進めることという付帯意見もあわせていただいたところであります。

次に、今後の機構の見直しにつきましては、平成17年度から機構の見直しを進めてきておりますが、推進本部としてもこの間、見直しによる課題についても随時検証作業を進めてきておりまして、今後も引き続き検証作業を進めるとともに、時代に摘要した簡素で効率的な行政システムの構築を目指していく考えでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に2点目の子ども未来課の担当と体制づくりについてでありますけれども、近年、少子高齢化が急速に進む中で、本町におきましても特に子育て支援や少子化対策は喫緊の課題でありますことから、今年度から子ども未来課において幼児期から少年期までの子どもに関する業務を専門的に取り組み、子育て支援や子どもの施策など、関係課とともに連携を図りながら総合的に推進をしてまいります。

体制につきましては、主に保育所関係を担う児童福祉担当と児童館や学童保育所のほか、多様化する子育てニーズや支援策に対する企画立案を担う子育て支援担当を新たに置きまして、職員は事務職として課長、課長補佐、合わせて4名程度を配置をし、そのほか4カ所の保育所、ことばの教室、子育て支援センター、2カ所の児童館のほか、新たに幼稚園教育、本別学童保育所、勇足地区放課後子ども教室、北地区交流センターを所管することとしております。

この体制によりまして、平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度の移行に向けた準備を始めるとして新しい教育や保育体制の整備計画で5年を1期とします子ども・子育て支援事業計画の策定のほか、多様化する子育てニーズへの対応や子育て支援、さらに少子化対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

3点目の保健福祉課が総合センターに集約されることについての対応についてですけれども、子ども未来課の設置に伴いまして、保健福祉課の業務は社会福祉の業務の移動とあわせ、総合ケアセンターに集約されますが、社会福祉担当が所管します業務の中で、特に生活保護費の給付や病院の受診に必要な診療依頼書につきましては、保護費の支給日にあわせて役場1階の庁舎内に臨時窓口を3日間程度開設して、その中で対応してまいりたいと思っております。

また、介護保険と障がいに関する死亡や転入、そして転出などに伴う資格移動の届け出、申請などの受け付けにつきましては住民課の窓口で対応してまいります。高齢者や障がい者にかかわる相談、生活困窮含めた福祉的な相談につきましては、総合

ケアセンターに来ていただいたり、電話で受けることにはなりますが、総合ケアセンターまで来られない方につきましては、これまでどおり担当職員が役場に出向いたり、家庭訪問で相談を受けるなどをして利便性の確保に努めてまいりたいと思います。

また、交通弱者の分の御質問もありますが、循環バスの太陽号の利用など含めて、必ずしもいつもPRしていますが、これは買い物でも、またスポーツにも、またそれぞれの生活の利便性のために使っていただく循環バスもありますので、これらも有効に使っていただきながら、これらの手続きを含めてのバスとして利用していただきたいことも、さらにまたPRさせていただきたいと思っています。

今回の機構改革によりまして、総合ケアセンターでは障がい者福祉、高齢者福祉、介護保険、地域包括ともに今まで離れていた社会福祉が同じフロアで業務を進めることとなりますので、これまで以上に情報の共有と連携強化を図り、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

今後とも町民の皆さんには一層、効率的な行政サービスの提供を進めてまいりますし、機構改革にあわせてより住民の皆さんの利便性が高まるよう、そういう体制にしていきたいと思っていますので、以上を申し上げて答弁とさせていただきたいと思っています。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 再質問をさせていただきます。

今、2問目の機構というか、体制についてお話がありました。それで、町政執行方針によると今、町長のほうから答弁もありましたけれども、子ども・子育て事業計画の策定とか、あるいは仮称子ども未来センターの整備構想とか、大きな国の制度が大きく変わっていくこともあるし、本別町としてそういった取り組みをするということでもありますけれども、これらの取り組みも踏まえて現行の今お話ですと課長、課長補佐と2名、全員で4名ということですね、その体制で十分なのかどうか、もう一度その点、お伺いをしたいと思っています。

もう1点ですが、総合ケアセンターに窓口が集中をされるわけでもありますけれども、今まで社会福祉担当というのが庁舎内にあると、当然、その担当の業務は当然のことですが、そこの福祉課で例えばそれ以外のことで相談を受けたとき、それに対応することはなかったのかどうか、あったとすればやはりそういうようなことについてどう受けとめるのかということをお伺いしたいと。

あとは、今、いろいろとそれぞれ対応についてお話がありましたが、これは従来からそういう形でやっておられて、結果として支障がなかったというふうに受けとめていいのかどうか、その点について再度、お伺いをしたいと思っています。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 未来センター事業計画なども含めて、国が少子化の解消含めて相当、新しい法案、制度をつくるために力を入れていくということで、特に第三子以降は自治体ともしっかり連携をとって、国としても責任ある子育ての制度をつくり

たいと、こういうことでありまして、何回もお話ししましたけれども、そのチームに本町からも1人職員が派遣をさせていただいて、今、ともにその任務に当たっているわけでありまして、特に私どもも幾度となく話すのですが、私どもが本別中学校を卒業するときの一つの目安ですけれども、本別町内に同級生という年代が620名いました。今は1年で出生する子どもが50人から多いときで60人になりましたから10分の1以下ということでありまして、その子どもたちがゼロ歳から、例えば15歳までここにいたとしたら、とんでもない人数なのです。とんでもない人数って、それだけ人が少子化で間違いなくいなくなる。片や高齢化というのですが、高齢化と少子化はまた別問題ですけれども、少子化というのはこれは何としても国の未来もそうですし、我が町の未来も本当に左右する大変な時代でありますから、支える人口がいなくなるということでもありますので、このことについてはやはりそして育てる環境、そして育つ環境というのはやはり結果としては兄弟がたくさんいることや、地域に子どもたちがたくさんいるということは本当にどんなに大切なことなのかなど、こういうこともずっといろいろな場面で思い起こしながら、少しでもそういうふうに育てていただける、また安心してここで育てられる環境をつくるべきでないかなど、そのように考えていました。

この行革に合わせて実は先ほども答弁させていただきましたけれども、本当にいろいろな部門を統合して当時の担当した職員の皆様方と相談してやれるか、どうだということで、本当に大変な財政状況もありましたし、また国の合併論議を含めて大変なときでありましたから、本当に思い切って職員とも未来に向かって全力で今この任に担っていくということで、本当よく頑張ってやってきました。

これだけ多様化する中では、本当に医療、保健、福祉から、また子育てから全てを一つの課で、一つの管理職で1人の課長でやるというのも大変なやはり至難なこの業務でありまして、やはりそれは早いうちに子育て等も含めて、教育委員会の所管の部分もたくさんありますけれども、それを逆に統括して子育てに特化して、しっかりと生み育て学ぶ環境などなど含めて、しっかりとした人材のこの育成含めて、そういう体制をとろうということで、実は協議してまいりました。

その中で、やっとそれが内部の検討も十分に行われながら、そして行革の中での検討もいただきながら、町での理解もいただきながらこうやって提案させていただくときになりました。

それも、先ほど申し上げましたように国の動きのちょうど一つにしていい時期になってきたのかなど思っております。ゆくゆくは子ども未来センターをしっかりと設置をしながら、これらに向けてオール本別の子育て体制、支援体制をとっていける、その基盤をつくっていききたいなというふうに思っています。

職員の体制など含めては副町長のほうから答弁させていただきますが、または社会福祉担当関係の相談の対応などについては、もちろん窓口ですから、いろいろな相談

ありました。でも、ほかに振ることなく直接、担当のほうから問い合わせをしながら、また担当に来てもらったり、そういうことで本当に利用者の皆様方には不便のかけないような、そういう体制をとってきました。直接、出向いたり、電話で対応したり、また本町の庁舎のほうに来てもらったりなど含めて対応してきましたから、その趣旨というのは課がどこに離れていても窓口に来ていただいたり、どこに行ってもそれは本当にワンポイントで、本当にどこでも、誰でも気軽に相談できる、またいろいろな手続きができるという体制はこれからももっともっとしっかりと定着できるように、また町民の利便性をしっかりと確保できるように、これは職員一同意識をしっかりと持ちながら対応していきたいなというふうに思いますので、今回の機構の見直しによってそれぞれ福祉部門がケアセンターということになりますけれども、決してケアセンターだけに来なければ相談できないということでは決してなくて、どの場面でもしっかりと対応させていただくということで、それは今後とも全力で取り組んでいきたいなというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（方川一郎君） 砂原副町長。

○副町長（砂原勝君） 私のほうから職員体制についてお答えをさせていただきます。

今、町長のほうから事務系4名ということで申し上げております。そして、事務系4名のうち2名が実質ふえるのですけれども1名は採用、1名は内部調整でやりたいと考えております。

そのほかに子育て支援担当をつくりたいというお話をいたしましたけれども、ここにはそういう子育て保育含めた専門職員が必要だろうと考えておまして、この配置も今、検討しておりますけれども、何とか26年から事務系4名、専門職1名の5名体制でスタートしたいなと考えております。

将来的にはもう1人、栄養士の配置が必要になってくるかなと考えておまして、その時点では6名体制ぐらいになると考えています。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 終わります。

○議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君）〔登壇〕 議長のお許しがありましたので、3問の一般質問を行いますけれども、このうち3番目の介護保険制度改定議論、その影響はについて

は、この場での質問を保留し、残りの2問について質問をいたします。

まず1問目ですが、農業振興をさらに進めるにはということで伺いたいと思います。

本町の農業は、多くの課題を抱えているというふうに考えますが、行政として積極的に農業振興に取り組むことは重要なことだと考えます。行政としての姿勢について見解を伺います。

町政執行方針でも本町農業について、本町の経済社会の基盤として大きな役割を果たしていると農業の役割について明示されています。そして、担い手対策ほか、新規作物の調査研究、畜産対策、基盤整備など、具体的な取り組みが上げられています。

行政として、積極的に農業振興に取り組むことが重要なのは言うまでもありませんが、現場の生産活動や集荷、販売などは主に農協の役割ですが、特に新技術や新たな作物の導入、1次、2次加工の研究等については、行政の果たす役割が大きいというふうに考えます。

そこで、新規作物や新技術開発、研究などについての今後の取り組みについて、その考え方や姿勢について伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員の農業振興をさらに進めるにはの質問の答弁をさせていただきたいと思います。

さきの町政執行方針でも所信表明をさせていただきましたが、本町の農業は経済を支える基幹産業として大きな役割を担っていることはもちろん、個々での環境保全や良好な景観の形成といった多面的な機能も有していることであります。

私の5期目に当たっての施政方針でもお示しさせていただいておりますが、六つの柱と48の施策の中においても、地場産業の振興と企業支援で新たな雇用の創出で掲げているとおり、本町経済を支える農業の振興は最も重要な課題と言いつけております。

新規作物や新技術の開発、研究などは今後の取り組みについての御質問ですが、現在、本町では畑作4品の小麦、てん菜、パレイショ、豆類が6,400ヘクタールの耕作地で作付をされ、畑作物の輪作体系を維持しながら確立しているところでありますが、最近では畑作4品以外の作物としてタマネギの栽培に取り組むなど、畑作物の多様化により経営の安定化を図るなど、大きな動きが見られております。

このようなことから、本町農業の新たな展開として新規作物の導入について検討する必要があると考えております。新年度において、本別町農業営農指導対策協議会が中心となりまして、新規作物導入の可能性などの調査研究を積極的に行う計画であります。

営農のための新技術開発につきましては、今後とも営農指導対策協議会の事業であります栽培の講習会などにより、農業者の皆さんに技術指導を実施しますとともに、農業改良普及センターや本別農協の技術指導を推進していただくとともに、各種講習

会の情報提供を進めています。

農産物の1次、2次加工につきましては、本別町農産物のブランド化の事業として加工業者及び新商品開発担当者などを講師に、本町農畜産物の加工実習を開催するなど、本町の畜産物が持つ魅力や可能性についてきっかけづくりとなるような取り組みを進めています。

また、専任相談員を配置しまして、本別町農産物物づくり館の利用を通じました講座や施策、研究などの相談体制によりまして、より充実させていただきながら加工技術の支援を引き続き進めていきたいと思っています。

いずれにいたしましても、基幹産業であります農業を取り巻く環境は依然と厳しい状況にありますが、今後とも関係機関と連携をし、それぞれの立場の中で農業振興を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいなというふうに思っています。

なお、もう既に皆さん方と一緒に取り組んでいます。この農業造成も今、大幅に変わろうとしておりますし、今までよかったからこれでいいというような作物の作付では、これから農業は立ち行かないというのも私も本当に痛切に感じているところであります。できれば本町は特に畑作4品の典型的なこの輪作体系の町であります。さらにプラス1品、2品、何とか新しい作物をとということで阿保議員からも、もう十数年前から何とか新しい作物を開発したらどうだという御質問を何度もいただいていますけれども、いつも申し上げていますが、残念ながら私ども畑を持っているわけではありませんので、また、牛を飼っているわけではありませんので、なかなか自分が実施をするということではできませんが、やはり農業者、また農業団体の協力なしでは、これはなし得ないことでありまして、ぜひそのような将来展望の見通しなど含めて、この食料をつくるという大事な基幹産業が継続して永続的にこの営農できるという体制をとるためには、やはり時代に合った、消費者のニーズに合った農畜産物を排出しなければならないと、それにあわせてまた1.5次、2次加工含めて、しっかりとした、特に最近では6次産業と言われますが、なかなかこれだけの面積を構築している中で、6次化というのは難しい、そういう意味ではきちっとしたそれぞれの役割分担の中で1次、2次、3次合わせた6次加工というのは、これは実現していかなければならないということでもあります。特に付加価値を高めるという、これも大事なことですし、特に若い世代に未来にやはり夢や希望の持てる、やはりこの農業環境ですね、これをしっかりと残していくということは大事なことだというふうに思っています。

残念ながら本町もこの畑作の中で4品以外の、それぞれ野菜の加工などなど含めてありました。イモや小麦やビート、豆をやっていますけれども、大根もありました、ニンジンもありました、ゴボウもありました、メロンもありました、全て今、なくなりました。加工するものがないというような状況ではありますが、でもこれだけ経営規模が大きくなったら、なかなかそういうところに手が届かないというのが農業

者の実態であるということも、よく懇談の中では現場の意見を聞いています。

それならば、また別の作物、そして輪作体系の中に入れるような新しい作物、特にTPP問題含めて、これは黙って見過ごすわけにはいかないというのが私どもの強い思いでありまして、何とかこれらの理解もいただきながら、特に売り先のある、確実に売れるもので買っていただける先が安定してあるものについての新しい農作物の導入をぜひ実現をしたいなど、このようなことを含めて調査、研究というか、新年度の予算の中で積極的に推進するための、その予算も持たせていただきましたので、あわせて報告させていただきながら答弁とさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 今回の定例会、この後、予算審議があるので、その審議の中でもいろいろ伺いたいなということで、政策的なことという意味で一般質問をちょっと考えてきました。

今回、この質問をするに当たっていろいろなことを調べて、主にインターネットで申しわけないのですが、その手段で調べるとやはり全国的にはやっていますよね。僕の今回のテーマは行政が主導で地域の特産物をつくったりとか、新たな作物導入とか、そういうものをですね、あるいは加工をどういうふうに扱っているかということもちょっと、そういう観点で調べてみました。

そういう面では、いろいろやはりやっているということがわかりました。中には、町の名前が読めないような難しい町もありましたので、町名は言いませんし、全国でいろいろなことで取り組んでいるのは御承知のとおりだと思います。

それから、先ほど町長の話の中で若い人がこれから頑張ってもらいたいという趣旨で、少なくとも僕の回りには異業種から農業を始めて、そして農業塾に通うだけでは足りなくて、十勝中で異業種の研修会に仲間同士で参加しているというのを非常に頼もしく見ております。

そういう土壌もあるので、そういう意味ではこれから行政の果たす役割は非常に大きいのではないかとこのように思っております。

先般、路地トマトや多種核の大豆の話なども改めて伺うことができて、こういうものが実際の今、町長話したような形で第5、第6の作物という形の中で定着していけばいいなというふうに思いつつも、今までつくっている作物と同じ品種、例えば大豆なら大豆なのだけれども、これに置きかえればいいのではないかなということも含めて、そういう一つの考えるきっかけになったというふうに私は受けとめております。

そこで、これらの今、申し上げたようなことを町として、役場として進めていくために、今も多分やっているとは思っていますけれども、役場の課の横断的な連携、これがすごく大切だなというふうに思っております。農業イコール農林課ではもちろんないわけで、これまでの中でも企画振興課が物すごい力を発揮しているというふうに

も受けとめていますが、そういう企画振興課や農林課が軸になって、さらに他の課も含めて連携を深めて今、申し上げたような新しいものに挑戦をしていくような、そういう提案をしていただきたいなというふうに思っています。

ですから、それはどういう形にせよ、例えば若い職員の中にもいろいろな案があるようなのです、聞きますと。だから、そういうことが表面に出てくれるような機会を町長みずから先頭になってつくっていただきたいということが1点だし、それから課長さん方の会議なんか時々いろいろな課題で開かれているということですから、そういうときにも農林課や企画振興課だけでなく、いろいろなところからの案が出れるような、そういう体制づくりをまずしていただいて、所期の目的を果たすようなことを進めていただきたいなというふうに思うのですけれども、その点について再度、伺いたいというふうに思います。

それから、農協と行政の役割は異なる役割だと僕は思っています。当然、農協の組合員ですから、その場で僕は訴えるべきことをずっと言ってきて、それなりにやっていたら、例えばコントラの大豆収穫とか、そういうようなことをずっと何年か言いながら、今の体制になってきているということで、それぞれの場で組合員として果たす役割、それから議場の中でいろいろ提案する役割というふうに私は思っていて、そういう面では今後とも農協との関連は執行方針にも書いてあったと思いますけれども、非常に重要だと思いますので、できれば定期的な町長も含めた、商工会も含めていろいろ話し合いの場をもっていくという話だったので、そういうことも今後、新しい作物や新しい生産、1次、2次加工という観点も含めて、そういう場をもっていただきたいなと、そういうふうに思います。その点について考え方、今後の考え方としてあれば伺いたいと思います。

それから、長くなってしまうので割愛しますが、前回の第4回、12月の定例会で産業厚生常任委員会の行政視察の報告が載っていたと思います。伊達市の報告です。偶然、きのうテレビでやっていました、伊達市の。中身は宮城県亘理町と、これもちょっとぱっと見たら読めない字なのですが、イチゴの栽培農家を6戸11名を本別のように親交のある町なのです、姉妹提携都市ですね。その被災したイチゴ農家を移住していただいて、伊達市のイチゴ栽培の推進を図っていると、具体的にはいろいろありますけれども、簡単に言うと技術指導とかそういうことです。そこだけで済んでいないのです、市が独自に24棟のビニールハウスを建てて、リース方式なのです。そのとき、研修で伺った話では7年でリースの契約の、わかりやすく言うとそれで一応、完結するみたいな、そういう中身で市がイチゴハウス建てたのです、いろいろな補助事業だったとは思いますが、市が事業主体なのです。

だから、これが今回、質問の一つのきっかけにもなっています。やり方はいろいろあるし、いろいろなメニューも多分あるし、国もそういうことも当然、あわせて考えていると思いますので、いろいろな調整をしていただきたいなと、それはなかなか先

ほど言った大量出荷、集荷、販売する農協としてはなかなかできない部分ではないかなど、私は思っているのです。だから、そういうことも含めて話し合いの中で進めていただきたいと思うのですけれども、そういう考え方について見解を伺いたいというふうに思っております。

最後ですが、私自身もこの場できれい豆の原料、供給どうですかと聞いたことがきっかけで、いまだにきれい豆をつくらせていただいていますけれども、そういう意味での農業者としての協力は全然惜しみません。ただ、私の能力を超えたものをつくれと言われたら、それはちょっと厳しいのですけれども、町は先ほど町長が言ったように畑もないし、牛もないと、ですから少なくとも農業者としての協力というか、自分もそういう意味で挑戦したいというふうに思っております。

以上のことを申し上げて、積極的に行政として新しい技術の導入とか新作物、あるいは加工の関係なんかも先ほど3点ほど具体的に申し上げましたけれども、そういうことも含めて進めていく考えはないかどうか、改めて伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） たくさんの再質問をいただきましたので、もし漏れていたらまた後で質問いただきたいと思いますが、まず行政が担うべきだという部分についてですけれども、私どもは一貫してやれることはやりますし、余計なことかもしれないけれども、どんどん情報提供しますよと言ってきて実際にやっています。

本州で行政がやっているというのはたくさんあるかもしれませんが、私どものこの十勝とか道内で行政が豆を売ったり、野菜を売ったり、物をやっているという行政は余りないのではないかと思います。それだけ、しっかりうちの職員も含めて頑張ってくれているなというふうに思っていますから、それは本当にこれからも一切変わりなく大事なことです。しっかりその分ぐらい担っていきたいなと思っております。

課の連携は御質問のとおり企画だけでなく、農林課だけでなく各課横断して住民課ももちろん取り込んで、それぞれ必要な連携、必要な体制というのは常に情報を共有しながら、それぞれ力を合わせてやっていくということは、それについては間違いなく実行しておりますので、この辺についても改めて答弁させていただきたいと思っております。

そして、行政といってもなかなか行政だけでできませんから、おかげさまで本町の場合は営対協というすばらしい組織がありますので、この営対協をしっかりと皆さん方に連携をさせていただいて、いろいろな対策をやっています。先日のミニ講習会もそうですけれども、この営対協の中で中心にやらせていただきました。

近年、農協との定期的な政策懇談の中でもお話をしていますが、農協の理事者側のほうについてはやはりいろいろなプラス1品、2品といっても、本当にこれだけの体制の中では労働力含めて新しいのというのはとても考えられないと、だから今の畑作

4品でいいのだということですから、それはもうそれで本心ですから、そのとおりまず4品で頑張ってくださいと、でも若手の人だとか、またいろいろな取り組みしたいという農業者の方もいますから、その面はぜひとも我々としてもしっかり育てていきたいなというふうに思っています。

そんなことはできませんけれども、その未来に向かっての新しい意欲を少しでも花を咲かせるような体制にしていきたいなと思っています。

実は、ふれあい祭りでお話ししましたけれども、一昨年のふれあい祭りにタマネギが軽トラック1台たくさん玄関前に、体育館前に並べました。すばらしいタマネギがあって、いろいろお話を聞きましたら若い世代の人が2件なのです、これをつくっている。ただ、一元出荷できる体制にないので、つくっても売れ先が見つからないと、こういうこともいろいろありました。

とにかく今の段階については、その大量生産はまだ2件だけで、いっていませんけれども、できる限り、それでは私どものところでその売り先だとか、消費する先をしっかりと応援させてもらうということで、実は議会にも皆さん方にもお諮りしましたけれども、給食センターだとか、町の施設でしっかりと特に気を使って、低農薬の健康な野菜をつくってくれているということでありまして、そのような体制もとりながら、常に新しく挑戦するものについては支援をさせていただくということは、今後とも続けていくところでありまして、また今、それぞれの職場の職員のアイデアだとかいいただきましたけれども、もちろんこのことについても課長等会議やまた職員との懇談の中で積極的に出てきたものはほとんど受け入れるという体制にしておりますので、またそういう意見が出てこないようではまた町の衰退になりますので、いろいろな思いがあります。

いろいろ、こんな物つくった、あれどうだと、いろいろなことがありますけれども、それはどんなアイデアであろうともしっかりとまず受けとめて、それでどういうところで生かせるかということを含めて、しっかりと対応させていくことについては、今後とも続けていって、またそういう意欲をまた喚起していきたいなというふうに思っています。

また、組合員と農協を通しての情報提供であります。組合長方含めて常に話をするのは、今、本当に本町にはいろいろな要請が来ています。例えば、イモをつくっていただけでないでしょうかとか、これは例えばサラダをつくりたいとか、コロッケをつくりたいとか、いろいろなそういう業種が、これは間違いなく売り先のある業種で、加工している業者さん、それとかそばをつくってくれないですかとか、それから大豆はもちろんです、トマトもそうですし、そういういろいろな作付を願っている企業、業種、またそれぞれいろいろな異業種の方々もふえてきていますし、また畜産でこういう牛を飼ってくれないかとか、こういう加工してくれないかというのがあります。

全て、こういう情報は農協を通じて、これは情報提供しますので、JAの組合長さ

ん方のお話では全部、農協を通しての事業として本町は情報提供しますので、それは農協の一部だけで判断しないで、必ず農業者の皆さんにもその情報をオープンにしてください、そういう作物をつくるか、どういう加工もしたいかなどなど含めてはしっかりと情報提供させていただきます。

結果として、それは地方と農協とスクラム組んでそういう新しい部分についての作付という希望がある、また加工という希望があるものについては、しっかり応援していこうと、こういうことでお話させていただきますので、ぜひ総会、総大会しか、阿保議員も両方とも必ず出席されていますので、あの中でもそういう議論が少しでも出てくればなといつも私ども、ここでも答弁させていただきますけれども、そのような気運がぜひ高まっていけばいいのかなというふうに思いますし、ぜひそうになっていただきたいものだなというふうに思っておりますので、ぜひ本当に農業種も大事なところなので、先ほども言いましたけれどもTPPが入ってもやはり、これならやっていけるという作物もしっかり今から見通していかなければなりません。決してTPPを認めるというわけではないですけれども、でも現実としてやはりこの畑作4品からさらにまた、これからの時代になくはないと、またこれから飛躍的に発展をしていくと、そういう作物も北海道の農政部だとか、農水省含めてもそんな情報だとか、主導のような直接、本別こういうのはどうだというような話もいただいておりますので、そんなことも含めてしっかりとこれからの本町の大事な基幹産業、そして特に輪作体系にきちっとはまる、そういう産業化にしていくような、この新しい作物の作付体系をぜひ確立していきたいなというふうに願っています。

何ととっても、これはこの農業者みずからの協力なければできないことでありまして、協力いただけるようにしっかりと情報提供だとか、懇談をさせていただきながら進めたいと思っています。

亘理町のお話もありました。言ってしまうえば復興予算だからできるのだよとなってしまいますけれども、でもこういうことだって私どもも企業の要請でもこういうのは可能であります。例えばトマトの話でもそうですけれども、千歳にある大手メーカーの工場だとか、またそれぞれ昔からのネーミングの届いた大手メーカーさんが近隣でもやるというか、作付面積が一定の確保ができれば間違いなく大きな工場をとということも、これはイモの加工業者もそうですし、またそばの加工業者もそうですし、またトウモロコシの加工もそうですし、またトマトの加工などなど含めて、必ず作付が一定の条件を確保できれば、量的な確保ができればそこに工場というのが必ずきますから、私どもは農業振興だとか食の発信含めて、また雇用という大きな企業のほうもしっかり見据えながら、本当に多面的に可能性を探りながらしっかりと毎年、生産できる基幹産業の農畜産物を大事にして、そのような体制を何としてもまちづくりの軌道に乗せていけるように、今、早くその体制をとりたいたいということで新年度の予算に載せました。

ぜひ、阿保議員の思いも同じだというふうに思っておりますので、そのようなまた御協力、御支援もあわせてきれい豆で大変お世話になっております。これからも、またいろいろな面で、この試験圃場だとか、また実験圃場だとかというのにも必要になってくる部分もきっとたくさん出てくるというふうに思いますので、また改めて中国系の農地を利用してつくっていたいろいろな企業が本別に、北海道に、本別にと行ってきました。一番先がやはりあんこの加工の提供の問題でもありますが、まだ残念ながらちょっと予算をストップするというようなことで、先の議会で承認いただきましたけれども、それらもしっかりとその体制をこれからも継続できるように、あらゆる新しい作物、そしてまた6次化で新たな加工含めてしっかりと町の経済、そして産業に貢献できるような体制をとっていけるように努力していきたいなど、以上を申し上げて答弁とします。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 営対協の力を十分に発揮していただきたいというような趣旨だったと思いますし、実際に営対協の1年間の活動のメニューの中に、今、申し上げたような表題としては例えば新たな作物展開の検討についてとかというような表題で、メニューにしっかり載せていただいているのかどうなのか、いただきたいという趣旨で当然、伺うわけですが、町としてその営対協との関係、町が働きかけていただくという関係なのですが、いわゆる営対協というのは農業分野の代表の人が集まっている組織ですから、町としても今のようなことを働きかけて、しっかりとメニューの中に入れるということがまず大事なように思うのですが、その点についてひとつ伺いたいと思います。

それから、職員のアイデアをぜひ募る仕組みを、これも形にしていきたいと思いますというふうに思うのです。今までの中では、例えば新エネルギービジョンについて、何か各課、要するにいろいろな課の人、課長さんに調べるようにとか、案を出せみたいな話があったやに聞いたこともありますけれども、そのような形の中で一般職員の中にも眠っているアイデア、多分、町長あると思いますよ。飲んだ席ではよく聞かされるのですが、そういう意味でも一つの形をつくっていただきたいというふうに思います。これはそんなにお金のかかる話でもないし、本当に思わぬアイデアが出る可能性もあるし、今やっていることに対するいろいろな改善点なんかも出てくるのではないかなというふうに私は思っていますので、ぜひそういうこともこの1年間の中で取り組んでいただきたいというふうに私は考えるのですが、どのような見解か伺いたいと思います。

それから、農協との関係、非常に定期的な会議もしながら情報は必ず農協経由で農家に出しているということで、非常に重要なことだと思いますけれども、先ほど申し上げたように農協の歴史の中でもいろいろなものを挑戦してきましたよね。先ほど町長上げたいろいろなものがあります。

私が思っているのは、食べ物で言えば普段、食卓の上るものが研究開発されてこそだというふうに思っているし、実際に本別にある、いわゆる老舗の業者はまさにそこですよね、味噌、納豆、醤油というのは、まさにそのとおりだと思うので、そういう観点での開発の仕方というのが私は一番、生きていくのではないかなと。

農協のいろいろな取り組み、先進的に取り組んできたのですけれども、なかなか食卓に上りづらいなということがあったように私は感じているのです。

ですから、いつも言うことですがけれども、新商品という目新しい物というのも、それはいいかもしれませんが、食卓を常に意識したようなもの、食べ物でいえば、そういうようなことが必要なのではないかなと。まさに、先ほど紹介した伊達の取り組みはウェルシーフード構想ということで、豊富ですばらしい食材をコンセプトにかなり市が加わりながら、市の行政が加わりながら産直みたいな施設つくったりとか、先ほど言ったイチゴのような取り組みをやっているということを研修してきました。

先ほど町長おっしゃったように、非常に伊達市は農業が安定しているそうなので、130品目ぐらいあって、どれでも一応、経営が成り立っているということで、新たな取り組みということにちょっと一歩踏み出せないという部分もあるというニュアンスで受けとめてきました。

ですから、本町も気候も非常にいいところだと思いますし、ある意味、何でもつくれる地域ではあるのですけれども、そういう中で食卓を意識したような新たな作物の取り組みや研究開発、技術開発というものを行政が、私は行政が主導でやってほしいなど、ほしいなというか、なかなか先ほど言ったようにJAとしては今やっている事業が非常に大きな事業をやっていると思いますので、その部分は行政が担っていくべきではないかなと私は思うのですけれども、以上、数点ですが、伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 阿保議員の行政に対する期待が非常に大きいなというのはひしひしと感じるので、そのとおり何とか期待に応えて頑張ろうということで今、職員一丸となって頑張っています。

職員の提案ということなのですが、必ず新年度始まったときに、課の体制も変わりますから、まずその課を運営する課長さんの課を1年間どおしていくのだという方針をまず出してもらいます。それは、今まではスタッフ制入れる前までは、例えば阿保議員がどここの係にいたとなったら、この人がこっちに転勤、鞍がえしたら、それはあとがまこうだったので、そうではなくてスタッフ制ですから、一定の人数がこの管理で。あと、内部の人事配置は全部課長さんが、職場長が責任持ってやるということにして、権限がそういうふうにしてありますので、そういう中での職員との信頼関係だとか、それから明るく元気に本当に仕事ができる体制をどうするか、それから1年間の課としての政策課題、まちづくりをどうするのだというのを全部、

新年度で課長等会議の中で全部、お互いに報告しあいながらやっています。

その中に必ず職員の提案事項というのは入っていますから、そういう中では例えば本別のロゴマーク入りの、元気くん入りのお菓子がつくれないかとか、何とかそんなアイデアがあります。

それらも含めて形になってきたのはやはり元気もなかだとか、それから通学合宿もそうです、これも職員の中から子育ての中でやはり親離れ、子離れ含めて、子どもたちの教育の中で本当に自立するためのなどなど含めての通学合宿の大切さ、地域のかかわりなど含めて、そういうのが提案をなされて、幾つも職員のアイデア何か出ていますから、これはもう農産物にかかわらずまちづくり全体について、このアイデアもらいながら進めていますし、またそういうアイデアがなければまちづくりの政策ができませんので、それも当然、まちづくりを担う、また町民の皆さんに雇用されている第一線の職員として、必ず一つの思いはあるはずだから、それはしっかりと形にしていこうと、こういうことで呼びかけて実はやっていますので、今後ともさらにまた意識を高めながらやっていきたいなと思っています。

あと、営対協のメニューあるかどうかというのは、これは直接担当の課長がどうしても答弁をしたいなと思っているのではないかと思いますので、これは後ろ向かないで、前向いて後で答弁させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

あと、必ずこの食卓に上るものでほしいというのは、私どもずっと願っていました、議会の中でも、今までも例えば給食センターに地元のを何パーセント使っていますかという御質問をいただきました。残念ながら給食センターに入れるような作物は実際には組織としてはなかったというのが実態であります。でも最近は、それぞれ先ほどのタマネギもそうですし、本当に努力してつくっていただいたものを本当により新鮮で、より安全なものを子どもたちの食育として使っていきたいというのももちろんありますし、できれば町の中でやっていきたいと思ひます。

そこで、一番先にできたら、やはり豆腐をつくる、または豆を加工する。はりきり母さんの会含めて、女性部が頑張っていたいて、ああいう体制ができて、おかげさまで日本一の豆の町本別が本当に久しぶりに、もう何十年ぶりかで復活したというのは、それが今でもこれだけ全国に発信していける大きな力になっているのは間違いありませんので、これも本当に行政主導というよりも、お母さん方含めて、JA女性部の皆さん方の頑張りに改めて感謝するところであります。

ただ、今まで頑張ってきた本別特産品という部分、非常になくなってきています。高齢化だとか、後継者がいないとかなくなってきています。一つ例でいうとキノコなんて、マイタケなんてすばらしいマイタケができます。白マイタケ、黒マイタケ、あの両方をセットに箱に入れたら物すごい高級感があって、それはもう本当に見たら舞い上がるというのがマイタケではありませんけれども、それぐらいの感動するような

特産品もつくってきました。

もう1回、今、頑張っていたと思いますが、なかなか施設が順調に稼働しないということでありまして、それぞれこの先は本当にちょっとつらいなというようなお話もお聞きして、何とか継続してほしいと願っていますが、これもひょっとしたらそんなに長くは続けられないぞとお話いただいていますので、そのようなことも含めて何とかこれを残していきたい、また長年頑張ってこられた新しい、本当に無添加で頑張った、手づくりのソーセージなんかも2月いっぱい営業をとめるとかありまして、本当に頑張ってこられて本別がいろいろな面で使える、ここでそういう特産品がなくなってくる、非常につらいものがありますが、これらも含めて新しい体制を何とか継続していきたいと思っています。

それと、これはいつもお願いしているのですけれども、やはりそういう食卓に上るもの、そして長い間、加工して物すごく優秀、全国的に有名だったら本別には幾つもあります。そのことが、例えば醤油、味噌、から納豆含めてそうですけれども、残念ながら町内での消費はどのぐらいのパーセントかという、まだまだ誇れるほどの町内消費がパーセントとして上がっていないのも事実であります。

ぜひ、これらの問題は愛町購買も含めて、ずっと呼びかけをしているのですが、そのことについてはもっともっと意識をして、町民みずからがみんなで支えて守っていくのだということが、もっともっと意識として醸成されなければ、いろいろな加工も含めてできていかないのではないかなというふうに思っていますし、パン屋さんも実は大きな、今までシェアを誇っていたパン屋さんも少し変わって今、新たに2件できましたけれども、そのようなことも含めて必ずつないでいってくると、こんなことも含めて、特にこの愛町購買運動というのは非常に大事なことだと思っておりますので、欠かせない、みんなで協力して育てるという部分については、ぜひこれはもっともっとあらゆる機会にまた訴えながら取り組みを進めていきたいと思っております。

あとは、常に農協、JAの皆さん方も懇談でいうのは、もういろいろなものを使うときには必ず意識して、農業に循環できる、農業に貢献できるようなものの商品の使い方をしませんかと、何年も言いますこれは。チラシ一つとっても、町内で、そしていろいろなイベントのやつも全部町内です、もっと言えば不幸のときのお返し物も全部、農業に、牛乳券でもいいし、砂糖でもいいし、そして特に農業に循環できる、そういうものを意識してやはり支えて育てていくと、こういうことが町を挙げてやっていくということの、この意識がしっかりと持っていければ、まさに農商工連携も含めてより一層充実した体制になっていくのではないかと思います。

今、本当にこれ呼びかけて、私も個人的にもう20年も30年も呼びかけていますけれども、時にはまだ言っているのかと言われることもありますけれども、これはくどいほど言い続けながら、何としてもそのような体制の中で今、ある産物の企業を、商店を、またこの産業を守るために努力していきたいなと思っております。

そういう意味では、御質問のように行政で担う部分については私どもは何の労もい
ようことはしませんので、全力でその情報収集も、また情報の提供も、そしてまた
具体的な実施も含めてしっかりと体制をとっていききたいなと思っております。

長くなりましたけれども、以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 工藤農林課長。

○農林課長（工藤朗君） 先ほど阿保議員のほうからございました御質問でございま
した営対協の事業として、この調査研究を取り扱うのかという御質問だったと思うの
ですが、新年度予算、平成26年度の予算にも計上させていただいておりますが、こ
の部分につきましては営対協の中の今までは農産、畜産、林産、経営部会という4部
会がございまして、この部会の中でいろいろ農業、林業関係についての活動をしてい
たところですが、今回、調査部会という名称になるか部会の名称ははっきりはしてお
りませんが、別立てでこの新規作物の部分については別の部会をもって調査、研究を
していきたいというふうに考えてございます。

金額の部分についてはまた新年度の予算審査特別委員会等がございまして、とい
うことでございます。

○議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午後 0時03分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） それでは、2問目の質問を行います。

空襲体験のある我が町ならではの平和教育をということで伺います。

本年も7月15日、本別空襲を伝える企画展を開催すること、空襲体験のある
本町ならではの平和教育について伺います。

教育行政執行方針で7月15日、本別空襲を伝える企画展を開催し、歴史学習や平
和学習の場としての活用を図ることが述べられています。本町の小学校、中学校の教
育現場でも、これまで平和教育の多様な取り組みがされてきたと理解しております。

未来を担う子どもたちに戦争の過ちについて、何が過ちであったかを考え、過ちを
繰り返させないために自分ができることを考えていけるような学習の場を提供してい
くことが平和教育の当初の目的にかなうものと考えます。

とりわけ空襲を受けた本町ならではの平和教育が期待されるところです。そこで、
本町における平和教育の取り組みと推進の考え方について伺います。

○議長（方川一郎君） 中野教育長。

○教育長（中野博文君）〔登壇〕 阿保議員の御質問でございまして空襲体験のある我
が町ならではの平和教育につきまして御答弁をさせていただきます。

本町は昭和20年7月15日に空襲を受けまして、多くの尊い命、多くの町民の皆様の貴重な財産が失われました。最愛の肉親を犠牲にされた御遺族の皆様の思いや深い悲しみに絶えながら、多くの困難を克服してきた歴史を経て今日があります。

平和で豊かな本別の礎として尊い犠牲があったことを決して忘れてはなりません。だからこそ、欠かすことのできない平和への願い、平和の尊さをしっかりと子どもたちに伝えるべく本別空襲をテーマとした我が町の7月15日展を資料館で毎年、開催しております。

道内では、このような取り組みは他に類を見ないものとして毎回、各地からも多くの来館者がございますし、開催期間中には町内の小中学校の児童生徒が郷土学習の一環として資料館を訪れ、資料説明を受けながら展示物の見学や体験学習をし、町内に残る空襲の跡地を見学する取り組みをしています。

また、図書館でも平和を考える図書コーナーを設置し、連携事業を進めているところであります。

さらには、空襲体験者の語り部の会を開催し、平和の尊さを生の声で伝える場としております。これらの活動が実を結び、本別町の子どもたちは平和への願いが高いものと確信しているところであります。

現在、映像等の記録を保存し活用する取り組みや、新たな語り部の発掘を含めて資料館友の会と連携し、次の世代への継承も進めているところであります。これからも十勝最大の被害をもたらした悲惨な本別空襲を風化させることなく、しっかり後世に伝え、恒久平和への願いと二度と悲惨な戦争を繰り返さないとの思いを醸成し、世界の平和にも貢献する子どもたちを育む本別ならではの平和教育を本別学びの日の祈り風事業の一環として進めてまいります。

以上を申し上げ、御答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 7月15日展のような取り組みをしているのが道内では類を見ない取り組みだということで、私自身も帯広の女性団体が子どもたちを連れてきて後日、非常にすばらしいねというか、非常にいいことを取り組んでいるというお褒めの言葉をいただいていますのをとりあえず報告しておきます。

それで、今、取り組みの幾つかが紹介されましたし、ことしも7月15日展のほかに図書コーナーを設けたりとか、語り部の会を催すということだったのですけれども、数年前なのですが総合学習の関連かとは思いますが、私が伺ったのは中学生の子どもたちが町内に在住している戦争体験者のところに話を聞きに来たと、私が聞いたのはおばあちゃんなのですけれども、アパートに住んでいる方でそこまで来てくれて、いろいろ話をさせてもらったということで、おばあちゃん自身もすごい喜んでいました。

そのような取り組みが現在されているのかどうなのか、ちょっと今の話の中ではなかったものですから、非常にいい取り組みだなというふうに思いますけれども、総合

学習も何かいろいろ変わってきているようですので、そういう時間がとれていないのかどうなのかわからないけれども、少なくとも以前、取り組んでいた中身としてはそういう感想を伺っているもので、ぜひ機会を設けたらいいのではないかなというふうに思うものですから、そこをちょっと改めて伺いたいと思います。

それで、今、安倍首相を初めとして政府幹部やNHKの会長とか、経営委員の方が公の立場で、このような方々が物をしゃべるときに私的な立場であるのかなというふうに思いながらニュース等を見ているのですけれども、私は全て公の発言だというふうに思うのですけれども、日本が起こしたこの侵略戦争ということへの反省がみじんもないと、それらの戦争犯罪と言われるべきものをなかったかのように表現していると感じているのです。

そして、よく出てくる言葉が自虐的歴史観、言葉の意味はよくわかるのですけれども、なぜこういう言葉を使うのかわからないのですが、こういうものとの決別なんていう表現をしていますよね、歴史的に起こったことは事実なので、それを自虐的と評価するかどうかは別問題だと思います。事実があったということはどういうふうに受けとめて、二度と、先ほど教育長がおっしゃったように二度と戦争してはいけないということを今の子どもたちにきっちり教える、そういう教育こそが真の平和教育であってほしいというふうに願っているものです。

ですから、事業を進めながらという限られた中での時間配分でしょうから、なかなか難しいことだと思いますし、一応、政治家が教育にあれやれ、これやれというようなさっきの話と同じで余り好ましいことはないと思いますけれども、平和をやはり平和教育を進めるという立場では、今までやってきた中でもし今、取り組まれない部分があるとすれば、何とか工夫をして進めていただきたいなというふうに思う次第なので、体験者のところに出掛けて行ってグループで話を聞くようなチャンスというのが今後持たれるのかどうなのか、やっていけばやっているでいいと思いますけれども、その辺について伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 中野教育長。

○教育長（中野博文君） まず1点目の学校で総合的な学習の時間ばかりでなくて社会科の郷土学習だとか、そういうような中で25年度は、本町6校ありますから、1校ですね教育課程の時間のコマ数の関係でできなかったのですが、5校についてはそれぞれ総合的な学習の時間等で資料館にもありましたように、これは生徒数でいけば263人の子どもたちですが、例えば語り部、これは資料館友の会に語り部の方が数人いますから、その方々のお話を、体験談を聞く、あるいはその当時の食べ物ですね、でん粉がきだとか、そういった大変な時代の食料というのはどんなものを食べていたのかとか、そういう体験をしているというような、いわゆる学校としても資料館の7月15日展等を最大限活用させていただいているということでもあります。

今のいわゆる政治的なお話ございましたが、私は政治的な話をコメントする立場で

はございませんので、その辺は差し控えたいなというふうに思いますが、とにかく子ども資料館でその取り組みをしているのは今、来年は戦後70年なのでですね、町民といえますか、日本人の80パーセント近くは戦争を知らない世代になってきております。

そういう中で、昔の私なんか子どもころは祖父母が、あるいは父親も戦争に行っていましたから、そういうことで話をいろいろ聞かせてもらいました。話の内容はよくわかりませんが、その当時こうだったとかという話を聞いた中では戦争って本当にひどいものだなというようなことを聞いた覚えがありますが、だんだん高齢化してまいりますと、そういった話を聞くことも難しくなってきましたし、核家族化というようなこともございますから、なかなか話を聞く機会がなくなっている。

私どもの町は空襲を受けた町でありますから、そういった意味ではそういうことを伝えていくというのは、本町の使命ではないかなというふうに思っています。

この7月15日展は、ただ単に戦争が悲惨であるとか、平和が尊いとか、そういったこと、もちろんそういったことも伝えなければなりません、それに加えていわゆる本別町の先人がその悲しみとか、途方に暮れた中で、その焼土と化した町を復興させたという、それも手をつないで取り合って、そういう力強く、そしてたくましく復興をしたと、それは相当な並大抵の苦勞ではないと思いますが、そういうことを歴史があって本別町があるということとその子どもたちにぜひ伝えたいなど、学んでほしいなということです。

いわゆる今、学校の教育はもちろん学力向上は大事なのですが、学校で求められているのは豊かな心を育むということでもあります。そういったことの視点でも、この7月15日展は貴重なものであるなということだと思います。

それと、戦争をしてはいけないというようなことは、これはどこでも学べることでありますし、それは当然のことではありますが、阿保議員の先ほどの御質問の中にも御指摘ありましたけれども、戦争をやらないということも大切ですが、戦争をやらないために、そうしたらどうしたらいいのかという、そういったことを学ぶということが最も大切だというふうに思っています。

そのためには資料館のその展示を見ていただくというばかりではなく、あるいは語り部の皆さんの貴重な体験の話をさせていただきますが、それのみならず子どもたちがどうしたら戦争がなくなるのかということをお話し合ってもらうとか、そういった場を設けることが大切でないかなというふうに思いますので、そういったことも学校現場とも連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 本当に歴史を受けとめない者は未来も受けとめられないというふうによく言われているとおりでと思うので、そういう立場から今まで本町が取

り組んできた平和教育というものを非常に評価したいなと私自身は思っております。

それで、先ほど話の中で語り部が高齢化していますよね、当時10歳だった方が80歳、20歳の方はもう90歳というようなことになると思うので、新たな語り部をこれからつくっていくということなのですが、これも計画的にというか、一定のめどをつけながら進めなければならない部分なのかなというのと、あわせてそういう高齢化する語り部の人々の力も当然、借りることは大事なのですが、やはりそれにかわる伝え方というのをそろそろあわせて考えていく時期なのかなというふうに思うのですが、一般的には印刷物だったり、映像だったりするかなというふうに思うのですが、そろそろそういう時期なのかなと、どうしても年数はたっていくものですから、そういう意味でも今後の平和教育の取り組みということにどのような考えを持っているのかあわせて伺いたいというふうに思います。

○議長（方川一郎君） 中野教育長。

○教育長（中野博文君） 御指摘のとおり、今の資料館の友の会に入っている会員の方に語り部をしていただいて、高齢化、まだまだ元気ですが、いずれできないような状況にもなるかもしれません。

そういう中では、その後継者といいますか育成する必要があります。その対策の一つとして今、語っていただいている語り部の方の映像、あるいは音声を残す作業は今現在やっておりますが、これからは実際、体験していない方でもそういう解説ボランティアといいますか、説明ボランティアといいますか、できれば資料館友の会に入らせていただいて、そういうボランティアを育成するということが今現在も考えているところでありまして、それは今後も積極的に進めていきたいというふうに考えているところでもあります。

○10番（阿保静夫君） 終わります。

○議長（方川一郎君） 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ、これを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 6時00分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 午前中に保留をいたしました1問、本別高校の間口の確保について質問させていただきます。

管内の公立高校の出願状況が発表されました。既に5日に一斉入試が行われ、17日の発表を待つばかりとなっています。

管内での公立高校の間口確保については、それぞれの町村が間口確保のための組織

を結成しての支援、中高一貫教育の導入、特徴ある科の設置などに努力をしています。しかし、出願状況を見るとその成果はさまざまに取り組みの難しさをあらわしています。その中でも今年度は上士幌高校が2間口以降で初めて定員を上回る出願となり、その取り組みが新聞で紹介をされていました。

記事によりますと振興会の支援、町教育委員会の支援による学校給食を有償で提供していること、さらに高校自体が生徒に対する教育を熱心にしてきた個々に応じたきめ細かい指導が実を結んだと評価しています。

同高では、挨拶や身だしなみなど、学校生活の基本を大事にし、人間性を育むほか、キャリア教育にも力を入れているとしています。それぞれの高校を取り巻く環境が違いますから、一概に比較はできませんが努力をすればできるという可能性を示してくれたのではないかと思います。

本町においても、本別高校の教育を考える会を中心に積極的に取り組んでおり、新年度の当初予算では昨年度の倍の1,900万円の当初予算が計上をされています。

教育行政執行方針によりますと、新年度から通学費を全額補助、また新たな支援として新入学生の制服の購入を助成することとし、本別高校への進学を促すべく近隣中学校への支援策PRなどを地域の高校としての存続活動を強化するとしています。

しかし、本年度の出願状況では65名の出願であり、2間口の確保は確実とはいえ、中学校の卒業生の数に左右される状況にまだあるのではないかと思います。

改めて新年度に向けての本別高校の間口確保のお考え方、取り組みについてお伺いをします。

○議長（方川一郎君） 中野教育長。

○教育長（中野博文君） 高橋議員の本別高校の間口確保についての御質問にお答えをさせていただきます。

本別高校を存続、あるいは間口の維持のためには魅力ある高校づくりが重要との考えから、平成21年度から大幅な見直しをしておりますし、また昨年6月の議員協議会におきましては十勝管内におけます中学校卒業生数の減少により、本年度初めて本別高校の入学者が1間口となり、高校の存続に対する危機感が増す中、2間口確保へ向けた平成26年度からのさらなる支援策の拡充につきまして、御説明をさせていただき、議員の皆様のお助言をいただいたところであります。

まず、本別高校の現状についてでございますが、昨年9月に北海道教育委員会により示されました平成26年度からの3カ年の公立高等学校配置計画におきましては、25年度に一旦は1間口となりましたものの、26年度におきまして2間口に戻ったところであります。

つきましては、先の新聞報道によりますと平成26年度公立高等学校入学者選抜再出願後の出願状況、いわゆる最終の出願状況であります。2間口定員80人に対しまして、出願者数は67名であります。これは、支援策の拡充と本別高校の魅力につ

きまして、本別高校の教職員と本別高校の教育を考える会の皆様と連携し、町内と近隣の中学校への生徒、保護者に対するPR活動や1日体験入学時におきますスクールバスの運行など、入学者確保への取り組みにおける大きな成果であると考えております。

今後の取り組みにおいてでございますが、まず中学校卒業生数の今後の状況は、北海道はもとより十勝管内におきましても今年度の3,425人から総じて減少傾向にありまして、平成32年には2,951人、500人規模の減少となりますことから、先の公立高等学校配置計画におきましては、平成29年から32年までの見通しでは十勝学区におきまして4年間で4ないし5学級の調整が必要とされております。

本町の中学校卒業生数も今年度は73名でございましたが、来年度は51名という状況になります。その後も若干の変動はございますけれども50名から60名の人数で推移をすると推測しております。特に来年度は2間口確保へ向け、大変厳しい状況であると認識をしております。

こうした状況を踏まえまして、平成26年度より支援策の拡充といたしまして通学費の全額補助、制服の購入費助成を行うとともに、遠距離地域からの入学者の確保対策といたしまして、下宿先の確保に向けた取り組みとさらなる近隣町を含めました中学校へのPR活動を引き続き行いたいと、北海道、また北海道教育庁に出向きまして本別高校の存続にかかわります要請行動を行ってまいりたいというふうに考えております。

今後も本別高校や本別高校の教育を考える会、あるいは関係団体の御協力をいただきながら、本別高校の存続を図る活動を取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 再質問をさせていただきます。

今の答弁にもありましたように、来年度以降、地元の中学校の卒業生が大変、少なくなるということでもありますけれども、先ほども言いましたようにこの中学校の卒業生が全体的に少ないということについて、それはそれで考慮をしなければなりません。しかし本別高校の2間口を確保し、今後の存続に向けていくという決意からいくと、この卒業生の数を何としても克服をして、より定員に近づくような決意が必要ではないかというふうに思っています。

それで、まずいわゆる生徒への支援ということで、新年度から通学費の全額助成、さらには制服の購入費を助成をするということで今、答弁がございましたが、支援に当たってはいろいろな方法があると思うのですが、今回、新たにその新年度に向けてこういった取り組みを決定をした経過というのですか、その点についてまず1点、なぜこの制度を選んだのか、この支援策を選んだかということをまずお伺いしたいと思

ます。

二つ目には、学校、この上士幌高校の記事を読みますと地域と学校の連携が大変、うまくいったということで書かれています。今の御答弁にも本別町としても、教育委員会としてもそういった努力をしているわけですが、先ほど前回の補正予算のときも小笠原議員から出ていましたけれども、学校給食の導入というのが、これは他の高校含めて今、取り組まれておりました、上士幌高校の定員が満たしたということについても、その給食の評価というものが一定程度言われています。

そういう意味では、前回の答弁では実現に向けて努力をするということですが、その件についてもぜひ引き続き、鋭意に取り組んでいくべきだと思います。

また、学校の関係でございますけれども、今、言われていますように上士幌高校も同じくキャリア教育とか、いろいろ個別指導とか、そういったことが行われているわけですが、ただ、事の是非は別として学校長みずからが、いわゆる高校に入学をしてくれる実績のある中学校を訪問をしてPRをして、そのときにその学校の生徒の感触からいくと多くの方が入学してくれるということを感じたというようなことがコメントとして載っています。

そういう意味では、その学校のほうでも一生懸命やっておられるということはあるのですが、問題は学校として、それらを受けとめて地域に、あるいは全体的に取り組みの発信、決意の発信というのが、私はちょっと弱いのではないかなというような思いがあるわけですが、その点も含めてもう一度、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 中野教育長。

○教育長（中野博文君） 3点ほどあったかと思いますが、まず1点目の新年度から遠距離通学の全額補助、これまではおおよそ半額を助成しておりましたが、これを全額補助にいたしました。

それと、制服の助成を行うということとして、新年度予算に計上を提案をさせていただきますが、まずこれまでも遠距離通学費は助成をしてございました。この制服の助成をしたのは、遠距離通学費は町外の子どもたちに対しての助成が大きいところがあります。町内の生徒が、助成が、支援策がないということで、町内の皆さん、そして町外の生徒がそういう直接支援をできる制服の助成を選択したということでもあります。

通学援助費を全額にしたというのは、これは近隣の町村の策といったことも調査しながら、本町は陸別、浦幌町が通学区域となっておりますが、そういう児童生徒が保護者、特に保護者の負担が若干大きくなるということでもありますので、そういったことで支援をして、本町のほうに、本別高校のほうに入学していただくよう、これはできないかということで、そういう支援をさせていただいたと。その二つの制度を本町が実施することにしたということでございます。

2点目の学校給食の件であります、先般お答えをさせていただいておりますが、

3年ほど前からずっと高校と協議をしてきてございます。高校は、いろいろな今、課題をクリアいたすべく大樹高校、今、学校給食を行っていますが、そういうところへ先生方が行って視察をしてきて勉強もしてきております。

ほとんどの部分はクリアされてきておりますが、若干、私どもにしてみれば先生方は余りちょっと慎重になり過ぎているかもしれないなと思っておりますが、決してやりたくないということではないのです。ただ、今まで高校は当然、学校給食していませんから、むしろ子どもたちは中学校でやっています、小学校でやっていますから慣れているのですけれども、先生方は何か不安を持っているのです。

例えばその一つはアレルギー対策をどうするのというようなことも不安の一つになっています。それと、これは無償でありませんから、有料で提供するということがありますから、お金を集金しないとしないとか、いわゆる事務的なことを心配している。それらは説明をして御理解をいただいているのですが、まだ何点かそういうことをクリアしないとしない。

そういうことで、私の希望観測の中では以前、申し上げたとおり少なくとも来年の4月には実施できるのではないかと、私個人的には考えています。また、そうしたいなということでもありますから、前向きに今後も協議をしてまいりたいというふうに思っております。

3点目であります、いわゆる高校としての発信ということでございますが、昨年は校長先生も、あるいは教頭先生も近隣の町村のほうに出向きましてPR活動をしてまいりました。本当は行きづらい町の中学校にも行ってきました。今まではなかなか行けなかったのですけれども、そういう効果を今回、出ているのです。高橋議員は、もちろん80名という定員というのは、これは私どももその定員を満たさなかったということについては真摯に受けとめたいと思っておりますが、これは地域の事情とか、これは御承知のとおりだと思っておりますが、地域の状況、あるいは卒業者の数、あるいは卒業生が必ずしも多くても地元の進学率が低いと、これはなかなか入学者が少なくなっていくということでもありますから、その年々で違うのですよね。

それと、それぞれの町の高校となかなかこれは比較できない、それは背景が違う、いわゆる卒業生数もそうなのですが、地理的な状況とか、条件とか、交通の便とか、そういったことも違うわけですから、なかなかそういうことの中では比較は難しいと思っております。

発信、高校が発信していないのではないかとこの部分で、今、申し上げているのは直接的なあれはないのですが、高校はとにかく頑張っていると思っております。私どもがあくまでも後方支援でありますから、頑張っているのは高校なのです。そういう部分で文書での配付も町内にも考える会はしていますが、記事等の内容のものが高校からいただいたものでありますし、そういったことでは先ほどもおっしゃいましたが町外に対しては校長、教頭みずから行っていますし、町内の学校にも一般教員、あるいは教

頭、校長が出向いてPRしております。

そういう意味では、まだ足りないと言えばそうかもしれませんから、今後も高校にはそういった部分は申し入れをしたいというふうに思いますが、それはそれなりに頑張っておりますので、ぜひそれは認めていただきたいなというふうに思います。

以上であります。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） まず、支援策ですが、それぞれの高校でも支援策をいろいろやっているわけですから、そういう意味では本別町も支援策を前向きに取り組んでいくということについては評価できるわけですが、ただそのことが具体的に支援策をしたことによって、どのような評価を受けたのかということが余り知らされていないわけです。

例えば、全額とか、これから新年度やるわけですが、そのことによって進学をされた生徒や今後の生徒は実はこういうふうでよかったとか、何かそういうようなことをもう少し、その地域の人にもわかるようにしてもらおうということが、この支援策をさらに進めていく上での理解度になるのではないかと考えていますので、その点についてお伺いします。

それと2点目の給食の問題ですけれども、今、答弁があったように大変、難しいというのはよくわかりました。

ただ、ほかの高校では既に給食を導入しているところ、給食を導入するところというのは最近、大変目立ってまいりました。問題は、ほかの高校ができて、なぜ本別高校ができないのかなという、そういう疑問は残るわけです。

だからその辺について、やはりもし特にお伺いできることがあればお伺いをしたいと思います。

それと学校の発信ですが、今、聞いていますと具体的に答弁がありました。それで、発信という意味でいうと、たまたま例えば上士幌高校のことについても今回、定数を満たしたということで新聞記事になって、それでその評価がそれぞれ出たというコメントが出てわかったということですが、本別高校にしても今、言われているように2間口確保ということは、それは最重要課題ですけれども、一定の数、その年その年の生徒を募集して入学した数があるわけですから、それらに至った、こういうことを学校として取り組んできて、考える会として取り組んできて、こういうことが今回の部分で評価があったというようなことを前向きにそれを発信をしていただかないと、我々としてもなかなかそれを目にすることができないわけですし、学校としても手前味噌みたいにそういった評価ですということは、これは大変、難しいことですから、やはりそういうコメントなんかも含めてどこかの形できちっとやっていることについては、それこそ明らかにして地域と学校が一体となって取り組んでいくべきだというふうに思っています。

それで新聞記事によりますと、足寄高校は2間口どころか1間口云々ということで、非常に危機状況があつて、既に振興会が緊急役員会を開いて取り組む方向について新聞にも出ていました。そういう意味では、それぞれの学校がやはり状況、結果ということもあるけれども、常に毎年毎年、きゅうきゅうとしているといひますか、そういう鋭意努力をするということになっていると思うので、その辺も本別町としてもやはりそういったことも見ながら新年度、その年度、年度全力を上げていくべきだと思うのですが、その点についてもお伺いします。

○議長（方川一郎君） 中野教育長。

○教育長（中野博文君） 何点かございましたが、まずちょっと関連していると思ひますので、いわゆる支援していることについてどんな効果があつたかということのお知らせ、それと高校が取り組んでいることについての発信、この部分につきましてはいろいろな例えは夢実現というのを考える会で発信しています。それでは若干、足りない、高橋議員は見えていただいていると思ひますが、それでは足りないということだと思ひます。

したがいまして、これから充実したもの、あるいは高校から発信するということについては、これからも今後、高校とも話をしていきたいと思ひますが、高校ではずっと以前からそうですが進路については郡部では本当に一生懸命やっている学校の一つでありますから、そういった意味の成果とか、そういうものはお知らせをしてまいりたいなというふうに思っております。

それと、学校給食であります、これは先ほどお答えしたとおりなのであります、大樹町なんかは本当に進んでいまして、この前新聞に出ていましたが子どもたちが学校給食のメニューを考えたりしているというようなことが新聞に出ていました。

確かにほかの学校ができてることなので、本別高校ができないわけがないのであります。私たち何回か協議をしてございますが、やるからにはお互いに私どもの目的、なぜやるかという目的は高校はよく御承知だと思ひます。

そういった中では本当に喜ばれる支援といひますか、そういうことが提供される子どもたちにも喜んでやってもらわないと、何か無理くり押しつけるというようなわけにはいかないので、先ほどと同じ答弁になってしまうかもしれませんが、私どもも高校と協議をしながら努力をしてまいりたいというふうに思っております。

それぞれの高校、足寄も新聞出ていました、上士幌も頑張っています、他の高校の、よその町の高校のことを私ちょっとコメントするのは避けたいと思ひますが、それぞれの先ほど申し上げたことにちょっとつながるかもしれませんが、それぞれの学校の事情があります。一つは、例えば本別町が帯広から子どもを連れてくると、本別高校に入学してもらうということは、これはなかなか難しいと思ひます。

そうしたら、帯広近郊といひますか、40分圏内の、あるいは30分圏内の通学する上において、その高校はそうしたらどうかという、郡部から帯広を目指す子ども

がふえると、帯広の子どもたちが玉突き現象で郡部の高校へ行くというのが今の状況です。果たしてそれでいいのでしょうか、そういったこともこの今の高校のあり方とか、学区の昔は小学区とか中学区とか大学区とかを繰り返して、今は大学区制ということなのですが、そういったこともどうなのかを考えていく必要があると思います。

どこの高校へ入学するかというのは子どもの自由なのです。それが今、取り合いになっているのが実態なのです。それはもう好ましい状況ではございませんから、そういったことも含めて今の高校の新しい高校づくりの指針というものは平成17年に策定したものであります。もう10年近くになるのです。

そういう意味では、もう社会情勢も変わっていますし、子どもはもう98%以上が高校に進学するという状況ですから、そういったことも踏まえながら、我々も北海道教育委員会に対して要望もしていかなければなりません、今の3間口以下は全部、統廃合してしまうと、再編整備の対象だというふうに言っているわけですから、幾ら頑張っても十勝、道内の郡部はもうみんな3間口以下ですから、もう既に対象になっているのです。そういったことをきちっとやはり道教委に対して要望していかないとならないというふうに思っております。

答弁になったかどうかわかりませんが、以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 今の中学校の数から一定の高校の置かれている状況というのは、今の答弁でよくわかるわけですが、基本的には手当たり次第、中学校へ行って懐に手を突っ込んで生徒を募集してこいということでは、私はないと思うので、そういう意味では、それは非常に言いづらいところもあるのかもしれませんが、基本的には本別高校を選択してもらうような条件をいかにつくるかということなわけですし、そういう意味での努力を積み重ねていく以外にないと思っています。

それで、学校の問題ですが、確かに全くやっていないということではなくて、生徒にしても、教職員にしても頑張っていることがよく新聞に出たり、掲載されたりしています。そういう意味では、高校自体として頑張っているわけですが、残念ながら支援策もそうですけれども、それだけではなかなか本来の目的にいかないと、中学校の卒業生によって非常に2間口確保が、言えば数によって楽にできるというか、確保しやすい状況としにくい状況とか、常に波のある中でやっていることですから、そういう意味では基本的にはやはりいつの時代にあっても選択をしてもらうような、そういう状況というものを先ほどから言っていますけれども、やはり常に考えていろいろなことを考えていくという、そういう支援策が必要だと思いたしますが、その辺についても一度、最後をお願いします。

○議長（方川一郎君） 中野教育長。

○教育長（中野博文君） 高橋議員の御指摘のとおりだと思います。

いろいろな支援をしておりますが、子どもたちが本別高校を選んでもらえるような、そういう支援というものをこれまでも私ども検討してきておりますが、その中で新年度、二つの策を新たに設けました。

これで完璧だとは思っておりませんので、子どもたちが選択するのは、一つはやはり本別高校そのものの魅力だと思います。それは一つは進路かもしれません、またクラブ活動かもしれません、クラブが強くなれば、あるいは行きたいクラブがあれば本別高校に行くというような、例えば昨年も以前、本別高校に入学したけれども好きなクラブが、やりたい部活動がないので私立高校に行きましたとか、そういったこともあるのです。

ですから、そういったことも含めてまだまだそういう魅力づくりというものは残されたものがあると思いますから、考える会、あるいは高校とも話をしながら子どもたちが魅力を感じる、そういった策を講じてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（高橋利勝君） 終わります。

○議長（方川一郎君） 次、10番阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 午前中に保留しました1問について、一般質問を行います。

介護保険制度改定議論、その影響はということで伺います。

厚生労働省の介護保険制度の改定のため、検討作業が進んでいますが、その内容は安心の介護保険を求める国民の願いに逆行するものと考えます。本町の現場実態と影響等について見解を伺います。

2013年厚労省は、社会保障審議会介護保険部会に制度の改悪とも言える改定案を次々に示したことが報道されました。その柱は、①一定の所得のある高齢者の利用料負担増、②要支援1、2の方の通所や訪問介護を保険給付から外し、町村事業に任せる、③特別養護老人ホームの入所条件を要介護3以上にするなどで、平成27年度実施に向けて法案の具体化を急ピッチで進めているそうです。

本別の本町議会では、昨年12月の第4回定例会で国の介護保険の見直し方向に対して利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書を全会一致で採択し、国に送付しております。

本町の平成24年度の決算資料から数字を見ますと、本町の介護保険の中で要支援、要介護認定者は477人、被保険者に対して17.1パーセントという数字です。この477人のうち、要支援1の方は79人、要支援2の方は51人で、合わせて27.25パーセントというふうになっております。

現在、要支援1、2の人は介護保険の介護予防サービスを受けられることになっているというふうに理解をしているところです。

本町が行っているこの受けられるサービスの主なものは、一つにはホームヘルパーによる身体介護や生活援助を月一、二回程度受けられる、あるいはデイサービス、デ

イケア、ショートステイなども受けられる。有料老人ホームなどの入所者に日常生活上の支援を行う。福祉用具の貸与や購入費を支給する、手すりやスロープなどの住宅改修費の支給、地域密着型サービスで共同生活をする住居など、認知症の方へ支援もしていくということで要支援2の方のみということになってはいますが、具体的にこれらのサービスを行っているというふうに理解をしているところです。

一方、特別養護老人ホームでは、これまでの平成24年度の決算資料なのですが、入所者が49人中、要介護1の方が2人、2の方が2人で合計4人、8パーセントいらっしゃるという状況ですし、特別養護老人ホームの行う介護予防支援は801件やっているということで、これは24年度の数字ですが、そういう現状だというふうに理解しているところです。

そこで、改めて今、申し上げたのは24年の数字なものですから、まず一つ目に本町の介護現場における要支援1、2の方への介護サービスはどのような状況かというのをまず伺いたいと思います。それから、特別養護老人ホームにおける入所者の介護度の状況について、現在の数字について伺いたいと思います。

三つ目に、この①、②を踏まえて、本町の現状を踏まえて国の介護保険制度見直しの方向についてどのような影響があるというふうに考えているのか、またその対応について検討しているものがあれば伺いたいというふうに思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 阿保議員の介護保険制度の改定議論、その影響についての御質問の答弁をさせていただきますが、昨年末に開かれまして厚生労働省の社会保険審議会の介護保険部会におきまして、介護保険制度の見直しに関する意見が示されました。

新聞報道にもありましたけれども、厚生労働省は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律案ということで、ことし2月12日に閣議を決定しました。そして、今国会に介護保険法の改正案を今、提出しているところであります。

今回の見直しにつきましては、サービス提供体制と費用負担の両面における改革を行うものでありまして、改正の施行は一部を除き平成27年、来年の4月からの、27年4月からの予定となっております。

御質問の1点目でありますけれども、本町の介護現場における要支援1、2の方への介護サービスの状況についてであります。平成26年1月末時点でのサービスの受給者数であります。要支援1が45名、要支援2が19名で、合計64名となっております。

今回、地域支援事業の対象となる訪問介護は2月分では10名、通所介護では19名で合計29名となっております。

2点目の本別町の特別養護老人ホームにおける入所者の介護度の状況につきまして

は、3月1日現在であります。入所者は48名でありまして、男女別で申し上げますと男性が12名、女性が36名となっております。さらに要介護度別の人数では、要介護1が2名、要介護2が3名、要介護3が6名、要介護4が16名、要介護5が21名となっております。全体の平均の要介護度は4.06となっております。

3点目の部分につきましては、今の1点、2点目の質問を踏まえまして国の介護保険制度見直しの方向についての影響ということでありまして、要支援1、2の方が予防給付の訪問介護と通所介護、地域支援事業に移行することについてでありますけれども、介護事業所によりまして介護や生活援助から住民ボランティアなどによる生活支援、これは話し相手、家事だとか買い物などの外出支援でありますけれども、これらを合わせたサービスの提供が示されています。

これらの対応につきましては、国からの指針が示されることとなっております、今後、町内介護事業者サービス連絡会や町の健康長寿まちづくり会議の中で検討していきたいと思っております。

また、特別養護老人ホームの入所基準の見直しに伴う要介護1、2の方の影響についてですが、既に入所されている方の経過措置としては継続入所は可能となっております。さらに、新規の場合につきましては、認知症高齢者で常時、見守りや介護が必要な方など、特別な事情がある場合は市町村の適切な関与のもとで特例的に入所が認められることとなっております。

事業運営に伴います見直しの影響につきましては、地域支援事業に移行された際の限度額など、まだ具体的な基準が示されていないこともありまして、今後、介護報酬の改正も考えられますので、現段階での見解はまだできるような状況ではありませんが、いずれにいたしましても今後の国からの正式な通知をもとに事業者や利用者の皆様方に不利益が生じることのないように慎重に検討をしております。

以上を申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 要支援1、2の方が合わせて本年1月末現在で64人いて、地域支援事業に移行すると思われる方が29名、地域支援事業というのは町の事業ということですね、町の単独事業になるかと思っております。ということで、数字としては約半分近くの方になるのかなというふうに思うのですが、一番問題はやはりこの人たちが今、受けているサービスと地域支援事業に、町の事業に移ったときに表現は今の状況とちょっと違う状況に置かれるのかと、中には表現は違うと思っておりますけれども、サービスの低下につながらないのかということが一番心配されることです。

もちろん、今、町長おっしゃったように料金のことなどもこれからいろいろ示されるということですから、今の段階で料金どうのこうのと言えないですけれども、介護保険の1割負担ですよね、サービスを受けるということは1割負担ですから、願わくばというか、その範囲内で進めてほしいとは当然、思っているわけなのですが、

その料金体系とサービスの中身が仮に移行した場合に保てるのかどうなのかというのが、多分、一番の関心事だと思います。

それで、町長おっしゃるように現段階で、では具体的にどうかということとはなかなか言えないのかもしれませんが、言える状況ではないかと思えますけれども、ただ普通に考えると27年から始めるわけですから、かなり現場には具体的な情報として来ているのではないかなというふうに思いまして、そういうこともあわせて今、伺いたいというふうに思って今回、この質問を取り上げましたし、聞くところによると今、老人ホームの入所の方で継続的に入っていると、1、2の方も入っているとという話もあったように、2年とか3年間の猶予期間というのでしょうか、そういうものもあわせて設けられるような話にもなっていると思うのですけれども、やはりいずれにしても現状で介護保険制度の中でいろいろなサービスを受けていると、本別でも先ほど申し上げたように項目でいうと8項目ぐらいサービスやっていますよね、要支援1、2の方に、それが現状から見て低下することのないことをやはり願っているわけで、その辺の現時点での担当課としての見解というか、どのような情報をもってそのことを判断しているのかというのが一番伺いたいことです。

それから、議会としては昨年の12月の4回定例会でこの方向はだめだということで意見書を全会一致で上げたわけなのですけれども、行政という立場でいうと国が決めたらこれに基本的には従わなければならないという立場だとは思っています。

ただ、今、私がいろいろ伺ったようなことをいろいろ現場で分析したときに、この点はまずいねということがもしあれば、これはいろいろ限界はもちろんあると思っていますけれども、町長自身の立場もいろいろ考えたら大いに上に向かって物を言っほしい場面を考えてほしいなというふうに思っているのですけれども、その辺の観点も議場の中でこの点が悪いと言えるかどうかわからないのですけれども、矛盾を抱えているとか、困難性があるとかというものがあれば、ぜひ伺いたいと。

現状から後退することはないのかどうか、現場での矛盾は今、ないのかと、改善すべき点があるのかどうか、それをもしここで伺えれば今後の議員活動の中にみんな聞いている中でも生かしていける部分があるかなという、そういう観点もありまして、今回、まだ法律にはなっていませんけれども、今、私が持っている情報の中で伺う次第なので、その点をひとつまた再度お願いしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 介護保険制度がスタートして、平成12年ですから、それぞれ見直しを進めてきました。

それぞれ地域性があるって、特に利用者1、2が思い切り膨らんでいったのは都市部なのです。要支援1、2の利用者が圧倒的に多くなって、それで介護保険は実に個人負担含めて使い勝手のいい保険制度でありますから、そこにいろいろなこのメニューが入り込んできたって、こういうことでありまして、この社会保障費が毎年1兆円を超

える額が伸びていっているという現状もありながら、その中で介護保険制度をいかに持続継続していくかということが大きな、やはり課題となっているのも事実であります。

そういう意味では、やはり一番困っている人たちにしっかりと介護保険制度を継続、持続させようということも含めて、しからばある程度、まだ軽度の部分の要支援1、2を市町村の事業に移管をしようと、こういうことでありますが、ただ国の都合でそれをやられてしまつては、我々現場が混乱するばかりでありますし、どのような仕組みでどうしていいのかというのは全く示されません。

もっと言えば、どのような財源が保障されるのかということも全然ないということでもありますから、こういう制度は問題ですよということは私どもも昨年の12月に厚生労働省との勉強会をしてきましたので、しっかりと現場の意見を申し上げてきました。

それぞれ担当した職員の思いだとか、またトップにいるその幹部の皆様方の思いというのも種々聞かせていただきましたけれども、基本的には結果としてはやはり市町村が事業を継続して担える体制をしっかりとつくるために、この制度をそのマスコミ、新聞発表されたような内容ではなくて、しっかりと持続、継続できる市町村が中心となった事業主とやれる、そういう制度にしっかりと見直していくと、こういうことでありまして、あくまでも市町村が担っていただくその応援団として、この国の機関もあるべきだという話をさせていただきながら、その回答をいただいているところでありますが、やはり幾ら制度を見直しても、ただ問題なのは本別町に限っていうと要支援1、2が例えば市町村事業になつても、これは受けられるかもしれないのです、本別町は。やれる。でも、中にはやはりこれはとても無理だという、そういう市町村、自治体もあるわけですし、その辺をどうするかということでもあります。

一番は、そうしたら財源がどうなのだと、先ほど言いました。財源がしっかりすればできますよね、間違いなく。でも、財源がないから、これは市町村事業ということになってしまうと、それツケばかり回されて介護保険料どんどん上がっていくわけで、これだったら全くやっていけないわけですから、そういうことではなくて国の責任と市町村の努力も含めて、しっかりとこの高齢化時代、さらにまた今はこれから団塊の世代がこれからまた20年、30年ピークを迎える、そういう年齢構成でありますから、この制度を利用するそのパーセントも非常に多くなるということは間違いのないことでもありますから、それらも含めてしっかりと継続、持続した制度として、本当に大事なときに十分に使える介護保険制度を継続、持続するためにしっかりと市町村の意見を含めて、これは対応すべきだということでお話をさせていただいています。

今、国会でこれから審議が始まる場所でもありますけれども、そのような方向性でしっかりとやっていきたいなと思っています。

そして、養護の特養の入所が3以上ということになっていきますけれども、それはあ

くまでもその自治体にそれぞれ、その施設を持っているところの判定委員会というのがありますから、その中でその家族の状況だとか、個人のいろいろな生活環境の事情だとか、特殊考慮すべきでありますから、これは継続してやらせていただくということで、私どもが求めているのは基本的には今のこのサービス体制を悪化することなく、後退することなく、しっかりと継続させていきたいということの、そういう申し入れもさせていただきながら今に至っているところであります。

何と言っても現場、第一線が大事でありますから、そういう地域の中でずっと住み続けていくための制度としては介護保険というのは欠かせない制度でありますし、これをしっかりと今後のよりどころとして、我々は全力で継続していくと、このようなことであります。

ただ、負担の部分についてはまだまだ出ておりませんので、これからどうなっていくかということでもありますし、ひょっとしたら所得でいろいろ入ってくるかなどなど検討はしているようではありますが、それらも含めてこれから注視をしながら実態としてなかなか得ないものについては、しっかりとその制度の改正を求めながら、より何度も言いますけれども持続できる、そして使い勝手のいい本当に介護保険にさらになっていくように全力を尽くしてまいりたいと思っております。以上であります。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 本別は多分、町村事業の中で受け皿になるのだろうかと私も思っております。

ただ、ちょっとそれぞれの人数はわからないのですが、ホームヘルパーによる身体介護等の支援から始まって、地域密着型のサービスで共同生活住居、例えば本別でいうと清流8になると思うのですけれども、そういうことへの項目でいうと8項目、現在の要支援1、2の方が受けられるということに、国が今、進める方向でそれは介護の給付から外すよといったときに、同じようなことが継続できるのかということが、やはり今は町長答弁の中では努力するということですから、多分、本別は努力すると可能なのかなというふうに思う面もあります。

ただ、介護保険ということですので、そういう利用料も今まで収入としては入っているわけですね。ですから、1割の利用料を使っている方は払うわけですから、一定の金額になっているかというふうに思うわけです。

ですから、そういう面からいっても結論からいうと、この改正方向はやはり正しくないのではないかなと。正しくない、40歳から介護保険料を支払ってきて、保険に入っているうちは給付を受ける権利があるというふうに思うのです。

ですからもちろん、その程度に応じた適正な介護サービスを受けるということがもちろん前提ではありますけれども、受けられなくなるということ自体がやはりこれは最大の問題だったなというふうに思うし、それを言葉は悪いですけども、市町村に丸投げというか、押しつけるようなやり方、これはやはり大きな問題だと思うので、

それぞれの国会議員や政党の立場でいろいろな意見で多分、今やっていると申しますけれども、町村の実態からはするとやはりこの方向は余りいい方向ではないなというふうに私は思うのですけれども、その点について再度、伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 御質問のとおりだというふうに私どもも認識していますし、そのことをしっかりと意見として物申させていただいています。

特に、本町はこの厚生労働省含めて介護保険、また介護基盤など含めて政策が本町がモデルにほとんどなっている町でありますから、そういう意味では私どもの意見というのは非常に気にさせていただいていますし、そういう意味では私どもも正しくできる、できない含めてやはり実情にそぐうのか、そぐわないのか含めて、しっかりとした立場で意見を言っていかなければならないというふうに思っておりますので、そういう面ではしっかりと申させていただきます。

ただ、国全体の制度ですから、まさに沖縄から北海道まで同じ制度ですから、その地域の実情に合わないことがあります。さらにまた大都市と、またこういう小規模町村との実態も合わないところも多分にありますから、それらも含めてこの制度の運用についてはある程度、柔軟な方向で、柔軟な方向というのは先ほども申し上げましたけれども、そこの自治体で最大限努力してやはりやりやすい、やはり継続できる、持続できる制度というのをしっかりと求めていかなければ、この制度が崩れてしまうと、まさにこの介護保険が危うくなるし、それを結果としてはやはり多く利用を求めているその人たちがサービスを受けられないということになると、これは大変なことになってしまうということですから、あくまでもやはり自助努力の中でそれぞれの努力をしっかりと積み重ねながら、常に安心して住み続ける、そしてそういうサービスが受けられると、そういうまちづくりをしていくためにも、この制度というのはしっかりと継続するために全力を尽くしていくと、これは私ども市町村どこでも、その思いだと思いますので、そのことは今後ともそういう明らかになってきた時点ではさらにまた意見を申し述べさせていただきますし、この案が発表されたときも先ほど言いましたけれども、相当強くそのことを要請しました。あくまでも、結果はまだわかりませんが、その最終責任者の幹部の方の意見をいただいたとおり町村が困らないように、町村の見方としてしっかりと私どももこの改正の制度を審議させていただく立場で物をつくっていきたくと、こういうこともお話をさせていただいていますので、それらも含めて本当に事あるごとにしっかりとそのことを申し上げながら、より充実した制度になるように努力していくと、こういう立場でございます。

以上でございます。

○10番（阿保静夫君） 終わります。

○議長（方川一郎君） 次、11番林武君。

○11番（林武君）〔登壇〕 議長の許可を得ましたので、通告どおり1問について

一般質問をさせていただきます。

平成26年度町政執行方針についてであります。去る3月4日に開会されました町議会、第1回定例会初日に高橋町政5期目の最初の町政執行方針が示されました。町政執行に当たりまして、基本的な考え方と施策の大綱について延べられておりますが、以下、何点か具体的にお伺いをいたします。

1点目は、地域経済、商工業は依然として厳しい状況にあります。アベノミクスと言われる成長戦略は都市部の大企業、それには効果が見えているようでありますが、地方ではいまだその効果が見えず、特に商業は大変、苦慮しているところであります。

そのような中で、本別、いわゆる地域の資源、そしてまた特性を生かした新商品の開発に取り組んでいますが、それらを担う人材をどのような施策で育成されているのか、まずお伺いをいたします。

2点目は愛町購買意識の向上と魅力ある商店街づくり、空き店舗も含めまして、その対策についてお伺いをいたします。

3点目は、義経の里本別公園、そして道の駅ステラほんべつなど、施設の整備は順次、推進されておりますが、義経の里本別公園内にある静山研修センターの再利用の可否について、あわせて道の駅の駐車場とその出入り口の利便性の向上について、この3点についてお伺いをいたします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 林議員の平成26年度の町政執行方針についての質問の答弁をさせていただきます。

まず1点目の人材をどのように施策で育成されるのかという御質問であります。御案内のとおり、我が町の本別町は農業王国と言われる十勝にあって、他に誇れる農産物を生産しておりまして、これを貴重な地域資源といたしまして、これまでも特色ある新商品開発に取り組んでおりまして、一定の評価をいただいているところであります。

このことは、地域経済の活性化と雇用の拡大を図るという大きな目標の達成のために、今後も重点的、優先的な課題であると考えております。

参考までに最近における具体的な施策の一旦を紹介させていただきますが、ソフト面では平成23年度から3カ年にわたって本別町農産物ブランド化事業と銘を打ちまして、加工業者や飲食店経営者、また大手百貨店の流通担当者、新商品開発担当者などを講師に招き、それぞれ本別町産の農畜産物や加工製品の実際の流通状況あるいは参加者に対する加工実習、商品開発後の商品陳列の方法、さらにまた国内各級の商談会への派遣などを通じて、本町の農畜産物が特に魅力が可能性について生産者を初め、今後、起業家を目指す方々に直に触れていただく機会を設けて、きっかけづくりや気づきになるような取り組みを進めてきているところであります。

また、こうした取り組みを通じて起業家の意志を持つに至った方々の支援策として、

平成24年4月からは施行の本別町起業家等支援要綱によります新規開業と新製品の開発にかかる費用の助成について実施をしているところであります。

一方、ハードを含む支援策といたしましては、平成24年4月から開設をいたしました専任職員を配置する本別町農産物物づくり館の活用を通じた支援策であります。これらにつきましても、普及の目的のほか、意志を持つ方への講習会、また施策、研究時の相談体制の充実によりまして、新商品開発の一助となることを期待をしているところであります。

いずれにいたしましても、今後も商工業者や商工会など、関係機関団体と図りながら間接的、また補助的なスタンスでありますけれども、新商品の開発などを担う人材育成のために諸施策の展開と情報提供などを適切に講じてまいりますので、これについてはまだ御支援、御協力いただきたいと思います。

ちなみに、あす3月12日であります、午後5時から、またこの本別出身のこの方と呼んで、今年度最後となります農産物のブランド化の事業の一環で、実際に本別町の豆をレストランで提供されているオーナーシェフを招いてフランス料理に見る地場産品、豆の使われ方と題して豆の町本別にふさわしい講演会を開催することにしておりますので、もしお時間がございましたらぜひ参加をして、PRをいただければと思います。

2点目の愛町購買意識の向上と魅力ある商店づくりであります、その対策についてということであります。私のほうから、ことさら言うまでもございませんが、近年においては消費者の町外の流出もさることながら、インターネットを活用した、家にいながらボタン一つで商品が翌日に届くような通販の普及からもおわかりのように生活様式の多様化や商品アイテム数の増大により買い物の動向も複雑化してきていることも事実であります。

まさに、中小の小売商業や商店街においては、その規模から対応が十分にできなくなっているのが実態であるというふうに捉えておりますし、何よりも消費者としては商店街のために買い物するのではなく、原点にあるのはやはり消費者自身の必要性から生じる買い物でありますので、単純に愛町購買運動を提唱するだけでは決してなし得ない状況にあるというふうに考えています。

この愛町購買運動、もちろん林議員の質問にありますように、それぞれ立場も含めて相当、長い間から愛町購買運動についてはかなり声を大きくしながら取り組みを進めてきていますが、それだけではなかなか実態として定着していかないのかな、また、今、申し上げたように生活様式も変わってきて、いろいろ便利な、利便性が高まる、本当にいながらにして好きな物が届くというような、そのような生活様式も変わりました。

そういう意味では、そういう生活様式の中においてもなぜこの愛町購買運動、そして地元をみんなで支えるという、そういう意識を持たなければならないのか、そして

また商店の、また企業側もそれにまた応えるような、消費者ニーズに応えるような人との関わりだとか、また商品づくりだとか、また陳列を含めてそういうこの生活様式に合わせた商業展開もしなければならぬと、そのようなこともいろいろ含めて考えさせられているところでありますが、その中でも何とか地元の意識を高めていただくために、プレミアム商品券の発行だとか、これも6年も実施をさせていただいていますが、これをきっかけにまた地元の消費拡大を図っていただきたいと、都合4億円ほどのこれも今までの地元消費の確保ということで図ってきました。

またさらに、先ほど言いましたけれども、起業家等支援要綱によります空き店舗の活用、さらに新規の開業時の支援では通算でこの3件が店舗に張りつけをいただきましたし、今のところこれらの政策が功を奏して、それぞれ事業展開をしていただいているところであります。

また、この本別町圏域の経済振興、消費者購買額の確保のためにも事業者の方々も商品の仕入れを伴いますので、小売店であれば地元産の農産物、特産品の積極的な仕入れと販売、飲食店であっても同じように地元産の食材の仕入れによる飲食物の提供など、安全・安心、信頼と信用といった差別化や付加価値化による取り組みを進めることで、購入の販売額の総額の一定割合は地元で手入れすることになると思われておりますし、このように今後も地域の経済は地域みずからが守るといった信念に基づき、買い手側の消費者と売り手側である商工業者と連携をさらに深めながら、ともに利益を享受できるような愛町購買運動の取り組みを進めることが大切であるというふうにも考えております。

したがって、今後の愛町購買運動を推進するに当たりましては、魅力ある商店街づくりと愛町購買運動は密接な関係を持っておりますので、消費者側に重点を置いた直接、消費者側に出掛けていくという、そういうような取り組みを含めて、この商工会を初めとする商工の経営者の皆様と十分に連携を図りながら、アイデアや意見を反映する中で商工業の振興と魅力の多い商店街づくりのために施策を推進してまいりたいというふうに思いますので、引き続き御支援をいただければと思っています。

次に、3点目の道の駅の駐車場と出入り口の利便性の向上についての御質問であります。

町の駅整備につきましては、既に御承知のとおり、鉄道の銀河線の廃止後の駅舎の再利用ということで、中心商店街の再生を目的としてまちづくり委員会の議論経過を基本に整備を行ってきたものでございます。

御指摘のとおり、鉄道敷地の再利用ということでありますので、土地の形状や面積といった一定の制限のもとでの再整備でありますことから、必ずしも使い勝手がよいものとは感じられないこともありますし、逆に不便に思われることもあるかということも事実であります。

一定、理解をしているところでありますが、ただこうした条件下におきましても道

の駅、これを設置する私ども本別町といたしましては、整備段階におきまして想定される自動車の動線や平均滞在時間から見た利用状況、また管理運営上の安全確保に対する必要な状況を考慮しながら、現在の完成型に至ったということでもありますので、この辺についても御理解をいただきたいと思っています。

また3点目の静山研修センターの再利用の可否についてでありますけれども、この施設は林議員も御承知のとおり、昭和54年に供用開始をされて以来、26年間使用してまいりましたけれども、平成17年度からは閉館とさせていただいています。

閉館以降も議会でも多くの議論をしていただきましたし、教育委員会や社会教育委員会でも利活用についてそれぞれ協議をしていただきながら、どのような活用の仕方があるか、そのアイデアなども広く募集をしてまいりましたけれども、教育委員会としては利活用の考えはなかなか実態として見つからないということを含めて、町内全ての部局に呼びかけながら提案もまた募集しました。

関係各課が集まりまして、静山研修センターの利活用検討会議を立ち上げながら協議を重ねてまいりました。検討の結果であります、費用をかけずに現状のまま当面、文書庫や物置、そして特に災害の機材の保管などで使用していくこととしておりまして、将来的には更地にすることも視野に入れながらの有効利用を検討していきたいということでもありますので、このような経過の中で現在に至っていることでもありますので、以上を申し上げて答弁とさせていただきたいと思えます。

○議長（方川一郎君） 林武君。

○11番（林武君） 1については十分、理解をいたしましたけれども、3番目の道の駅ステラほんべつ、この駐車場の出入りですね。答弁もありましたけれども、入り口と出口が一緒ということで、非常に大型バスの出入りが非常に入りづらい、出づらいという指摘があります。

ここは、町内外から多くの人々が来て、年間、町の把握では恐らく18万人前後ぐらいの入り込み数だと思いますけれども、あそこに平成23年9月から入り口全部5カ所に御存じのようにカウンターをつけております。あのカウンターの数字でいきますと、23年9月からですけれども、下半期で約13万人、上半期入れますと夏もありますので30万人近くいくという、24年度が約28万人、それから25年度、3月まだ終わっていませんけれども、25年3月終わって予定としては30万人超えるだろうというぐらいのカウンターの数字が出ているのですけれども、これは来た方が買い物をして帰るのではなくて、やはり買いに回ったり、トイレを利用したり、あそこに人が集まってというぐらいの、これも全てカウントされますので出入り口ですから、だから今のバスで来たり、道の駅を目的で来た方の購買はあるのですけれども、そういう方々の購買というのは全員があるわけでもないですね。

ただし、30万人近い人が出入りしているわけです、町民含めて、やはりそれも考えますと大きな本町の観光施設の中心であります。私たち考えていた以上に人が見え

られているという、あそこの販売も、物品の販売も非常に潤沢に買っていてという、本当にありがたい結果がここ何年か続いているわけですが、いずれにしてもそのバスの出入り、大型バスというのは一番客単価が伸びますし、普通の乗用と違いまして、数が多く下車していただけるので、そういう指摘があるということも踏まえて、その辺の出口と入り口とここを一つもう少し広めるとか、別に出口をつくる、入り口をつくるということがあのスペースの中で難しいのか、先ほど町長、答弁にもありましたとおり、当初、道の駅ありきでつくった建物ではありませんので、旧駅舎を利用したということで、非常に手狭な、相当苦慮しながら道の駅が完成したということでもありますので、それはいろいろあると思いますけれども、やはり検討することも事項の一つとして必要かなと、今後やはり少しでもよくなっていくような方向で、あそこの本町の施設ですから、民間施設ではありませんので、その辺も含めて私はやはりあの施設にもうちょっと目を向けていただいて、そしてしっかりと検討、見直し、その事項の一つでないかと思うのですけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

それから、町長も愛町購買については、町長は機会あるごとに都度都度、本町で買うべきだというような意見が非常に私は十分、認識はしておりますし、本当に常に気をつけていただいているなど、それは感じます。

生活様式も変わりながら、インターネットで本当にボタン一つで物が来るような時代ですから、これはやはりそのままで今までどおり人を来るのを待っているのでは、なかなか、だからやはりもう少し、これは商工会もやはりしっかりとここは関与しながら、そして商工業者としてしっかりと話し合いながらやっていかなければいけないというのは十分、承知しております。

しかし、これらの体制づくりは行政がやはり関与していただかないとまらない部分もありますので、そこら辺も踏まえながら今後ともそういう形でどのような方法で関与していただけるか、見解を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 車の出入り口については、担当者もせっかく夜までいるので答弁したいということでもありますから、後で答弁させていただきますけれども、本当に林議員の御質問のとおり、町の施設ですから、まだまだ利便性が高まるということについては、私どもも構造上、いろいろ問題がなければそのことはぜひいい方法をとりたいなと思っていますが、それらも含めて経過もよく知っていますので、担当のほうから答弁させていただきますけれども、私のほうから特に愛町購買の関係でありますけれども、先ほども答弁させていただきました。本当にやはり自分たちの町は自分たちみんなやはり生活がなりわいとして成り立っている町ですから、やはり商店一つ、品物一つ、しっかりと地元で意識して買い、またお互いに支え合っていくという、そういうコミュニティーがしっかりなければ町が成り立たないと思うのです。

特にやはり、生活様式があつて、本当にインターネット、何でも届く、何でも買えるという時代になりましたから、本当にあつと気がついたらこれでいいのだろうか、自分一人だけでは絶対生きていけないのですよね、当たり前なのですが。

だから、そういうときにはやはりいろいろな人がいて、いろいろな人たちに支えられて、自分の暮らしもあるということになると、そしてそれが町をつくっていくのですから、それはどの職種も含めて、また子どもたちも高齢者もみんな含めてそういう仕組みなど持ちながら、本当に隣近所の商店や必要な、やはりその飲食店など含めても支えていくというようなことから、当然、必要だと思っています。

特に、私どもは毎月の会議で職員の皆さんにお願いしているのは、町民の皆さんに雇用されて、そのまちづくりの先頭に立っている、我々や家族がそのことをしっかり意識して、やはり皆さんに雇われて、この職にあるということも、その自覚を持ちながらやはり何としても地元を大事にしていくのだと、そういう気持ちを持っていただかなければ、これは本当に誰も困ったときに手を差し伸べてくれることもないよというようなことも含めてお話をさせていただきます。それがあつて初めて今の仕事がさせていただいているところであります。

もっとお話させていただいているのは、そういう意味で具体的にそれをどうするのだということを含めてお話させていただいています。例えば、今の道の駅の話でありますけれども、先日も浦幌の名前出します、岡田さん来ていただいて、農業者なのですけれども、道の駅の販売戦略のお話だとか、人材だとか、ただ意識の改革だとかお話を直接、農業塾の中でさせていただきました。本当に感銘を受けて、本当にそのとおりで共感もするのですけれども、浦幌の道の駅を一つとっても、やはり基本は地元のものもしっかりと売って、8割強が地元だそうであります。

うちの道の駅もぜひ、今、御質問にありました約30万人の人が出入りしてくれているのです。そうすると、実際の単価はどうですかというと、1人単純に割ると30万人で割ると1人70円の買い物であるということでは、とてもとても営業としては成り立たないのではないだろうか。それでは何に工夫するかというと、やはりこの野菜でも何でも納入している業者、例えばこの野菜は、これは本当に無農薬で低農薬のものをつくっていますよというような説明もできるような、そういう販売のスタッフの教育だとか、そして今流のお話で「おもてなし」ではありませんけれども、お客さんが入ってきたら、入ってきたら全部、いらっしゃいませ、また、ありがとうございましたの話ができるような、そういう店づくりだとか、そういうシステムをしっかりつくっていくなど含めてあります。

もっといろいろな工夫ができると思いますが、とにかく冠婚葬祭、結婚式の方はほとんど帯広となりましたけれども、この地元でやれる行事は本当に意識して地元で使うようにしなければなりません。そしてそれは、農協との懇談でもお話させていただきますし、商工会の役員の方にもその話をさせていただいています。しっかりと遠慮

しないで、その部分は営業としてそれぞれ要請をさせて、営業活動しながら、本当に地元をお互いに協力し合いながらしっかりと商業展開できるような、企業展開できるような、そういう関係にしましょう。

そのためには私ども御質問にありますように行政があれすれ、これすれということについては一向に私どもは拒むものではありませんから、どんなことでも本当に可能な限り、それは応援もさせていただきますし、お手伝いをさせていただきますので、ただ具体的にいろいろ呼びかけても、本当に一人一人がその気持ちになっていただく、このことがやはり一番でありますから、そのこともこれからも常に訴えさせていただきながら、具体的にその実行行動に移っていただくような方式も含めて、ぜひ対応していきたいなと思っております。

特に、今、農村の高齢者の方々はそれこそ年齢がいくと免許も返します。そして、出掛けることがなかなか自由に出掛けられない、唯一、最近、本当に声かけていただくのはへき地患者輸送バスだとか、スクールバスだとか、また循環バス利用して、週に何回かこういう買い物に来たり、いろいろな用事とか本当に助かっていますという話なのですけれども、帰る場合、いっぱい物買って帰れないのです、そのときに宅配をしていただく、そのことがあればいいねと、ですから大手の宅配業者が本別町に来ます、福祉を中心にしてこういう事業をやりたい、こういう事業やりたいと、要するに宅配事業やりたいと、でもそれはありがたい話なのです。利用者含めて、でも町的にいうと、それをそうですねという返事がなかなかできないと、それ以前にそのことを地元の業者含めて、我々も含めて何とかそれを実現できないか、それは商業振興はもちろんですけれども、その地域に住み続けるための条件の一つとして、そういうサービスもぜひやっていかなければならないと思います。

本当にこれ、また具体的になりませんが、農協の懇談会でも職員の中からその宅配を含めたそういう注文を受けていく、昔あったような、そういう直接、お客さんのところに出掛けていくというサービスも開始をしたいというふうなお話もちらちらお話を聞いて本当に嬉しく思っていますから、ぜひそういうお話も我々と一緒にどこまでどういうことができるかということも含めて考えさせていただいています。

農協の政策懇談会の中でも、例えばちょっとお話が長くなりますけれども、勇足、仙美里、美里別地域農村部があります。残念ながら商店も食堂もそこにはほとんどなくなってきた、仙美里も食堂1件あって、勇足もあれだけのお店がなくなりました。買い物するところが子どもたちと懇談しても、買い物する店がほしいと、できればコンビニでもいいし、本当に便利なところがほしいというようなことで、そうなれば今、おかげさまで農協が頑張っていたいただいて、それぞれ三つの地域には店舗も構えています。十二分に商品があるということではありませんが、それは本家本元のAコープもありますから、それぞれ連携をすれば相当の品揃えもできますし、やはりそれを宅配することも可能であります。

それらも含めて、例えば本別の役場の支所だとか、農協の支所も合同して、そこで店舗も併設して、そこで地域の皆さんのために要望に応じていくような、そういうシステムができないか。それから郵便局の参入も含めて、いろいろその地域の中でスクラム組んだトータルとしたそういう商業だとか、そしてその町の住民の皆さんの、その地域の皆さんのより住民サービスがもっと効果的にできる、そこでやはり商工業含めて参入をいただく、そして商店街の中心市街地もそうであります。とにかく地元の資本の皆さん方がまず立ち上がっていただいて、そしてより消費者の皆様方と日常のコミュニケーションを含めてもっともっと近づきを持ちながらやっています。

そのためには本当に今、商工会で立ち上げた夜出かけナイトなんていうのもすばらしい取り組みだというふうに思っていますので、直接、住民の皆さんと本当に消費者の皆さんとあれだけ近づきになっていろいろなコミュニケーションとれていくわけですから、そういう面では物すごく絆ができていくわけで、そのつながりが商業振興にまた買い物する側はそのつながりでまたいろいろな利便性が高まってくると、こういうことでありますから、そういう総合的に、お互いに利便性だとか、またそういう利益を享受できるような、そういう体制つくって町の中が本当にお互いに笑顔で行き交いできるような、そんな商店街や、また商業づくり、また地域づくりをしていきたいなというふうに思っていますので、それにあわせてまた御支援もいただければなというふうに思っています。

先ほど言いましたように、このバス含めて車の出入り口については担当のほうから答弁させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（方川一郎君） 川本企画振興課長。

○企画振興課長（川本秀二君） お答えをさせていただきます。

入り口が2カ所という御質問でございますけれども、整備に当たりましては鉄道跡地の利活用ということで、一定の面積、形状含めて制限のもとでこの間、整備をきてございますけれども、道の駅整備計画段階におきまして検討をしてきたところでございまして、出入り口の利便性の向上につきましては現在、大型バス5台、普通車41台ということで、最大の駐車場確保できてございますけれども、数種類のシミュレーションをして入り口を2カ所にした場合どうなのか、いろいろ検討を重ねた中で最終結果として現在に至っているのが実態でございます。

仮に入り口を分離した場合でございますけれども、接続の道路との高低差、山手町の上がっていく中で高低もありますので、そういう場合に擁壁の工事などが必要になりますし、また事業費の増加、それから円形で今、駐車場を一方通行のような形にしてございます。

この部分については渋滞だとか、安全性も確保するという中での取り組みでございますので、そういった部分もいろいろ整備段階で検討してきたところでございます。

そういうところを御理解をいただきたいというふうに思っておりますけれども、

現在、道の駅利用者については先ほど申し上げましたとおり、今年度約28万人を超えるかなというところになってございます。計画当時よりかなりどんどんふえてきているという部分では駐車場問題、出入り口の問題含めて今後の課題だろうというふうに我々も受けとめているところでございます。

現在、委託事業で運営を行っていただいているNPO法人の銀河本別の御尽力により、年々利用者もふえてきている状況にございます。利用者の利便性の確保、また利用する人にとって、いろいろな御意見、満足度も向上させていきたいというふうに思っておりますので、今後とも関係の皆様から意見要望、また必要に応じては道の駅連絡会等々、専門家を招聘して前回も研修会もやっておりますので、そういう方々の助言もいただきながら、今後、駐車場、入り口部分も含めて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○11番（林武君） 終わります。

○議長（方川一郎君） これで、一般質問を終わります。

傍聴者の皆様に申し上げます。

今回で15回目となりますナイター議会を開催させていただきました。長時間にわたりお疲れのところ、傍聴いただきましてまことにありがとうございます。

当議会の取り組みに対しましても、今後とも御指導と御協力、御理解をいただきますよう、心からお願いを申し上げ、傍聴いただきました皆様方に厚くお礼を申し上げ、ナイター議会を終わらせていただきます。

大変、ありがとうございました。

◎散会宣告

○議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦勞さまでした。

散会宣告（午後 7時36分）

平成26年本別町議会第1回定例会会議録（第1号）

平成26年3月4日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | 議案第17号 | 平成25年度本別町一般会計補正予算（第14回）について |
| 日程第 7 | 議案第18号 | 平成25年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について |
| 日程第 8 | 議案第19号 | 平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について |
| 日程第 9 | 議案第20号 | 平成25年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）について |
| 日程第10 | 議案第21号 | 平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）について |
| 日程第11 | 議案第22号 | 平成25年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）について |
| 日程第12 | 議案第23号 | 平成25年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）について |
| 日程第13 | 議案第24号 | 平成25年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）について |
| 日程第14 | 議案第25号 | 平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）について |
| 日程第15 | | 平成26年度町政執行方針・教育行政執行方針 |
-

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|--------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | 議案第17号 | 平成25年度本別町一般会計補正予算（第14回）に |

ついて

- 日程第 7 議案第 18 号 平成 25 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算
(第 5 回) について
- 日程第 8 議案第 19 号 平成 25 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 回) について
- 日程第 9 議案第 20 号 平成 25 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算
(第 5 回) について
- 日程第 10 議案第 21 号 平成 25 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予
算 (第 5 回) について
- 日程第 11 議案第 22 号 平成 25 年度本別町簡易水道特別会計補正予算 (第 3
回) について
- 日程第 12 議案第 23 号 平成 25 年度本別町公共下水道特別会計補正予算 (第
3 回) について
- 日程第 13 議案第 24 号 平成 25 年度本別町水道事業会計補正予算 (第 2 回)
について
- 日程第 14 議案第 25 号 平成 25 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予
算 (第 4 回) について
- 日程第 15 平成 26 年度町政執行方針・教育行政執行方針
-

○出席議員 (9 名)

議 長	1 2 番	方 川 一 郎 君	副議長	1 1 番	林 武 君
	2 番	山 西 二 三 夫 君		5 番	小 笠 原 良 美 君
	6 番	山 田 鶴 雄 君		7 番	方 川 英 一 君
	8 番	笠 原 求 君		9 番	高 橋 利 勝 君
	1 0 番	阿 保 静 夫 君			

○欠席議員 (2 名)

3 番	戸 田 徹 君	4 番	黒 山 久 男 君
-----	---------	-----	-----------

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	砂 原 勝 君
会 計 管 理 者	黒 田 匡 君	総 務 課 長	大 和 田 収 君
農 林 課 長	工 藤 朗 君	保 健 福 祉 課 長	吉 井 勝 彦 君
住 民 課 長	千 葉 輝 男 君	建 設 水 道 課 長	能 祖 豊 君
企 画 振 興 課 長	川 本 秀 二 君	老 人 ホ ー ム 所 長	井 上 松 子 君
国 保 病 院 事 務 長	毛 利 俊 夫 君	総 務 課 長 補 佐	大 橋 堅 次 君

建設水道課長補佐	高橋	優君	教育委員長	水谷	令子君
教育長	中野	博文君	教育次長	竹田	稔君
社会教育課長	安藤	修一君	農委事務局長	山本	光明君
代表監査委員	畑山	一洋君	選管事務局長	大和田	収君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷺巢	正樹君	総務担当主査	松本	恵君
総務担当主任	塚谷	直人君			

○議長（方川一郎君） 開会前に、黒山久男君、並びに戸田徹君から会議を欠席する旨の届け出がありましたので報告しておきます。

次に、町広報取材のため写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（方川一郎君） ただいまから、平成26年第1回本別町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、笠原求君、小笠原良美君、及び山西二三夫君を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（方川一郎君） 日程第2 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長高橋利勝君、御登壇ください。

○議会運営委員長（高橋利勝君）〔登壇〕 報告いたします。

平成25年12月11日、第4回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日3月4日から3月24日までの21日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、3月6日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書等の取り扱いについて申し上げます。

本日までに6件の提出がありました。

商工会に対する平成26年度市町村補助金についての要望に関する陳情、要支援者への介護予防給付の従来通りの継続、特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること、利用者負担増の中止を求める意見書採択を求める陳情、道路占用料改正に関する陳情、日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情、これからの勤労青年教育のあり方に関する陳情、住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡

充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書提出を求める陳情。

以上、6件については、議会運営基準139運用例5によることとし、後刻、議員の回覧に供することといたします。

次に、提出議案の取り扱いについて申し上げます。

提出議案中、議案第27号平成26年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第35号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件の議案については、議長を除く10名の委員で構成する平成26年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査する取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（方川一郎君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、3月4日から3月24日までの21日間とすることにしたいと思いをします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日3月4日から3月24日までの21日間とすることに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（方川一郎君） お諮りします。

議事の都合により、3月5日から10日、14日から19日、21日から23日の計15日間を休会にしたいと思いをします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、3月5日から10日、14日から19日、21日から23日の計15日間は、休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（方川一郎君） 日程第4 諸般の報告を行います。

報告第3号専決処分報告、平成25年度本別町一般会計補正予算（第13回）について報告を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 報告第3号専決処分報告。平成25年度本別町一般会計補正予算（第13回）について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億8,280万5,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入であります。17款1項1目寄付金1節総務費寄付金40万円の増額補正は、個性あるふるさとづくり基金として、千葉県船橋市にお住まいで、匿名で30万円、本別町仙美里365番地にお住まいの〇〇〇〇〇様から10万円の指定寄付金でございます。

次の歳出であります。寄付者の意向により基金への積み立てに充てるものでございます。

以上、簡単ではありますが専決処分報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みとします。

次に、監査委員から平成26年1月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、平成25年度学校林現況報告が町長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が、総務、産業厚生各常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成25年第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成25年第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、十勝環境複合事務組合議会の平成25年第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、報告済みといたします

次に、議長の動静について。平成25年第4回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（方川一郎君） 日程第5 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 平成25年度各会計の予算執行状況について報告をさせていただきます。

1月末現在の一般会計の執行状況につきましては、歳入が予算額78億3,464万7,000円に対し、収入済額53億6,904万円で、68.5パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額49億685万1,000円で、62.6パーセントの執行率となっております。

次に、地方交付税の状況であります。普通交付税は前年度比0.1パーセント、額にいたしまして1,404万5,000円増の30億924万4,000円になる見込みであります。

交付税財源の不足分を地方が直接借入れをしている臨時財政対策債は、前年度比4.5パーセント、1,130万1,000円増の2億6,016万6,000円で、普通交付税を加えました総額では、前年度を0.5パーセント上回る結果となっております。

特別交付税につきましては、現時点では未確定であります。現予算では34.1パーセント減の2億4,943万6,000円を見込んでいます。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入が予算額13億6,060万3,000円に対しまして、収入済額10億2,006万9,000円で、75.0パーセントの執行率で、国保税の収納率は現年度が93.3パーセント、滞納繰越金分が12.7パーセントとなっております。

歳出は、支出済額8億9,251万6,000円で、65.6パーセントの執行率となっております。

歳出総額の68.9パーセントを占めます保険給付費と後期高齢者支援金は、それぞれ69.4パーセントと81.5パーセントの執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入が予算額1億1,508万3,000円に対しまして、収入済額9,395万7,000円で、81.6パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額9,317万6,000円で、81.0パーセントの執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入が予算額8億8,024万3,000円に対しまして、収入済額6億2,041万円で、70.5パーセントの執行率となっております。

このうち、介護保険料につきましては、調定額1億3,335万8,000円に対し、収入済額が1億1,190万円で、83.9パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額6億6,212万2,000円で、75.2パーセントの執行率となっており、このうち、保険給付費につきましては6億608万1,000円で、支出済額の91.5パーセントとなっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入が予算額2億7,814万円に対しまして、収入済額1億7,593万3,000円で、63.3パーセントの執行率で、サービス収入の収納率は99.9パーセントとなっております。

歳出は、支出済額2億1,892万7,000円で、78.7パーセントの執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入が予算額1億6,082万9,000円に対しまして、収入済額5,168万4,000円で、32.1パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額8,383万2,000円で52.1パーセントの執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計であります。歳入が予算額5億3,138万1,000円に対しまして、収入済額2億4,482万7,000円で、46.1パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額2億7,889万5,000円で、52.5パーセントの執行率となっております。

次に、水道事業会計の決算見込みについての報告をいたします。

収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は1億4,181万7,000円で、支出見込額は1億4,181万7,000円となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が3,624万円、支出見込額は7,668万9,000円で、不足額4,044万9,000円は過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

次に、病院事業会計決算見込みについて報告いたします。

まず、患者数の動向であります。平成26年1月末現在の延べ患者数は、入院患

者が1万5,512人、前年同期比252人、1.7パーセント増、外来患者が4万6,555人で、前年同期比5,926人、11.3パーセント減となっております。

次に、収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は12億2,840万7,000円、支出見込額は13億4,319万3,000円となる見込みで、収益から費用を差し引いた1億1,478万6,000円が純損失となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が1億153万5,000円、支出見込額が1億3,109万6,000円で、不足額2,956万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

以上、平成25年度各会計の予算執行状況及び企業会計決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、十勝圏における消防広域化に向けた検討経過及び状況について報告をさせていただきます。

消防の広域化につきましては、昨年12月の第4回定例会の行政報告におきまして、市町村長会議で確認をされました十勝圏広域消防運営計画素案について、各市町村議会における御意見を踏まえ、12月中に町民の皆様にお示しをし、あわせてパブリックコメントを実施することについて御報告をしたところであります。

運営計画素案のパブリックコメントにつきましては、十勝圏複合事務組合が十勝全域を対象に、平成25年12月27日から本年1月26日までの1カ月間実施し、十勝管内80カ所、本町においては役場各出張所、閲覧、配布資料を配置し、各報道機関、ホームページ、町広報誌等で広く周知を行い、意見または提案をいただいたところであります。

その結果といたしまして、十勝全体では3名の方から6件の御意見が寄せられたところであります。意見の取り扱いですが、今後の参考とするものが2件、意見として伺ったものが4件となりましたが、素案を原案どおりとして修正は行わず、運営計画案として2月4日に開催されました副市町村長会議で確認をされたところであります。

今後は、各市町村議会における検討結果を踏まえ、本年3月末までに運営計画の成案を目指す予定となっております。

なお、パブリックコメントの結果につきましては、十勝圏複合事務組合のホームページ、本町においては3月15日から役場及び各出張所において公表するとともに、本日の行政報告に資料として添付しておりますので、御参照していただきたいと存じます。

次に、消防救急無線のデジタル化についてですが、前回、実施設計が終了し、本町分の整備工事負担額が示されたことを御報告させていただいたところであります。

十勝圏消防救急デジタル無線の共同整備工事は、十勝管内を全7工区に分けた発注となり、このたび事務委託協定先の帯広市において、2月20日に一般競争入札が執行され、契約金額は、十勝圏全体で17億9,593万2,000円、契約の相手方は、

池北三町消防本部工区分として、横山・小田・今野特定建設工事共同企業体に落札され、仮契約は2月25日に完了しております。

なお、3月3日に開会されました池北三町行政事務組合議会において、工事請負契約の議決がされたところであります。

また、本別町の負担額は5,791万8,807円となっておりますが、昨年12月議会において、本予算を翌年度に繰り越しをする議決をいただいております。

以上、消防広域化に向けた取り組み状況であります。本町といたしましては、これまでどおり防災体制の機能を低下させることなく、町民の安全・安心の確保をしっかりと見据えながら協議してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様を始め議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。現段階での報告とさせていただきます。

以上、本別町議会第1回定例会行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第6 議案第17号

○議長（方川一郎君） 日程第6 議案第17号平成25年度本別町一般会計補正予算（第14回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第17号平成25年度本別町一般会計補正予算（第14回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業終了に伴う係数整理などが主な内容であります。その他の補正の主なものといたしましては、歳入では、町税、国庫支出金、道支出金の減額、歳出では、燃料費の増額、国民健康保険特別会計、介護保険、介護サービス事業特別会計、水道、簡易水道への繰出金及び負担金、基金への積立金の増額などがございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,416万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億4,864万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から御説明いたしますが、ただいま申し上げたとおり今回の補正は大部分が執行残の係数整理でございます。

26、27ページをお開きください。

1款1項1目議会費18節備品購入費6万7,000円の補正は、新たにデジタルカメラを購入するものであります。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 4 節共済費臨時職員保険料 3 8 0 万 2 , 0 0 0 円の減額は、社会保険料で加入延べ人数及び標準報酬月額の減少によるもの。

次の 7 節賃金中、臨時雇賃金 4 8 5 万 3 , 0 0 0 円の減額は、ワークシェアリングの減及び退職者がふえたことによるものであります。

次の 2 9 ページ。

1 3 節委託料中、メンタルヘルス研修委託料 2 0 万円の減額は、健康管理センターにて実施しました研修会を職員研修とあわせて実施したことによるものです。

2 段下の 1 8 節備品購入費中、事務用備品キャビネット 2 6 万 4 , 0 0 0 円の補正は、子ども未来課新設によるものです。

4 目会計管理費 1 8 節備品購入費契印機 3 万 8 , 0 0 0 円の補正は、老朽化により更新するものであります。

次の 3 0 ページ、3 1 ページ。

8 目企画費 1 3 節委託料中、上から 3 行目の生活維持路線運行業務委託料 4 8 万 6 , 0 0 0 円の増額は、利用者の増加に伴う運行回数の増によるもの。

2 段下の 1 9 節負担金補助及び交付金中、一番下にあります住宅用太陽光発電システム導入費補助金 1 4 4 万円の減額は、予定件数 1 0 件に対し、4 件程度の見込みになったことによるものです。

3 2、3 3 ページをお願いいたします。

1 4 目基金費 2 5 節積立金 2 , 6 8 0 万 1 , 0 0 0 円の増額の主なものは、今回補正の収支差引額を財政調整基金に 8 , 0 2 2 万 2 , 0 0 0 円、減債基金に 1 , 0 0 0 万円、次のページ、一番上にあります農業振興基金に 1 , 0 0 0 万円を積み立て、公共施設等整備基金 7 , 3 0 0 万円の減額は、地域の元気臨時交付金の平成 2 5 年度事業確定により減額するものでございます。

なお、財政調整基金は、当初 1 億 9 , 0 0 0 万円の取り崩しでありましたが、前回までの経常分と合わせ 8 , 1 4 2 万 5 , 0 0 0 円を積み戻すこととなり、減債基金は、当初 1 , 0 0 0 万円の取り崩しに対し、今回 1 , 0 0 1 万円を積み戻し、農業振興基金は新規に積み立てるものであります。

この積み立てで、土地開発基金を除く全基金の 2 5 年度末現在高は、前年度より 9 6 8 万 1 , 0 0 0 円増の 3 4 億 6 , 1 9 7 万 1 , 0 0 0 円程度になる見込みであります。

3 5 ページ下段をお願いいたします。

2 項徴税费 2 目賦課徴収費 1 1 節需用費 6 3 万 2 , 0 0 0 円の増額の主なものは、印刷製本費で、町道民税の納付書等の印刷であります。

次の 3 6 ページ。

下段、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、次の 3 9 ページをお願いいたします。

2 8 節繰出金 2 , 0 9 3 万 3 , 0 0 0 円の増額は、国民健康保険特別会計繰出金で、

主な要因としましては、普通調整交付金の医療分が大幅な減額となる見込みから、財政調整分2,830万円を繰り出すもので、その他は決算見込みによるものです。

下段の2項老人福祉費、次のページ、一番下段にあります3目介護保険費28節繰出金2,608万3,000円の増額は、次のページをお願いいたします。一番上段にあります介護保険事業特別会計繰出金の介護給付費127万9,000円及び介護サービス事業特別会計繰出金居宅介護支援事業236万9,000円、次の介護老人福祉施設事業2,214万3,000円の増額が主なもので、いずれも事業の執行見込みによるものであります。

4目高齢者福祉施設費18節備品購入費中、椅子101万5,000円の補正は、ふれあい交流館の椅子が不足するため、新たに90脚を購入するものであります。

次の3項児童福祉費1目児童福祉総務費、次のページをお願いいたします。上から3行目、20節扶助費児童手当486万円の減額は、支給対象児童数と金額の確定によるもので、合わせて歳入の国、道負担金も減額補正を計上しております。

2目児童福祉施設費18節備品購入費39万6,000円の補正は、東児童館のカーテンの破損がひどく更新するものであります。

次の3日常設保育所費11節需用費中、消耗品費施設管理用33万8,000円の増額は、中央及び南保育所の児童用机12台、児童用椅子24脚、電波時計の破損がひどく購入するものであります。

下の賄材料費65万円の補正は、食材費の高騰及び児童数の増によるものです。

次の46ページ、47ページをお願いいたします。

4目特別保育費18節備品購入費5万2,000円の補正は、デジタルカメラ1台、ブラインド1式を勇足保育所で使用するもので、老朽化により更新するものであります。

下段の4款1項保健衛生費1目保健衛生総務費12節役務費中、看板書替7万円の補正は、4月1日より循環バスの時刻表見直しに伴うものであります。

次の49ページ。

19節負担金補助及び交付金22万5,000円の補正は、不妊治療申請者の増加によるものであります。

次の50ページ、51ページをお願いいたします。

下段にあります2項清掃費2目塵芥処理費12節役務費中、最終処分場地質汚染検査30万円の補正は、北海道からの追加検査によるものであります。

次の52、53ページ。

中段にあります3項上水道費1目水道公営企業費19節負担金補助及び交付金212万8,000円の増額、及び2目簡易水道費28節繰出金688万6,000円の増額は、決算見込みによる収支補填分であります。

次の4項病院費1目病院公営企業費19節負担金補助及び交付金995万5,000

0円の増額及び下段の24節投資及び出資金680万円の減額は、繰入基準に基づく調整、及び事業費の確定によるものであります。

次の54、55ページをお願いいたします。

下段にあります6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金1,293万円の減額のうち、一番下にあります担い手への農地集積推進事業390万円の減額は、事業対象農業者がいなかったことによるもの、その他は事業費の確定による減額であります。

次の56、57ページ。

中ほどにあります5目農地費15節工事請負費中、農業体質強化基盤整備促進事業440万円の減額は、事業費の確定によるもの。

19節負担金補助及び交付金529万1,000円の減額は、道営畑地帯総合整備事業の事業量及び事業費の確定によるもの。

次の58、59ページ。

2項林業費2目林業振興費19節負担金補助及び交付金中、民有林造林促進事業216万8,000円の減額は、事業量確定によるもの。

次の7款1項商工費2目商工業振興費13節委託料中、新製品開発に伴う調査・研究事業976万5,000円の減額は、委託事業者の事業中止に伴うものであります。

19節負担金補助及び交付金中、中小企業融資に伴う保証料347万8,000円及び利子補給100万円の増額は、設備投資等大口融資の増加によるもの。

下の企業誘致奨励事業33万4,000円の増額は、対象事業者の投資額確定によるものであります。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費11節需用費中、消耗品費タイヤ25万5,000円の補正は、公用車両の夏タイヤを更新するものです。

次に、64ページ、65ページをお開きください。

4項都市計画費2目公園費7節賃金300万円の減額は、臨時職員の退職によるものであります。

次の3目下水道費28節繰出金446万5,000円の減額は、公共下水道特別会計繰出金で、公共下水道事業債の借入利率の確定によるものであります。

次の66、67ページの5項住宅費2目公営住宅建設費15節工事請負費391万2,000円の減額は、栄町団地建替事業15万8,000円及び向陽町団地改善事業375万4,000円の減額で、いずれも執行額の確定によるものです。

次の68、69ページをお願いいたします。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費18節備品購入費9万3,000円の補正は、聴力検査機器の老朽化により不都合が生じるため1台を更新するものであります。

下段の2項小学校費1目学校管理費11節需用費中、消耗品費一般事務用60万9,000円の増額は、各小学校の用紙購入、燃料費、A重油140万8,000円及び灯油98万3,000円の増額は、数量の増及び単価アップによるものであります。

次の71ページ。

18節備品購入費中、本別中央小学校8万円の補正は、緊急時等に各家庭への連絡方法として、連絡メールシステムの購入、勇足小学校3万3,000円の補正は、デジタルカメラ1台の購入で、使用に耐えないため更新するものであります。

次の2目教育振興費11節需用費2万5,000円及び18節備品購入費39万6,000円の補正は、授業や行事などに使用する教育用消耗品及び特別支援学級が新たに開設されるための備品購入であります。

20節扶助費39万9,000円の減額は、要保護及び準要保護児童就学援助費並びに特別支援教育就学奨励費で、対象児童の減少によるものであります。

下の3項中学校費1目学校管理費、次のページをお願いいたします。一番上にあります11節需用費中、一般事務用33万8,000円の増額は、各中学校の用紙購入等によるものであります。

2目教育振興費20節扶助費107万7,000円の減額は、要保護及び準要保護生徒就学援助費並びに特別支援教育就学奨励費で、対象生徒の減少によるものであります。

74ページ、75ページをお願いいたします。

5項社会教育費2目公民館費11節需用費97万5,000円の増額の主なものは、A重油68万6,000円及び灯油7万7,000円の増額で、使用量及び単価アップによるもの、修繕料、備品8万円の増額は、展示用パネルクロス張替で老朽化によるものであります。

一番下にあります18節備品購入費中、次の77ページ、一番上にあります掃除機3万3,000円の増額は、老朽化により更新するものであります。

同じページの下段にあります6項保健体育費、次の79ページをお願いいたします。

2目スポーツ振興費18節備品購入費中、柔道用畳84万円の補正は、40枚の購入で老朽化により更新するものであります。

次の80ページ、81ページ。

4目学校給食費15節工事請負費446万2,000円の減額は、学校給食共同調理場改築工事の事業費確定によるものです。

18節備品購入費中、調理場備品24万2,000円の補正は、食育等の研修用として、テレビ1台、ブルーレイディスクレコーダー1台を購入するものであり、その他の減額は執行額の確定によるものであります。

82、83ページをお願いいたします。

12款1項公債費2目利子23節償還金利子及び割引料1,179万8,000円の

減額は、平成24年度起債の借入額及び利率の減少によるものです。

歳出を終わりました、歳入に入ります。

8ページ、9ページにお戻りください。

1款町税2項1目固定資産税1節現年課税分503万3,000円の減額は、償却資産で、知事配分及び大臣配分の課税標準額の減少が主なものです。

4項1目町たばこ税1節現年課税分142万6,000円の増額は、消費本数の増加によるものであります。

10款1項1目地方交付税7,409万9,000円の増額は、普通交付税を計上するもので、決定額は30億924万4,000円、対前年0.1パーセントの増であります。

次の12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金1節農業費分担金604万7,000円の減額は、道営畑地帯総合整備事業及び農業体質強化基盤整備促進事業の受益者分担金で、事業費の確定によるものであります。

次の10ページ、11ページをお願いいたします。

2項負担金1目民生費負担金1節老人福祉費負担金30万7,000円の増額は、算定額の確定によるもので、次の4節児童福祉費負担金304万6,000円の増額は、入所児童数の増加によるものであります。

13款使用料及び手数料1項使用料6目土木使用料3節住宅使用料中、公営住宅使用料277万4,000円の減額の主なものは、入居までの空き家期間の増加によるものであります。

次の12ページ、13ページをお願いいたします。

下段にあります14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金3節児童手当負担金329万6,000円の減額は、歳出で説明しましたが、支給対象児童数と金額の確定によるものであります。

次の14ページ、15ページをお願いします。

上から3段目、2項国庫補助金4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金210万1,000円の減額及び次の2節都市計画費補助金137万円の減額は、いずれも事業費の確定によるものです。

次の3節住宅費補助金534万2,000円の増額は、栄町団地建替事業が6,000円の増額、向陽町団地改善事業が533万6,000円の増額で、いずれも事業費の確定及び交付率の変更によるものであります。

次の5目教育費国庫補助金4節保健体育費補助金1億184万2,000円の減額は、学校給食共同調理場改築工事に伴う補助金で、事業費の確定によるものであります。

次の16ページ、17ページ。

15款道支出金2項道補助金4目労働費道補助金1節労働費補助金1,093万2,

000円の減額は、歳出で説明いたしましたが、緊急雇用創出推進事業の中止が主なものであります。

次の5目農林水産業費道補助金1節農業費補助金中、担い手への農地集積推進事業390万円の減額は、これも歳出で説明いたしましたが事業対象農業者がいなかったことによるもので、その他は事業の確定によるものであります。

次の2節林業費補助金125万4,000円の増額は、補助金の額の確定によるもので、次の18ページ、19ページ中段にあります3項委託金1目総務費委託金4節選挙費委託金114万7,000円の減額は、昨年7月21日執行の参議院議員通常選挙委託金の額が確定したことによるものです。

次の2目農林水産業費委託金1節農業費委託金125万4,000円の増額は、事業の確定によるものであります。

次の16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入中、貸家料教員住宅101万1,000円の減額は、入居者の減によるものであります。

次の20ページ、21ページをお願いいたします。

2項財産売払収入1目不動産売払収入1節土地売払収入中、勇足定住促進団地売払収入257万1,000円の減額は、当初2区画分の売り払いを計上していましたが、売り払いの見込みがないため減額するものであります。

次の2節その他不動産売払収入中、保育間伐生産材売払収入203万5,000円の減額は、出材量が減少したことによるもの。

次の立木売払収入685万2,000円の増額は、仙美里中学校学校林売り払い等によるものであります。

次の2目1節物品売払収入92万1,000円の増額の内訳は、車両76万2,000円は、路面清掃車廃車による売り払い、鉄くず15万9,000円は、公園の遊具更新によるものであります。

次の22、23ページをお願いいたします。

20款諸収入5項1目7節雑入中、次のページをお願いします。25ページの一番上の段にあります南三陸町派遣職員人件費負担金76万1,000円の補正は、今年の9月、10月の2カ月間、南三陸町へ選挙事務のため職員を派遣した経費に対する負担金であります。

21款1項町債6目1節臨時財政対策債3,312万2,000円の増額は、額の確定によるもの。

2目衛生債以下その他の町債は、事業費の確定などによるものであります。

以上で、歳入を終わらせていただき、5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

6款農林水産業費1項農業費農業基盤整備促進事業4,153万7,000円は、明渠排水整備で、8款土木費2項道路橋りょう費橋梁長寿命化事業1億3,000万円、

8款土木費5項住宅費栄町団地公営住宅建替事業7,610万7,000円及び向陽町団地公営住宅改善事業5,815万6,000円は、国の補正予算による前倒しで実施によるものです。いずれも年度内では施工期間が確保できないため、翌年度に繰り越すものであります。

下の第3表、債務負担行為補正。

1、廃止。

事項、農地流動化資金に対する利子補給、借入れがなかったため廃止をするものであります。

次に、6ページの第4表、地方債補正であります。1、変更。これは、事業量、事業費の変更及び確定に伴い限度額を変更する内容であります。

起債の目的。

過疎対策事業、限度額3億7,120万円を3億6,390万円に、公共事業等1億1,760万円を1億3,730万円に、公営住宅建設事業8,400万円を8,360万円に、臨時財政対策債2億2,704万4,000円を2億6,016万6,000円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

2、廃止。

起債の目的。

一般補助施設整備等事業債、限度額1,660万円、これは、公共事業等に事業区分が変更となったため借入れをやめるものであります。

以上、平成25年度本別町一般会計補正予算（第14回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、質疑を行います。

まず、歳出からとして、一括とします。

26ページから86ページまで、ありませんか。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） まず歳出の31ページの企画費中19節負担金補助及び交付金の中の住宅用太陽光発電システム導入費の144万円の減で、説明では、10件予定している中で4件の見込だということの説明です。それで、それはそれぞれの申込者の考え方でしょうから、そのことについてはどうこうはないのですけども、ただ、私聞いている中で、1件の例なのですけども送電線の容量不足で、ちょっと大きなものを予定したかったのだけれども、できなかった、それは多分、太陽の丘界限の関係

だと思います。それで、私もそのことは、送電線の容量が関係するというのは聞いていたのですが、一般住宅につけるソーラーというのが、そういうものが影響するところまでは思い至らなかったのですよね。それで、今回10件の予定が4件の見込みだということに、そういうことも、今の送電線容量で、計画したのだけど断念せざるを得ないというような事例があったのかどうなのかを確認したいということが1点です。

それから、補正なので今後のことはということにはならないのですが、何か対応をしないと、せっかく町を上げて自然エネルギーを進めていくということに対して、私も応援というか、いいと思っている立場なものですから、そういうことを解決していくというのはかなり難しい部分が入っていると思っていますけども、私が聞いたのは一例なので、かなりでかい施設をつくる予定だった人なののですが、そういうふうに言われたというふうにあったものですから、その1件も入っているのかどうかちょっとわかりませんが、その辺について、伺いたいと思います。

それから、59ページですが、商工業振興費13節で、新製品開発に伴う調査・研究事業が事業中止によって予算執行しない見込みだということなのですが、そういう事情だというのは、いろいろ聞いているつもりですが、当初、予定していて、こういう中身のものですから非常に残念だというのが率直にあるのですが、こういうことになると、来年度以降、こういう事業ができなくなるのかどうかということもちょっと心配になっておりますが、今回のこの減の内容、余り詳しく言えない中身かと思うのですが、それはそれとして、一定、経過等をわかる範囲とか言える範囲で伺いたいというふうに思います。以上2点お願いします。

○議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

○企画振興課長（川本秀二君） お答えをさせていただきます。

まず1点目の太陽光発電の関係でございますけども、御質問の送電線等々の関係でという理由ではないかというお話もいただきましたけども、一般家庭の太陽光発電の規模からいくと送電線を使うことはありえませんが、一般の北電の電線の中ということになりますので、そういう影響はないものというふうに考えております。

ただ、大型発電、今、太陽の丘だとか勇足だとか、本町も3カ所やっておりますけど、この部分でいけば大規模な部分でいけば送電線の活用も視野に入っているというふうに考えられておりますけども、そういう一般住宅の部分については、その影響はないというふうに、うちのほうでは捉えてございます。

それから2点目の緊急雇用の事業中止の関係でございますけども、先の議員協議会の中でも御報告をさせていただいたとおりでございます。本事業につきましては、緊急雇用創出推進事業、企業支援型を活用しまして、本年度、地場の農産物、あずきを使った製餡の調査、市場の調査や販路拡大の調査を行う事業ということで進めさせていただいております。委託先につきましては、株式会社十勝まめ工房、鶴雅グルー

プの部分ですけれども、そういう中で春から事業を進めてきたところでございます。若干経過を申し上げますと、5月21日付で北海道に補助申請を行いまして、23日付で補助の決定をいただき、6月に入りまして本事業の委託契約、見積もり合わせを行って、6月20日に十勝まめ工房と委託契約を締結をしたところでございます。この事業は主に、2分の1が雇用対策でございますので、その残りの部分でさまざまな調査事業を行うという合わせ技の事業でございますけれども、先にお話ししたとおり、岡女堂、鶴雅グループから事業中止というような中で残念な結果ということになりました。途中、9月、10月段階で、雇用がなかなか進まない、ただ製餡の機械の調査も実質やられておりましたけれども、本体がそんな状況もありまして、本体の役員会の中で、十勝まめ工房の継続部分がずっと夏場から協議されていた経過がございまして、そういう中で最終的に11月段階で、十勝まめ工房の事業を中止をするということになりましたので、この事業が最終的にできなくなったという状況でございます。

町もこの間、いろいろと鶴雅グループやまめ工房と協議を進めてまいりましたけれども、実質、残念な結果になったということでございます。12月段階で、十勝総合振興局と協議をさせていただいて、北海道から本事業の中止の承認をいただいたということでございます。12月の第4回定例会には、ちょっと間に合わなかったということもありますので、今回の補正で減額ということになりました。町としては、この間進めている農産物の付加価値を高める取り組みの一つでございますので、大きな期待をしていたところでございますけれども、残念な結果でありました。ただ、今後ともこの種の取り組みについては継続して取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 31ページのソーラー関係ですが、酪農家だったのですよね。それで、本人いわくは牛舎の屋根に牛舎で使う電力のかなりの部分をということで、以前は事業に対して、そういう事業に使う場合は、国のほうの補助、確かなかったと思うのですけれども、今は、3万円相当ぐらいでしたか、国のほうも補助するというような形で、酪農家や何かもつける例がふえているというふうに聞いているのですけれども、だから多分、キロ数はちょっと私もわかりませんが、かなり大きな施設で、多分、いわゆる太陽の丘路線の送電線にかかわるのかなというふうに想像しています、専門家でないのでわからないので。だから、当初、太陽の丘のソーラーシステムについては非常にいいことだというふうに思っているわけですが、今後ともそういうことがありうるとすると何か対策は考えるべきなのかと思いながら聞いていたところです。それで、確認ですけど、一般家庭は、大規模ソーラーのあるまわりについても一般家庭については今後とも設置は容量的に問題ないということで再確認したいと思っております、それを再度伺いたいと思っております。

○議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

○企画振興課長（川本秀二君） お答えをさせていただきます。

ただいまの質問でございますけども、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、一般家庭、本町もここ3年ほどで35基ほど取り組んできております。そのうち24件ほどが農業者で、一般家庭、町の住宅でしたら4キロワットぐらいの設備という形になってございますけど、農業者は大きい方で9キロワットとか、かなり大きいのですが、これは電線、一般の北電の電線の中で対応できる状況でございます。本当の大規模にならない限りは、送電線だとか、太陽の丘についても線がたまたま太かったので送電線は使わないで一般の北電の線を使って変電所まで電力入れていますので、そういった意味では、酪農家であっても、ほとんど今の電線の中で対応できるものというふうに考えてございますので、その御心配はないかというふうに、我々のほうとしては理解をしております。以上です。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○5番（小笠原良美君） 2点、お伺いしたいと思います。

71ページの上段の18節備品購入費の中で、中央小学校に連絡メールシステムを導入するということだったのですが、どんな方法でやられるのかをもう少し詳しくお知らせをしていただきたいと思います。

それから、81ページの学校給食費のところの工事請負費で446万2,000円の減額で工事が完了したということになるのだと思うのですが、しばらくの間ですね、本別高校に対する給食の供用をどうするかということ随分議論してきたのだと思うのですが、このことについては、どんなふうに収まると言いますか、なるのでしょうか。そのことをお知らせいただきたいと思います。

○議長（方川一郎君） 答弁、竹田教育次長。

○教育次長（竹田 稔君） お答えさせていただきます。

中央小学校の学校管理用備品のメールシステムという部分で先ほどちょっと説明させていただきましたが、これは、現在はですね、各保護者に連絡する場合、担任の先生方が個別に電話でいろいろ緊急の場合ですとかいろいろな情報、あるいは伝えなければならないことは電話で連絡をしていたわけですが、今回のこのシステムにつきましては携帯のメールを使って一斉に同じ内容を文章をつくって一斉に配信をするということで、時間の短縮で確実に保護者に通じるようにということで考えているシステムです。事前に学校のこのシステムに、保護者の方からメールのアドレスの登録ですとか、そういうことはきちんとしていただいて必要な部分があれば一斉配信をするということで今回考えているところでございます。

○議長（方川一郎君） 答弁、中野教育長。

○教育長（中野博文君） 御質問の本別高校の学校給食の件について、お答えをしたいと思います。

御承知のとおりですね、高校とは2年あるいは3年前から協議をしております。

今の状況は、本年の4月からはまだ準備等も必要ということで、まだできない状況にありますが、高校は、前向きに検討をしていただいております。私どもは、最低限来年の4月までには実施したいなど、教育委員会としてはそう考えておきまして、そういう考え方で協議をまたさらに進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○5番（小笠原良美君） 先のほうのメールの件で再度伺いたいのですが、今の時代ですから携帯電話だとかスマートフォンというのですか、そういうものは持っていない方はいないのかなと思いますけれども、そういう心配はする必要はないのでしょうか。例えば一斉送信するといっても何パーセントかの父兄の方が持っておられないという、そういうことは考えなくてもいいのでしょうか。

○議長（方川一郎君） 答弁、竹田教育次長。

○教育次長（竹田 稔君） 今の御質問、私たちも基本的には今のこの時代ですので、ほとんど持っているとは思いますが、持っていない方も場合によってはいるかもしれません。その方については、従来どおり直接電話するとか、そういう方法は取らざるを得ないのかというふうに考えています。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 2点についてお聞きしたいと思います。

まず43ページですが、3目介護保険の関係で、一番下の介護老人福祉施設事業を2,214万3,000円の増額補正となっていますけれども、先ほどの説明では事業の執行見込ということですが、この間もですね、要介護者の増等によって事業が大きく拡大しているというようなお話も常々聞くわけですが、この辺のもう少し詳しい内容というのですか、この増額補正をしているということについて、詳しい内容について、どういう状況なのかということについて、まず1点お伺いをしたいと思います。

それから、次の45ページの常設保育所の7節賃金で、代替賃金、保育士の賃金が100万円の減となっていますけれども、当初予算でいくと500万円ぐらいの予算ですが、ただ単純に代替が必要なかったということなのか、それと、業務に支障がなかったのか、その点について、お伺いをします。

○議長（方川一郎君） 答弁、井上老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井上松子君） お答えをいたします。

今回の補正で2,214万3,000円の増額につきましてですが、介護サービス事業、特養の関係で施設介護サービス収入及び短期入所生活収入におきまして、当初予算よりも減額になっておりますため、一般会計の繰り入れを増額した次第でございます。

○議長（方川一郎君） 答弁、吉井保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉井勝彦君） 代替保育士の部分ですが、職員、あるいは臨時職員の方の夏季休暇あるいは年休、特別休暇、あるいは会議や出張等で勤務を離れる

ときに対応するという事で予算計上させていただいております。そのほかに障がいまではいかないのだけれども手のかかる子、こういった子供たちのための対応をするということで今回少し多めに予算計上させていただいておりますけども、臨時職員あるいはパート職員で対応できたということで減額になったものであります。以上です。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 介護老人福祉施設事業の関係で、ちょっと確認のために聞きたいのですが、ということは事業が拡大をしたからということではなくて収入が少なかったから繰り出しがふえたということで、そういうふうを受けとめてよろしいのか確認をしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 答弁、井上老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井上松子君） はい、そのとおりでございます。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで、歳出を終わります。

次に、歳入に対する質疑を行います。

歳入は、一括とします。

8ページから25ページまで。

ありませんか。

阿保静夫君。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 歳入の11ページ、土木使用料中の3節住宅使用料で、公営住宅使用料で減額になっていきますけども、説明では、空き家期間の増によるという説明だったというふうに聞いております。それで、空家期間がふえるという現象はどういうことなのかなということがわからないので伺いたいと思います。例えば、第1次募集で、その時点で申し込みがなく第2次募集をして対応していくとか、そういうことなのかどうか、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（方川一郎君） 答弁、能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖 豊君） お答えをさせていただきます。

25年度の公営住宅の入居状況でございますが、おっしゃるとおり待機をされて入居をするまでの期間、その期間がかなり多くなってございます。24年度と比較しますと、24年度につきましては、退去の件数が16件でございましたが、25年度につきましては38件というふうに増加をしてございます。空き家でございますが、退去をされましてから当然、広報等に出しまして公募をかけて選考委員会で選考して入居ということでございます。25年度につきましては、公募をかけても来なかった部分も多々ありまして、延べの月数で116カ月、全体で116カ月の空き家期間がご

ございました。24年度につきましては32か月でございます。そういうことで使用料が減少をしております。

もう一つ、収入超過者というのがございまして、例えば、錦町の公住で収入超過者の使用料が月8万6,000円という方がございまして、これは24年度中はずっと入ってございましたが25年3月に退去をされまして、かわりに入居をした方の家賃が2万3,500円、これが12か月分でございますと、76万円ほどの減少ということになっております。そういう部分で277万4,000円の当初予算からの減額というふうになってございます。以上です。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 第1次募集という表現がよろしいのですか、最初の募集で、応募がなかったということで期間があくということで、例えば今、収入超過者のお話もあったのですが、入居のいろいろ決められている基準に、第1回目というか最初の募集で、ある程度人数がいてもその条件に合わないような例というのもあったのでしょうか。例えば、主には、その収入の関係とか、あと家族構成なんかあるのでしょうか、そういういろんな条件があると思うのですが、あくまでも第1回目の募集期間でいろんな条件を持っている方なのだけでも、とにかく応募がなかったと。それで第2次募集という表現なのでしょうか。2回目の募集、次の募集で何とかそろってきたという、そういう流れだということでよろしいのでしょうか。

○議長（方川一郎君） 答弁、能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖 豊君） はい、そのとおりでございまして、第1次募集で応募がなくて、また次の広報掲載、募集の掲載をしてということで期間が長くなったということがかなりございましたので、そういうことになってございます。

○議長（方川一郎君） ほかに。

高橋利勝君。

○9番（高橋利勝君） 同じく11ページで、民生費負担金4節児童福祉負担金で、中央保育所、南保育所含めて入所者数の増に伴って負担金がふえたということですが、入所者数がふえるということは好ましいことですが、ただ、その少子化のイメージからいくとですね、入所者がふえるということの状況というのをどういうふうに理解すればいいのかということもあるものですから、その増の経過というのが特にあれば伺いをしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 答弁、吉井保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉井勝彦君） お答えをします。

中央保育所につきましては3人の増、南保育所につきましては2人の増ということで、それぞれ5人がふえているのですが、2月の臨時会の際にもちょっと提案させていただきましたけれども、最近、ゼロ、1歳児の入所する子供が多いということもあります。やはり働く親がそれだけふえているのかなというふうに考えておりま

すけども、それに対応するべく施設の整備、あるいは備品等につきましても準備して4月から取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、歳入を終わります。

次に、繰越明許費、債務負担行為補正及び地方債補正に対する質疑を行います。

5ページから7ページ。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第17号平成25年度本別町一般会計補正予算（第14回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号平成25年度本別町一般会計補正予算（第14回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第18号

○議長（方川一郎君） 日程第7 議案第18号平成25年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第18号平成25年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業終了に伴う計数整理などが主な内容でございますが、歳出では保険給付費などの決算見込による減額、歳入につきましては、歳出に合わせまして、国庫負担金、前期高齢者交付金等を最終調整するとともに、財政調整交付金、医療費分の大幅な減額が見込まれることから、基金からの繰入金と一般会計繰

入金の財政調整分を計上したところであります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ3,722万1,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,383万2,000円とする内容でございます。

それでは、事項別明細書により説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

2、歳出。一番下の段の2款保険給付費1項療養諸費の計1,775万4,000円の減額は、医療費等の最終見込みによる減額でございます。

飛びまして16ページ、17ページをお開きください。

7款1項共同事業拠出金1目高額医療費拠出金612万5,000円及び2目保険財政共同安定化事業拠出金544万9,000円の減額は、いずれも国保連合会が全道分を集計した結果、対象となる高額医療費等が減になったことにより調整するものでございます。

その下の8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費18節備品購入費26万6,000円の減額は、パソコンXPのサポートが終了することから、ウインドウズ7、2台を購入いたしました。が、北海道国民健康保険連合会が市町村の希望を取り一括購入したために単価が安くなったため減額するものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。

10款諸支出金2項繰出金1目病院事業会計繰出金99万5,000円の増額は、救急患者受け入れ体制支援分と施設整備に係る経費について、特別調整交付金を充当して補正したものでございます。

その下の2目一般会計繰出金150万1,000円の増額は、特別調整交付金対象経費の臨時職員賃金分を一般会計に繰り出しするものでございます。

戻りまして、4ページ、5ページをお開きください。

1、歳入。1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税22万6,000円の増額は、一般被保険者の現年課税分の収納見込額は当初見積りよりも下がったものの、滞納繰越分の収納見込額が伸びたことにより増額するものでございます。

その下の2目退職被保険者国民健康保険税219万円の減額は、退職被保険者の現年課税分及び滞納繰越分の収納額が当初見込みより減額したための補正であります。

6ページ、7ページをお開きください。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金113万5,000円の減額及び2目高額医療費共同事業負担金153万2,000円の減額は、一般被保険者分及び後期高齢者支援金分、介護納付金の最終調整によるものでございます。

その下の2項国庫補助金1目財政調整交付金2,960万円の減額は、普通調整交付

金の医療費分が減額となる見込みにより減額するものでございます。

その下の3目高齢者医療制度円滑運営補助金8万4,000円の増額は、平成26年4月2日から前期高齢者の方は現行の1割負担から2割負担となりますが、4月1日以前に前期高齢者だった方は75歳に達するまでは1割負担のままとなる特例措置が取られ、その方達への医療受給者証印刷費用等に対する補助制度に採択されたことから補正をするものでございます。

4款1項1目療養給付費等交付金602万円の減額は、退職者療養給付費医療費分など交付金の最終見込みによる補正となっております。

8ページ、9ページをお開きください。

8款1項共同事業交付金2目保険財政共同安定化事業交付金4,290万7,000円の減額は、最終見込みによる補正です。

10ページ、11ページをお開きください。

10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2,093万3,000円の増額は、歳出に伴いまして財政調整交付金等が減額となるため、一般会計からの繰入金、財政調整分として2,830万円を増額しております。

10款繰入金2項1目基金繰入金3,045万8,000円の増額は、歳入歳出に合わせ基金から繰り入れを行うものです。

これで、歳入歳出補正予算の事項別明細書の説明を終わらせていただきます。

また、21ページに添付資料として給与費明細書がありますが、これにつきましても説明は省略をさせていただきます。

以上、議案第18号平成25年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第18号平成25年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号平成25年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第19号

○議長（方川一郎君） 日程第8 議案第19号平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第19号平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業終了に伴う計数整理、後期高齢者医療保険料及び広域連合納付金の額の確定に伴う調整が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ166万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,341万7,000円とする内容でございます。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出。一番下の段、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金131万9,000円の減額は、保険料等に係る負担金の確定によるものでございます。

戻りまして、3ページ、4ページをお願いいたします。

歳入。上段、1款1項1目後期高齢者医療保険料92万7,000円の減額は、保険料の決算見込によるものでございます。

その下の段の3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金73万9,000円の減額は、決算見込による繰入金の確定によるものでございます。

以上、議案第19号平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第19号平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第20号

○議長（方川一郎君） 日程第9 議案第20号平成25年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉井保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉井勝彦君） 議案第20号平成25年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容は、最終的な介護サービス給付費の見込みと事業執行見込みによる調整であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,135万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,159万7,000円とするものであります。

それでは、歳出から事項別明細書により説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出ですが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費82万6,000円の増額、その下、2項1目賦課徴収費3,000円の減額及び下段、3項介護認定審査会費2目認定調査等費2,000円の減額につきましては、事業の執行見込みによる調整であります。

2款保険給付費1項介護サービス諸費1目介護サービス給付費453万5,000円の増額、一つ飛んで、3目高額介護サービス給付費369万8,000円の増額。

10ページ、11ページですが4目特定入所者介護サービス費199万6,000円の増額は、それぞれ介護サービス給付費の見込みがふえるため、介護サービスの利用増による影響であります。

3 款地域支援事業費 1 項 1 目介護予防事業費 1 2 万 4, 0 0 0 円の減額、その下、2 項包括的支援事業・任意事業費は、それぞれ執行見込みによる減額であります。

4 款 1 項 1 目基金積立金 4 4 万 7, 0 0 0 円は、介護サービス事業所の過年度分の過誤調整により給付金の返納が発生しましたので、積み立てするものであります。

なお、基金積立金の状況ですが、今回の補正額を合わせて 2, 5 0 4 万円となる見込みであります。

ページを戻りまして、4 ページ、5 ページをお開きください。

歳入ですが、3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費国庫負担金 3 3 2 万 5, 0 0 0 円の増額は、国の内示額によるもので、その下、2 項国庫補助金 1 目調整交付金 3 8 0 万 6, 0 0 0 円の減額は、交付見込みによるものであります。

3 目事業費補助金 3 8 万 5, 0 0 0 円は、事業執行見込みによる増額、4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金 3 3 万 4, 0 0 0 円の増額は、支払い基金内示額によるものであります。

5 款道支出金 1 項道負担金 1 目介護給付費道負担金 4 9 1 万 3, 0 0 0 円の減額は、道の内示額によるもの、2 項財政安定化基金支出金 2 目貸付金 1, 7 1 2 万 4, 0 0 0 円は、サービス利用増による給付費の見込みの増により財源不足が見込まれるため、北海道財政安定化基金より借り入れを行うものであります。

次のページ、6 ページ、7 ページをお開きください。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 1 5 4 万 6, 0 0 0 円は、給付見込みによる調整、その下、2 項基金繰入金 1 目介護保険基金繰入金 3 1 0 万 9, 0 0 0 円の減額は、今回の 3 月補正時においては給付見込み額が減額になることによる調整であります。

以上で、本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 2 0 号平成 2 5 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号平成25年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第21号

○議長(方川一郎君) 日程第10 議案第21号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第5回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上老人ホーム所長。

○老人ホーム所長(井上松子君) 議案第21号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第5回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、サービス収入の見込みによる調整、人件費、賃金の調整、執行残の係数整理が主な内容であります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,764万8,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により補正の主なものについて、歳出から説明させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費3節職員手当等12万3,000円の減額は、執行見込みによる調整でございます。

9ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

7節賃金49万4,000円の減額は、執行見込みにより調整するものでございます。

9節旅費16万5,000円の減額も執行見込みにより調整するものでございます。

11節需用費64万1,000円の増額は、消耗品費、介護材料として59万8,000円の増額と、燃料費と光熱水費は執行見込みにより調整であります。

13節委託料35万5,000円の減額は、執行見込みにより調整でございます。

18節備品購入費24万5,000円の増額は、自走式車椅子1台とリクライニング式車椅子1台が老朽化のため更新と認知症対応のコールマット1枚を新規購入するものです。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。

2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費9節旅費1万5,000円の減額は、執行見込みにより調整するものです。

2目介護予防支援事業費9万6,000円の減額は、執行見込みにより調整するものです。

次に、3ページ、4ページをお願いします。

歳入ですが、1款サービス収入1項1目介護給付費収入1節施設介護サービス費収入1,211万8,000円の減額と2目自己負担金収入1節施設介護利用者負担金収入79万5,000円の減額は、入退所及び入院により空床期間が多くなったことと、過誤調整により調整するものでございます。

1目介護給付費収入2節短期入所生活介護費収入765万1,000円と2目自己負担金収入2節短期入所生活介護利用者負担金収入198万5,000円の減額は、利用者の減により調整するものです。

次に、1目介護費給付費収入3節居宅介護サービス計画費収入238万4,000円の減額は、事業執行見込みにより調整するものです。

4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金2,451万2,000円の増額は、執行見込み調整に伴います補正でございます。

以上、平成25年度介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 歳入の4ページですが、施設介護サービス費収入とか、それから個人負担の分ですか、利用者負担分の説明で、空床期間が大きくなったということで、先ほどの公営住宅の入居と同じような話なのかなというふうに思っているのですが、空床期間、ベッドが空いてもなかなかすぐ入る人がいないという意味だというふうに受けとめました。それで、これまでいろんな議論とか、それから所管事務調査も含めてきたところによりますと、大体、今すぐ入所が必要ではないかと思われる方が確か所管事務調査のときに5、6人と言っていたと思うのです。それも含めて大体10人くらいが純粋なというのですか、何と言うのですか、いわゆる待機者と。申し込み待機者はもうその10倍も20倍もいるということは十分承知していますが、そういう状況の中で空床期間が大きくなるということの意味がちょっとわからないので、どの程度まで実態を教えてもらえるかわかりませんが、差し支えない範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（方川一郎君） 答弁、井上老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井上松子君） 空床期間のことなのですが、当初は、入院も含めて47.5人でみておりますが、入院3カ月までは、うちの契約書の中で入院できるのですが、そのときはうちに利用料は一切入ってきません。その関係とすぐ退所されて、あしたからどうぞということ、うちの調整も悪かったのではないかと思います、その退所者が去年から比べると、いつもであれば12人ですが、もう1月末ぐらいで15人といっている中で、5、6人の入退所の日がちが若干空いたのが多分、理由になっていると思います。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第21号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午後 0時03分）

再開宣告（午後 1時30分）

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第22号

○議長（方川一郎君） 日程第11 議案第22号平成25年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖 豊君） 議案第22号平成25年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）について、提案内容を説明申し上げます。

今回の補正は、事業の完了及び決算見込みによる調整が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,882万円とする内容であります。

次に、事項別明細書により、主なものについて歳出から説明をいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

1款1項簡易水道費1目一般管理費11節需用費25万7,000円の増額は、消耗品の購入、在庫不足による納入通知書等の印刷製本費の増額によるものです。

2目維持修繕費11節需用費25万1,000円の増額は、劣化により機能がままならない勇足浄水場の浄水濁度計を修繕するものです。

4ページ、5ページにお戻りください。

歳入であります。2款1項使用料及び手数料1目水道使用料260万円の減額は、使用水量の減によるものです。

4款1項繰入金1目一般会計繰入金688万6,000円の増額は、収支の調整によるものです。

次に、3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

1、変更。起債の目的、簡易水道事業、限度額6,740万円を6,550万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上、平成25年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第22号平成25年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号平成25年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第23号

○議長(方川一郎君) 日程第12 議案第23号平成25年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長(能祖 豊君) 議案第23号平成25年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)について、提案内容を説明申し上げます。

今回の補正は、事業の完了及び決算見込みによる調整が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ792万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,125万6,000円とする内容であります。

次に、事項別明細書により主なものについて、歳出から説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費11節需用費19万7,000円の増額は、在庫が不足したことから検針お知らせ票、納入通知書を印刷するものです。

2項施設管理費2目処理場管理費11節需用費中消耗品費処理場用96万6,000円の増額は、汚水処理薬品の在庫が不足したことによるものです。

18節備品購入費15万9,000円の増額は、水質管理に使用する生物顕微鏡が故障により修繕に耐えられないため更新をするものです。

8ページ、9ページをお願いいたします。

3款1項公債費2目利子268万1,000円の減額は、借り入れ実行によるものです。

4ページ、5ページにお戻りください。

歳入であります。中段の4款1項繰入金1目一般会計繰入金446万5,000円の減額は、収支の調整によるものであります。

3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

1、変更。起債の目的、公共下水道整備事業、限度額4,280万円を4,030万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上、平成25年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第23号平成25年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号平成25年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第24号

○議長（方川一郎君） 日程第13 議案第24号平成25年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖 豊君） 議案第24号平成25年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

第2条、平成25年度本別町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する内容であります。

収入の1款水道事業収益1項営業収益を479万5,000円減額補正し、2項営業外収益は213万1,000円増額補正し、収入の総額を1億4,181万7,000円

とするものです。

支出の1款水道事業費1項営業費用は235万2,000円減額補正し、2項営業外費用は31万2,000円減額補正し、支出の総額を1億4,181万7,000円とするものであります。

予算説明書により主なものについて説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

収入の1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益の454万9,000円の減額は、使用水量の減によるものです。

2項営業外収益2目他会計補助金212万8,000円の増額は、収支の調整による一般会計補助金であります。

支出の1款水道事業費1項営業費用1目原水及び浄水費、下段の薬品費9万5,000円の増額は、雨等の影響による薬品使用量の増によるものです。

5ページ、6ページをお願いいたします。

4目総係費印刷製本費42万8,000円の増額は、在庫不足となった検針お知らせ票、納入通知書の印刷によるものです。

1ページにお戻りください。

資本的支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中「4,126万6,000円」を「4,044万9,000円」に、「3,909万8,000円」を「3,832万円」に、「216万8,000円」を「212万9,000円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出の1款資本的支出1項建設改良費は81万7,000円減額補正し、支出の総額を7,668万9,000円とするものです。

補正内容は、量水器更新工事及び量水器購入費の確定によるものです。

予算説明書の説明は省略させていただきます。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。予算第10条に定めた職員給与費を人事異動により203万4,000円減額補正し、3,708万8,000円に改めるものであります。

第5条、他会計からの補助金ですが、予算第11条に定めた補助金の金額、高料金対策を212万8,000円増額補正し1,124万6,000円に改めるものであります。

第6条、たな卸資産の購入限度額では、薬品購入費増により、予算第13条中「534万5,000円」を「544万円」に改めるものであります。

以上、平成25年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的支出等一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第24号平成25年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号平成25年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第25号

○議長（方川一郎君） 日程第14 議案第25号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

毛利国保病院事務長。

○国保病院事務長（毛利俊夫君） 議案第25号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益収支では、収益の決算見込み及び給与費、経費等の最終的な調整を行い、資本収支では、事業費確定に伴う調整が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益第1項医業収益を133万9,000円減額、第2項医業外収益を141万4,000円減額し、収益の合計を12億2,840万7,000円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用第1項医業費用を481万1,000円減額し、費用の合計を13億4,319万3,000円とするものであります。

今回の補正によって、収益から費用を差し引いた純損失は1億1,478万6,000

0円となりますが、現金を伴わない減価償却費等が1億1,987万2,000円ありますので、単年度不良債務は発生しない見込みであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧書き中、「2,786万3,000円」を、「2,956万1,000円」に、「2,550万4,000円」を、「2,800万円」に、「235万9,000円」を「156万1,000円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款資本的収入を865万6,000円減額し、1億153万5,000円に、支出の第1款資本的支出を695万8,000円減額し、1億3,109万6,000円とするものであります。

次の2ページになりますが、第4条、企業債については、予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるもので、起債の目的、医療機械器具整備事業、限度額2,920万円を事業費の確定により1,650万円に変更するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費については、職員給与費を822万6,000円減額し、7億5,971万9,000円とするものでございます。

第6条、他会計からの補助金は、退職手当組合事前納付金を50万円減額し、625万8,000円に、基礎年金拠出金公的負担経費を150万円減額し、1,526万5,000円にそれぞれ改めるものでございます。

第7条、たな卸資産の購入限度額ですが2億802万5,000円を2億849万7,000円に改めるものでございます。

次に、5ページ、6ページをお願いいたします。

補正予算説明書であります。収益的収入及び支出の収入では、1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益430万3,000円の減額、2目外来収益645万7,000円の減額につきましては、上期の実績を勘案した12月補正後の予算と対比いたしますと、入院は、1日平均患者数で0.4人減少の50.9人、外来の1日平均患者数は2.7人減少の227.6人と予算見込みを下回る状況から、今回減額補正するものであります。

補正後数値を、前年度決算と比較いたしますと、入院では684万5,000円の減、外来では8,190万4,000円の減で、入院、外来収益を合わせた減収見込みは8,874万9,000円となり、決算見込み総額は8億3,963万8,000円となる見込みでございます。

これらの要因といたしましては、入院では、ペースメーカー手術件数の減少などによる収益の減、外来患者数の減は、医師退職による内科患者数の減少や、透析患者数の減少などが影響しているものと考えております。

3目その他医業収益3節一般会計負担金1,200万円の増額及び2項医業外収益

2目他会計補助金1節一般会計補助金200万円の減額につきましては、入院、外来収益の状況を踏まえ、一般会計から繰入基準に基づき、繰り入れを行うものであります。

収益収支における繰入基準額は3億2,613万6,000円ですが、今回の補正により実質繰入額は3億1,700万円となり、前年度と比較いたしますと5,700万円増の繰入額となったところでございます。

1段戻りまして、3目その他医業収益2節公衆衛生活動収益221万9,000円の減は、インフルエンザワクチン接種者数の減が主なものでございます。

一番下の2項医業外収益6目繰入金58万6,000円の増額は、国保調整交付金の追加交付分を国保会計から繰り入れるものでございます。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。

1款病院事業費用1項医業費用1目給与費822万6,000円の減額は、臨時職員賃金などの最終的な決算見込みの調整を図ったものでございます。

3目経費8節燃料費中A重油104万1,000円の増額は、単価上昇によるもの、11節修繕費83万5,000円の増額は、空調機器制御・監視装置の修繕で経年劣化により部品交換などを行うもの、13節賃借料120万9,000円の減額は、主に在宅酸濃縮装置使用患者数の減によるものでございます。

15節委託料中、一番下の人工透析液供給装置オーバーホール業務120万6,000円の増は、良好な透析液の製造に支障をきたすおそれがあるため、システム機器のメンテナンスを行うものでございます。

6目資産減耗費1節固定資産除却費274万3,000円の増額は、X線テレビ装置など17品目の機器更新や廃棄に伴う固定資産を除却するために残存価格を計上するもの、2節たな卸資産減耗費237万3,000円は、使用期限切れとなった薬品等を廃棄するもので、うちタミフル6,225錠、178万9,000円を含んでおりますが、このタミフルは、平成21年に発生した新型インフルエンザの大流行に備え、町民への迅速な治療に対応するよう、また、全国的な治療薬の入手が困難な状況を踏まえ、当時示されておりました基準をもとに人口の25パーセント、2,000人分を購入したのですが、21年当時、秋を中心に大流行したもののその後には収束したことなどもあり、最終的には約620人分が使用期限を迎えたことから会計処理を行うものでございます。

次に9ページ、10ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。収入では、1款資本的収入1項企業債1,270万円の減、2項出資金1目他会計出資金680万円の減、3項負担金1目他会計負担金4万5,000円の減、及び4項繰入金2目医療施設等整備基金繰入金2万円の減は、いずれも事業費確定に伴い調整を行ったものでございます。

上の1目他会計繰入金40万9,000円の増は、医療機械器具購入に要する経費に

対する国保調整交付金加算分を国保会計から繰り入れるものでございます。

8項道補助金1目道補助金1,050万円の増額は、地域における保健医療サービスの中核となる自治体病院等の医療機能を高め、地域における医療提供体制の強化を図ることを目的として、北海道補助金交付金規則に基づき交付されるもので、本年度更新をいたしましたX線テレビ装置が対象となったものでございます。

次に、11ページ、12ページをお願いいたします。

支出ですが、1款資本的支出1項建設改良費3目固定資産購入費695万8,000円の減額についても、事業費確定に伴い調整を行ったものでございます。

以上、平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4回)の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第25号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 平成26年度町政執行方針・教育行政執行方針

○議長(方川一郎君) 日程第15 平成26年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を行います。

まず、町政執行方針について、高橋町長、御登壇ください。

○町長(高橋正夫君)[登壇] 平成26年度町政執行方針を報告をさせていただきますと思います。

一番初めに、平成26年、町議会第1回定例会の開催にあたりまして新年度の町政

執行に臨む基本的な考え方と施策の大綱について申し上げさせていただきます。

平成9年に就任をさせていただいて以来、まちづくりは人づくりの町民参加による協働のまちづくりを基本理念に、元気で明るく温かく、そして豊かなまちほんべつを目指し、町民の皆様とのふれあいを大切に、町民生活に起点をおいたまちづくりを全力で進めてまいりました。

この間、住民に最も身近な基礎自治体として行政サービスの維持、向上を図り、創意と活力に満ちたまちづくりが推進できましたことに対し、改めて敬意を表し、深く感謝を申し上げる次第であります。

また、昨年8月の町長選挙におきまして、まちづくりの重点目標として協働で安心と活力と夢あふれるまちづくりを掲げ、町民の皆様の信任を賜り、引き続き町政を担うことになりました。

さらなる本別町の発展を目指して、全力を傾注してまいりますので、町民の皆様を始め議員各位の御支援、御協力をお願いする次第であります。

町政に臨む基本姿勢であります。

政府の経済見通しによりますと、平成26年度の我が国の経済は、施策の推進などにより前年度に続き堅調な内需に支えられた都市部では景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現されるとしてはありますが、地方においてはその実感が未だなく、依然として景気の低迷が深刻化しております。今後の地方財政を取り巻く環境は、厳しい状況が続くものと思われます。

また、昨年の閣議において、本年4月1日に消費税率及び地方消費税率を5パーセントから8パーセントに引き上げることを決定いたしました。その駆け込み需要とその反動減が予想されることや、自治体会計にも大きな負担となっております。

さらに、国の予算編成方針におきまして、社会保障を始めとする義務的経費などを含め、経済成長に資する施策に重点化を図り、具体的施策として社会保障、社会資本整備、地方財政の歳出を抑制すると掲げており、社会保障制度の見直し、TPP問題などが重なり、地域の産業や国民生活への影響が心配されるところであります。

地方財政対策では、本年度も通常収支分と東日本大震災分を区別して整理し、通常収支分については、地方消費増税、景気回復及びデフレ脱却を前提として、地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとあります。

しかしながら、これを本町財政の視点で見ますと、地方交付税は、地方財政計画では前年度を下回り、町税収入の増加も見込めず、さらに国、道補助負担金の一般財源化や削減など歳入の確保が難しく、他方では、地域経済の活性化や雇用機会の創出、高齢、障がい、子育て支援を始めとする福祉、医療などの地方負担が増加し、行政需要に対する財源不足が生じるなど厳しい状況にあります。

以上のことを踏まえ、平成26年度の町政執行にあたっては、行財政改革の推進など、財政運営の安定を図りながら、地域の活性化や諸課題を解決していくために、新

年度の予算編成にあたっては、第6次本別町総合計画を基調に予算の重点化、効率化を図る中で、本別町の個性と元気が発揮、発信できるよう、合わせて町民生活に密着した事業の確保と町民が夢と希望の持てる施策の展開を図りつつ、一方でできる限り有利な財源の確保など、将来に向けた財政基盤の確立にも配慮をしたところであります。

平成26年度主要な施策推進の基本的な考え方であります。

一つには、生涯を通じて学び夢と未来を育むまちづくりであります。

まちづくりの主役であります町民の皆さんが、行政や各関係機関、団体などとの協働により、健康的で文化的な活力あふれる快適な生活を創造していくため、生涯学習によるまちづくりを推進してまいります。

特に、子どもたちが将来の夢や希望をしっかりと描き、未来に大きな目標をもって生きていく心を育む環境づくりが求められていることから、家庭、学校、地域が融合し、大人と子供が一緒になって日々学ぶほんべつ学びの日宣言の理念のもと、関係機関、団体と連携を図りながら、四つの風事業の推進と教育環境の向上に努めてまいります。

さらに、第7次社会教育中期計画の三つの基本目標、学びのための環境づくり、学びからの人づくり、学びを通じてのネットワークづくりを社会教育の実践活動と位置づけ、次代を担う子供たちから豊かな知恵と経験を備えた高齢者まで全ての町民がいきいきと活動できるよう、生涯各期における社会教育活動の充実に努めますとともに、学びの成果を日々の生活や地域活動などに生かすため、町民一人一人が主体的に学び続けることができる環境づくりに努めてまいります。

二つ目は、地域資源を生かした豊かなまちづくりであります。

本町の農業は、恵まれた自然と土地資源を活用した経営が展開をされ、地域を支える基幹産業として発展をするとともに、国土や環境の維持、保全など多面的な機能を発揮し、本町の経済社会の基盤として大きな役割を果たしているところであります。

本町農業につきましては、道内経済並びに異常気象の影響を受けるなど依然として厳しい状況におかれていますことから、今後も引き続き農業、農村の持続的発展に向け、安全、安心で良質な農畜産物の安定供給と環境保全などの役割を推進するために農業者、関係機関との連携を図り、担い手の育成・確保対策、鳥獣被害防止対策、土づくり事業、てん菜の作付振興対策及び新規作物の導入に向けての調査研究など効率的かつ安定的な施策を積極的に展開してまいります。

次に、畜産振興につきましては、良質で安全、安心な生乳の増産体制の確立のための搾乳牛の導入及び黒毛和牛の確保対策によりまして畜産経営の安定を図ってまいります。

さらには、家畜自衛防疫体制の強化及び家畜排せつ物の管理適正化を推進してまいります。

農地の基盤整備につきましては、道営畑地帯総合整備事業等により基盤整備事業を

推進しますとともに食料供給基盤強化対策事業に取り組み、受益者負担の軽減を図ってまいります。

また、多面的機能支払交付金による地域共同によります農地、農業用施設等の資源の保全管理と、農村環境の保全向上の取り組みに対し支援をしてまいります。

次に、林業振興につきましては、伐採後、放置されております造林未済地が増加する傾向にありますことから、森林所有者の意向調査を行い、民有林の造林を推進し、さらには担い手の育成、確保、町有林の整備など、健全な森づくりに向けた事業の推進と循環型林業の構築を図ってまいります。

環太平洋経済連携協定、T P Pにつきましては、依然と不透明な状況の中で協議が進められていますが、これまでに引き続きT P P協定交渉の即時撤退を求めオール本別で反対の姿勢を貫いてまいります。

次に、商工業につきましては、大変厳しい経済情勢にあります。これまでに引き続き、地域資源や地域の特性を生かし、付加価値をつけた取り組みとそれを担う人材育成に努めてまいります。

さらに、愛町購買意識の向上と消費者にとって安心、安全で魅力ある商店街づくりを目指してまいります。

また、本別町企業誘致条例及び起業家支援要綱による新規開業や新分野での事業活動、工場等の新設、増設に対し、積極的な支援を行い、雇用の創出、安定化を図り、商工業の振興に努めてまいります。

次に、観光の振興についてであります。北海道横断自動車道の開通によりまして、道央圏を中心に十勝地域への交流人口が大幅に増加していますことから、緑豊かな自然あふれる義経の里本別公園や道の駅などの観光施設の整備と合わせまして、農業や地域の人々との交流、本別ならではの食など、魅力ある地域資源として整備を図り、観光の振興に努めてまいりたいと思います。そのためには、パンフレット、広告、インターネット、ケーブルテレビなどのメディアを最大限活用し、町の情報発信に努めてまいります。

さらには、活力ある地域づくりを推進していくために、地域の豊かな資源や優位性などの魅力を積極的に発信し、交流人口の拡大や移住促進につなげていくことが必要であります。関係機関との連携を図りながら移住、観光など地域情報の提供を始め、各プロモーション活動などを通じて、圏域外からの移住、交流の促進に取り組んでまいります。

三つ目に、ともに支え合い、安心、安全に暮らせるまちづくりであります。

本町の高齢化率は、平成26年度には36.5パーセントと推計をされております。後期高齢者が今後も増加する超高齢社会を迎える中で、これまで参加、連帯、自立を理念といたしました健康長寿のまちづくり条例を基本に、町民参加によります創造的な福祉施策に取り組んでまいりました。

ともに支え合い、いつまでも安心して暮らせるまちを願い、町民の総意により宣言していただきました福祉でまちづくりを合言葉に、福祉サービス基盤整備、子育て支援や生きがいづくり、地域の見守りや日常生活支援など、地域住民、福祉団体、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、重層した福祉サービスの提供とネットワークづくりを進めてまいります。

地域福祉の充実につきましては、悲惨な孤立死を発生させない地域づくりを目指した在宅福祉ネットワーク活動への支援、制度の狭間にあります高齢者や障がいのある方の日常生活支援を行います安心生活創造事業の充実に努めますとともに、災害時要援護者避難支援計画につきましても、今年度新たに、避難行動要支援者実態調査の実施をさせていただきながら個別計画の作成を自治会や民生児童委員など、町民の皆様の御協力をいただきながら引き続き推進をしてまいります。

次に、児童福祉につきましては、子ども未来課の設置によりまして、幼児教育、保育、地域の子供、子育て支援を総合的に推進しますとともに、平成27年4月からスタートします新たな支援制度への移行に向け、子ども・子育て支援事業計画、平成27年度から31年度の策定を始め必要な準備を進めてまいります。

子育て支援の一環といたしまして第3子以降の保育料の無料化を図りますとともに、誕生記念品の贈呈など若い世代にとって子育てしやすい、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

さらに、町内の保育所等が老朽化しつつありますことから、子育て環境の充実を図るために、保育と子育て支援の総合的な拠点施設としての仮称、子ども未来センターの整備構想の検討を行ってまいります。

また、安心して子育てができますように、課税世帯の小中学生に係る医療費を町単独により全額補助の拡大を8月から実施をしてまいります。

仙美里及び勇足へき地保育所の給食につきましては、4月から導入をすることとし、他の子供とのかかわりや楽しく食べる体験をとおして食への関心を育み、栄養士によります食の大切さや望ましい食習慣のあり方、食べ物への感謝の気持ちを育てる食育の指導に努めてまいります。

高齢者福祉及び介護保険事業につきましては、第5期銀河福祉タウン計画に基づきまして、高齢者福祉施策の充実及び介護保険事業の安定した運営に努めますとともに、本年度改定をします第6期銀河福祉タウン計画、平成27年度から29年度は、計画策定のための高齢者実態調査を実施して高齢者や地域の課題をより具体的に把握し、施策の充実を図ってまいります。

地域包括支援センターでは、介護予防マネジメント、高齢者虐待防止や介護相談員、やすらぎ支援員の派遣事業など活動の充実に努めますとともに、町内の歯科医院と連携し口腔機能向上事業を引き続き実施をさせていただきます。介護予防事業等の充実と強化を図ってまいります。

権利擁護事業につきましては、社会福祉協議会と連携しながら、町民からの各種相談に応じますとともに、社会福祉協議会による法人後見業務の取り組みや担い手の育成、町民からの各種相談の生活課題等に対応するあんしんサポートセンターの運営に対する支援に努めてまいります。

次に、障がい者福祉につきましては、本別町障がい者福祉計画に基づきまして、住み慣れた地域でいきいきとした生活が送れますように、各種障がい福祉サービスや相談支援体制の充実に努めますとともに、生活弱者や障がいのある方、さらに高等養護学校卒業後の就労支援、平成27年度開設を目標に、居住の場の確保など生活の安心の拡大に向けた基盤整備について検討を進め、町内NPO法人や関係機関と協議を進めてまいります。

さらに、チャレンジ雇用によります中間的就労から一般就労へとつながります社会訓練の場への提供と支援を引き続き実施をしてまいります。

また、第5期障がい者保健福祉計画、平成27年度から29年度の策定に向けまして、関係団体との協議など策定に向けて取り組みを進めてまいります。

健康管理センター事業につきましては、乳幼児期から高齢期まで、全てのライフステージにおいて健やかに安心した生活が送れますように、家庭や地域、職場などにおけます各種検診事業の普及啓発に努め受診率の向上を図りますとともに、特に生活習慣病の予防など健康づくりに必要な健康相談や保健指導を推進してまいります。

母子保健につきましては、安心して子供を産み、育てられるよう、妊婦一般健康診査の助成を継続しますとともに、乳幼児健診や母親への支援事業を推進をし、また、入院治療を必要とします未熟児に対して指定養育医療機関における養育医療の給付事業を引き続き行っていきます。

感染症対策につきましては、乳幼児予防接種の接種率の向上を図るため、保護者に対して十分な周知に努めますとともに、町内の医療機関との連携を深め接種体制の充実に取り組んでまいります。

成人保健につきましては、40歳から74歳の国保加入者を対象といたしました第2期特定健康診査等実施計画における目標の達成に努めますとともに、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診につきましては、新規受診者や未受診者に対する啓発に努め、受診者数の拡大を図りますとともに町民の健康づくりに努めてまいります。

心の健康づくり事業につきましては、月1回の心理カウンセラーによります心のほっと相談を引き続き開設し、相談体制の充実に努めてまいります。

老人ホームの運営につきましては、利用者のニーズや状態に合ったサービスを提供しますとともに、利用者の方々が持っている能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援を行ってまいります。

また、関連機関と連携を図り、サービスの質の向上を目指し、利用者、家族、地域に信頼をされる施設の運営に努めてまいります。

老人ホームの改築につきましては、整備手法等について本別町地域包括ケア基盤整備検討委員会で検討を進め、関係団体の意見の集約や町民説明会を実施し、今年度基本構想をまとめてまいります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、依然として厳しい財政運営であります。地域の経済状況、高齢者の負担増などを考慮いたしまして、本年度も税率の改正は行わず、基金の繰り入れなどで対応をしてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合から新保険料率が示されたところであります。今後も高齢者等にかかる医療制度の情報収集を続け、運営主体の広域連合と連携を図ってまいります。

次に、病院事業につきましては、中・長期計画を推進し、病床数60床の維持や初期救急など現在の医療水準の確保を図り、周辺地域の拠点病院としての役割を担ってまいります。

病院事業会計の運営につきましては、引き続き医師、看護スタッフなどの確保を進め、外来患者及び病床稼働率の向上により収益確保を図りながら、材料費、維持管理費などの経費節減に努め経営体制の強化に努めてまいります。

診療体制は、内科、外科、基礎診療科を中心に、医療機器の更新や病診連携など診療機能の充実を図り、1.5次医療として耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科など、町民の医療ニーズに応えた専門診療科の充実を努めますとともに、町民の皆様に病院運営に参画していただく活動を推進し、地域に開かれ、信頼される病院づくりに取り組んでまいります。

防災対策につきましては、本別町食料・防災資機材備蓄計画によりまして、年次的に食料、物資等の整備を行い、町民生活の安心、安全を確保しますとともに、自治会、関係機関を対象といたしました防災研修会等を開催し、風水害や地震、土砂災害などの各種災害に対し、防災意識の高揚を図ってまいります。

さらには、交通事故のない、犯罪のない明るく住みよいまちを目指し、関係機関の御支援をいただきながら町民一人一人の防犯、交通安全意識の啓発に努めてまいります。

4番目には、快適でやさしさのあるまちづくりであります。

安全で快適な生活環境の基本となります生活道路の整備は重要でありまして、本年度の町道整備につきましては、継続事業で6地区、新規事業では3地区の道路改良工事等を実施してまいります。

また、交通手段を持たない町民の足を確保するために、ふるさと銀河線代替バス、本別・浦幌生活維持路線バス、太陽の丘循環バスや町有バスなどの公共交通機関の安定的な運行に努めてまいります。

次に、循環型地域社会につきましては、太陽光などの再生可能エネルギーの推進や電力供給逼迫によります省エネルギー対策が推進されてきております。

本町といたしましては、今後も身近な自然エネルギーの活用を図りながら、新エネルギー・省エネルギー対策の普及活動を推進してまいります。

また、一般家庭への太陽光発電システムの導入助成、公共施設の先行導入など、環境にやさしいまちづくりの一環として、CO₂削減によります地球温暖化防止への寄与と消費電力削減によります省エネルギー化を目指してまいります。

なお、現在、進めております太陽光発電設置、高齢者住宅改修支援、資金の貸し出しへの助成などを総合的にまとめた、仮称の住宅リフォーム制度の設立に向けて検討を進めてまいります。

次に、水道は、町民生活や経済活動を支える施設として重要な役割を担っております。このため施設の整備や維持管理を計画的に進め、安全で良好な水を安定的に供給できる努力をしてまいります。

下水道につきましては、施設の整備と維持管理に努め、水洗化の促進を図り、公共下水道区域外で実施しています浄化槽整備事業につきましても、引き続き事業の推進を図ってまいります。

公営住宅の整備につきましては、住環境の向上を図るために本別町住宅政策推進計画に基づきまして実施をしてまいります。

公園緑地の整備につきましては、全道各地から観光客が訪れます義経の里本別公園を始め、その他の公園施設につきましても効率的な維持管理を行い、町民の憩いとふれあいの場として快適な環境づくりに努めてまいります。

本町の有効な土地利用を図るために、本別町都市計画マスタープランを基本として、用途地域の見直しを行ってまいります。

ごみ処理事業の推進につきましては、地域、町民の皆様の御協力により、資源集団回収事業を活発に取り組んでいただいています。ごみの減量化や資源化を進めておりまして、今後、より一層のリサイクル率の向上を目指してまいります。

また、近く埋立地が満了となります銀河クリーンセンターにかわる終末処理場の確保や、生ゴミ、下水道汚泥等を再生可能エネルギーとして活用する方法について検討を進めてまいります。

五つ目の町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりであります。

地域コミュニティ意識が多様化する社会に対応するため、引き続き協働の視点で、町民の皆様や企業、団体、学校などと連携し、これまでに培ってきた町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりを進め、あわせて行政の持つ情報を積極的に公開し、町政の透明性、公平性に努めてまいります。

次に、行財政改革の推進につきましては、町民の皆さんと行政の協働による新しい公共をテーマとした第4次行財政改革大綱及び推進計画に基づき、計画の着実な推進を図り、あらゆる事態にも対応できる体力のあるまちづくりを目指してまいります。

また、自分たちの町のことを自分たちで考えて決めていくためのルールを町民、議

会、行政が連携し町政運営の基本的な仕組みである自治基本条例の制定に向けた検討を進めてまいります。

次に、広域行政の推進につきましては、十勝の市町村と連携し、効率的で質の高い行政サービスの提供を図るため、定住自立圏構想の取り組みを積極的に推進しますとともに、高速自動車道路網を利活用した近隣市町村との多様な連携によります交流人口の拡大と地域経済の活性化を目指してまいります。

さらに現在、十勝圏複合事務組合におきまして、住民の安全、安心、サービスの向上を基本理念に消防広域化を進めております。本年度は、消防救急無線のデジタル化整備工事を着工し、あわせて十勝圏広域消防運営計画に基づき、規約の作成等を行うこととしております。

今後とも構成団体といたしまして、十勝圏域全体から信頼されます消防体制の構築に向けた取り組みに参加してまいります。

本別町個性あるふるさとづくり寄付金は、個性と魅力あるふるさとづくりを全国にPRし、本年度から町外の寄付者に地元特産品を贈呈し、いただいた寄付金は、より一層有意義な運用を図ってまいります。

国際交流、地域間交流活動の効果は広範多岐に及ぶもので、日常とは異なる環境における体験活動をとおして豊かな感性を醸成するため、引き続き地域間交流活動を進めてまいります。

むすびであります。以上、平成26年度の町政に臨むにあたり所信を申し上げます。ありがとうございました。

本町を取り巻く環境は一段と厳しさを増しておりますが、これまでと同様、町民の皆様と築いてきたまちづくりの実績と信頼を大切に、まちを支える町民の皆様の頼もしい力をいただきながら、ともに学び支え合い活力のあるまちづくりを目指しますとともに、地域資源を最大限活用した企業誘致、雇用の拡大に向けて全身全霊を傾けて積極果敢に取り組んでまいり所存であります。

町民の皆様、町議会議員各位の一層の御理解と御支援を賜りますように申し上げます。執行方針とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 次に、教育行政執行方針について。

水谷教育委員長、御登壇ください。

○教育委員長（水谷令子君）〔登壇〕 平成26年町議会第1回定例会の開会にあたり、教育行政執行方針について申し上げます。

本町においては、激しく変化する社会情勢に加え、人口の減少と少子高齢化を反映し教育環境も厳しい状況となっている中、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成など、子供たち一人一人がたくましく生きぬいていく生きる力を育む教育のより一層の推進と家庭、学校、地域が一体となって、子供たちの教育やまちづくりに主体的に参画する人づくりに対する教育の果たす役割が益々重要になってきております。

教育委員会といたしましては、教育が未来を担う人材を育成する基盤であるとの認識のもと、町民一人一人が生涯にわたって生きがいをもち、いつでも、どこでも、誰もが学ぶ、生涯学習社会による協働のまちづくりの観点からほんべつ学びの日の充実に努め、関係機関、団体と連携を図りながら町民の皆様の信頼に応えるよう教育行政を推進してまいります。

平成26年度の教育行政を推進するにあたり、主な施策の基本的な考え方について申し上げます。

町民一人一人が生涯学習の観点にたつて、子供たちとともに学びへの関心を高め、豊かな心を育むまちづくりを推進するため、ほんべつ学びの日事業、四つの風のさらなる充実のため、学校が実施する事業や行事などをおして普及啓発活動を行うとともに、家庭、学校、地域が連携しながら、大人と子供たちがともに日々学ぶ取り組みを推進いたします。

始めに、学校教育の推進につきましては、全国学力、学習状況調査等では、これまでの取り組みによる一定の成果が見られましたが、その結果分析を踏まえ学校改善プランなどを作成し、確かな学力の向上を図るための授業改善、工夫と望ましい生活習慣や学習習慣の定着などを身につくように、それぞれの学校が特色ある教育課程の編成に努めます。

また、家庭学習においては、みずから進んで学習に取り組めるように家庭学習の手引きなどの活用方法を工夫し習慣化を図り学力向上に向けた取り組みを推進いたします。

豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進では、地域全体で心身の健やかな発達を支えることが大切であり、道徳教育の充実により規範意識や命を大切にする心や思いやりの心を身につけるため、本町の恵まれた自然と地域の皆様の知識と知恵を積極的に活用し、さまざまな体験活動をおして社会性豊かな人間性を育てまいります。

特別支援教育につきましては、引き続き町内全校に特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育連携会議の機能充実を図り、一人一人の子供たちに応じた個別支援を充実いたします。

いじめや不登校の根絶に向けた取り組みにつきましては、中学校へのスクールカウンセラーの配置や教育アドバイザーの定期的な学校訪問などにより、未然防止や早期対応に向けた学校内の指導体制の充実に努め、早期発見、早期解消に向けた児童生徒へのきめ細かな指導の充実に努めます。

国際理解教育の推進につきましては、引き続き中学校に英語指導助手を配置し、生徒の実践的コミュニケーション能力の育成に努め、小学校においても外国語活動に応じた英語に慣れ親しむ活動の充実を図ります。

また、本年度は、姉妹都市オーストラリア・ミッチェルに中高生を派遣し、ホームステイにより生活習慣やオーストラリアの文化、歴史、自然を体験し、学校訪問や市

民との交流をとおして国際的な視野を広め、両町の交流と親善を深めるとともに、明日を担う人材の育成と国際社会の将来を見据えた国際理解教育の推進を図ります。

勇足小学校の姉妹校である立江小学校との交流研修につきましては、本年度は、友好都市、徳島県小松島市へ勇足小学校の児童を派遣することになっており、長年培ってきた絆を相互交流研修などをとおして、さらに深める事業を推進します。

教育環境の整備につきましては、子供たちが安全で安心して学べる環境づくりのため、各学校の施設、設備等について必要に応じた修繕や改修などにより整備充実に努めます。

また、老朽化したスクールバス1台の更新を行うとともに、児童生徒が安心して通学できるよう、スクールバスの安全、安心な運行に努めます。

本別高校への支援活動につきましては、少子化に伴い中学卒業生数も減少し益々厳しい時代を迎えており、本別高校の存続、2間口の確保が緊急的課題にあります。本別高校及び本別高校の教育を考える会と連携を図りながら、魅力ある学校づくりの各種支援策を継続いたしますが、本年度から通学費支援では、通学費を全額補助し、また、新たな支援として、新入学生の制服の購入費を助成することといたしました。

今後とも非常に厳しい状況ではありますが、本別高校への進学を促すべき近隣中学校への支援策のPRなど、地域の高校としての存続活動を強化いたします。

食育の推進につきましては、食の大切さや望ましい食習慣のあり方、食物への感謝の気持ちを育む学習など、学校における食育の指導の充実に取り組むとともに、生産者との協力により良質な地場産の食材を活用して、美味しくて喜ばれる栄養バランスのとれた学校給食の提供に努めます。

また、新しい学校給食共同調理場は、地元カラマツ材を利用した最新の調理施設として2月に完成し、新学期から業務を開始いたします。新しい施設はアレルギー食調理室を備えており、食物アレルギー対応の給食を提供するとともに、2階研修室から調理室等が見学できる施設となっていますので、児童生徒はもちろん保護者、町民の皆様にも研修の場として活用していただき、望ましい食習慣等の理解を深めていただくなど、食育の推進に努めます。

さらに、本年度から勇足と仙美里のへき地保育所に給食を提供し、幼児期から食べる楽しさや食習慣の大切さを指導することといたしました。

なお、本年度は旧調理場等の解体、車庫、物置の設置及び太陽光発電パネル設置の工事などを予定しております。

社会教育の推進につきましては、第7次本別町社会教育中期計画が3年目を迎えます。町民が心豊かに生涯にわたり自己実現が図れるよう各種学習機会の提供や明るい地域社会の創造を目指します。

家庭教育支援事業につきましては、就学前の子育て中の保護者を対象に、関係部局、地域サークルと連携を図りながら学習機会や情報の提供など、より充実した子育て支

援や家庭教育に向けた総合的な取り組みを引き続き進めます。

学校支援地域本部事業では、学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで学校運営を支援し、子供たちを健やかに育む体制を構築する中で、学校などの希望や要望に応じて、より効果的な学校支援に努めます。

第30年次を迎える本別・南三陸ふるさと交流研修会につきましては、今後も交流をとおして、多くのリーダーを育て、両町の子供たちの絆をさらに深めることができるよう推進します。

新たに、ふるさと本別をよく知ることによって本別町を理解し本別町を愛し、その中で芽生えた本別にしかない魅力や地域の輝きを発見するためにほんべつ学講座を図書館、資料館と連携し開設いたします。

公民館活動につきましては、趣味や教養などを中心に町民が主体的に取り組む講座や子供たちにもものづくりの楽しさを体験してもらう教室のほか、芸術文化活動の促進を図るため、個人、サークル、文化団体と連携し、展示会や各種発表会など、自主的な文化活動に対する支援と、我が国の長い歴史と伝統の中から生まれ守り伝えられてきた伝統文化の茶道や舞踊等の継承活動の支援に努めます。

図書館につきましては、胎教からの読み聞かせの大切さを伝えるファーストブック事業を継続し、絵本をとおして親子のふれあいが心の財産となるよう進めます。児童生徒の想像力、表現力を高め国語の学力向上を図るため、ふるさとのよさを知る絵本づくり講座を実施し、さらに、本のまち夢づくり事業としてふるさと、本のまちを発信し、文学世界をテーマにした写真展と講演、出前授業を開催いたします。

資料館では、7月15日本別空襲を伝える企画展を開催し、北海道で5番目となる空襲被害を受けた本別と道内のほかのまちの空襲のかかわりを考えるとともに、新たに得た本別空襲の情報を伝え、歴史学習や平和学習の場としての活用を図ります。

また、木材のまち、ほんべつを発信するため、図書館、資料館事業として、子供たちが木をとおしてふるさとの歴史や自然を学び、体験と交流を深め、学びの成果を表現する力を養います。

社会体育活動につきましては、年齢や性別を問わず、それぞれの体力や年齢に応じてスポーツを楽しむことができるようあかげら少年団、健康づくり教室などを実施するほか、ノルディック・ウォーキングなど、軽スポーツの普及啓発に努めるとともに、毎年5月最終水曜日に世界中で実施される町民総参加型のスポーツイベントチャレンジデーを本年度も開催し、町民の健康づくりやスポーツの振興、地域の活性化を図るため町民皆スポーツの推進に努めます。

また、体育の日の事業として本別公園を会場に義経の里スポーツフェスティバルを開催し、町民マラソンや自然散策、ゲームラリーなど、子供から高齢者まで、スポーツに、健康づくりに親しめる内容にしてまいります。

昨年度から整備を進めている太陽の丘野球場につきましては、外野及び外周芝、本部席、トイレ等についての整備を進め平成27年度からの供用開始を予定しております。

あわせて、太陽の丘環境整備として駐車場及び排水流末等の整備を行います。

以上、平成26年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

子供たちが恵まれた自然や深い歴史と素晴らしい風土の中で、心豊かにそして健やかにたくましく生きていけるように、また、町民の皆様が芸術、文化やスポーツに親しみ、明るく元気で喜びと希望に満ちた暮らしとなりますよう取り組んでまいりますので、町民の皆様を始め町議会議員の皆様の深い御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。平成26年度教育行政執行方針といたします。

◎散会宣言

○議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のために申し上げます。

明日3月5日から10日までの6日間は休会であり、3月11日午前10時、再開であります。

これをもって、通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は3月6日正午をもって締め切ります。質問のある方は締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣言（午後 2時45分）